

が、さうした企ては非常な富力を持つてゐるものでなければ試みることの出来ないものであつた。しかし、間もなく瓦葺が流行して、慶長の末年には、江戸の市街は最早や大部分瓦葺になつてゐた。

江戸の市街が追々整頓せられ、その建築物が漸次美化せられた時には、最早そこには空地がなかつた。一軒の家を建つべき餘地さへもなくなつてしまつた。そこで、慶長八年には、大規模の都市擴張計畫を立て、全國の人夫を徵發して、海岸に方三十餘町の埋立地を造らせた。埋立に用ひた土は、皆な神田山から引いたが、それらの日には中々の大工事であつたので、同時代の物識りはそれを清盛の經ヶ島築造に比較し、今度の埋立地は經ヶ島の十倍であると云つた。かうして江戸は新たなる市街地を得、南は品川、西は田安の原、北は神田の原、東は淺草まで、肆店の櫛比する一大都市となつてしまつた。同時代の物識りは江戸の發展を喜んで、それを支那の北京に比較し、「震旦の都は家居が百萬軒だといふから、それとは比べ物にならないけれど、江戸は上に仁君があつて萬民を憐むんでゐられる」と云つて、外觀よりも内容に於いて江戸の優つてゐることを指摘して自から慰めようとした。^(三六)

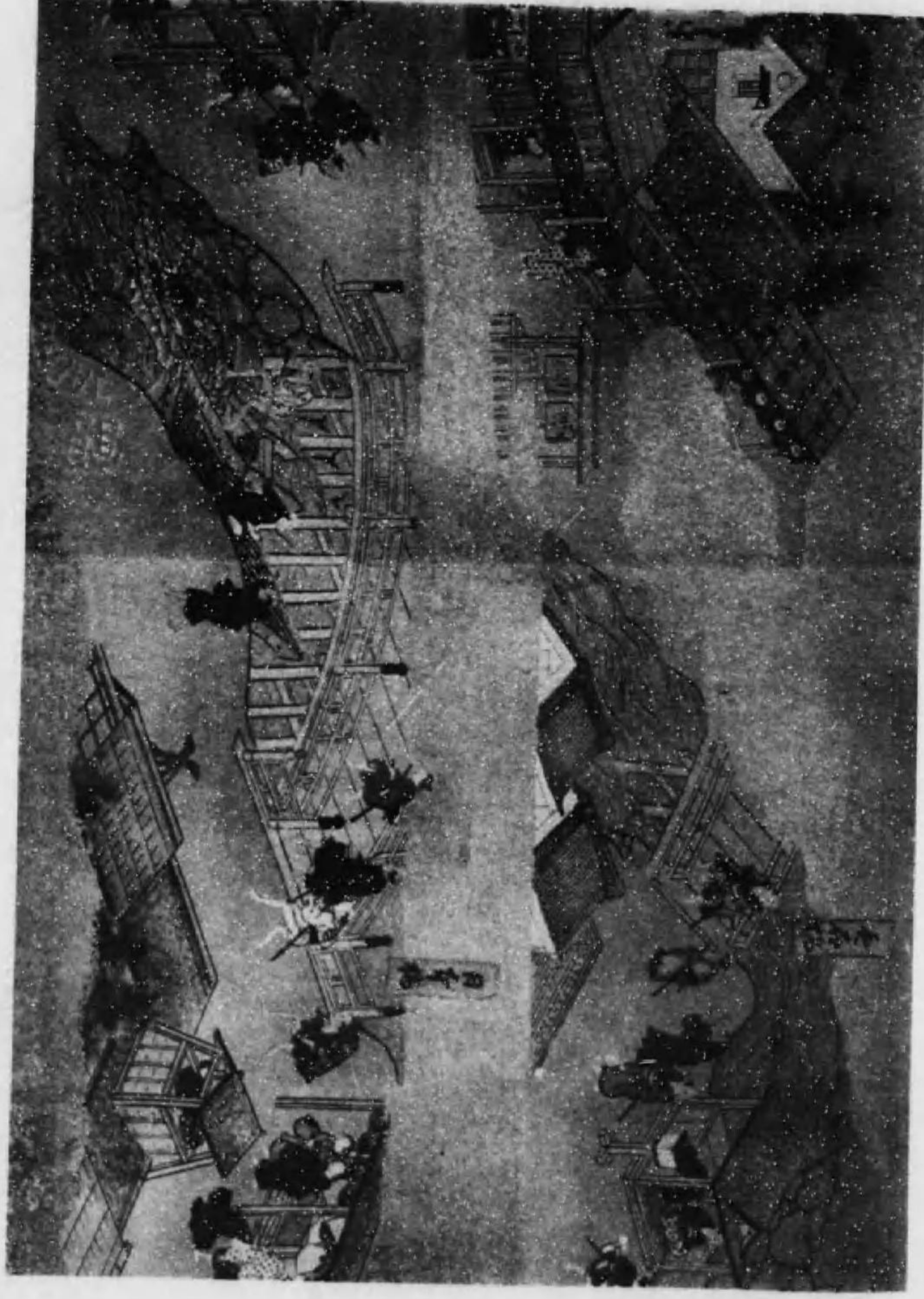
この年秀忠は、築地を造つて新たなる町割をすると同時に、城の大手から南流する

埋立地三十餘町

道路修築

江戸の誇り、日本の誇り、全國交通の中心點で、昔あり、今日も尚ほある日本橋は、慶長八年に初めて架けられたものであるが、其後元和四年に架け換へられた。此圖は秋元子爵家に保存される『東海道繪卷』の一部であつて、素より創築當時の有様ではないけれど、明暦の火災以前のものであることは明らかである。慶長見聞集』は元和四年の架換へることを記して、「大河なればとて、川中へ兩方より石垣をつき出しつけ給ふ。敷板の上三十七間四尺五寸、廣さ四間二尺五寸なり」と云つて居る。此圖はつゞつ其頃の寫生であらう。兩岸の町家の構造、河上を航行する船船の状況、通行人の服装行儀に連るまで手に取るやうに見えて興味が深い。日本橋を描いたものとして、此圖、最も古からつと一般に信じられてゐる。

日本橋



より一帯に前うらひする。

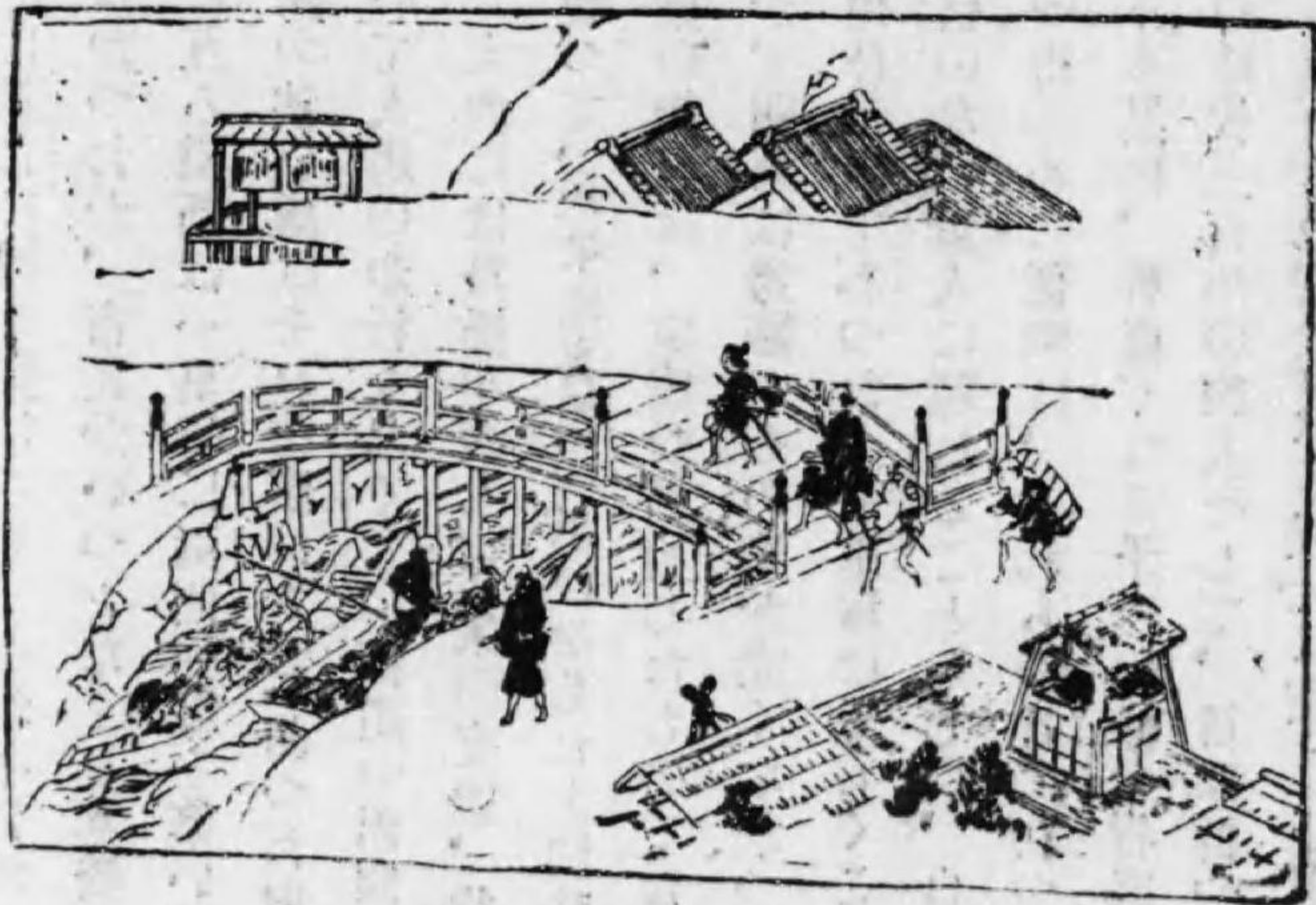
本編が新ひさしのうらひ、此圖は原も古もさ
 至るまで手に取るやも二見より興和の著り。日
 土が神に作る神傳の相床、熊手人の罪惡許辯に
 り其原の竈坐つとも。兩岸の伊宗の對岸、所
 四間二尺正七寸あり」と云つて居る。此圖はこま
 じりも餘は。遺跡の上三十寸間四尺正下、竈を
 「大崎よりいさう、川中へ兩式より汗風をかき出
 見聞集」の尺床四半の築建へのごころを引つて、
 茨城前のもつともごころを引つて居る。劉真
 より陸奥當和の春繪よりいさういさう、興和の火
 寄りある『東野熊傳』の一語をいさう、兼
 四半に築む建へといはれ。此圖は將元千御宗に引
 半の時より築むといはれごころは、其分尺床
 了、昔より、今日も尙ある日本館に、劉真八
 五尺の館に、日本の館に、全國交遊の中心處

日本 齋

一里塚

川筋に新たに橋を架けさせ、それを日本全国の道路の起點と定めた。この橋は始め名
がなかつたが、市民がいつとなく日本橋と呼び慣らしたのであつた。その起點から東
西に互る道筋は一里毎に兩側へ塚を築いて、その上に榎その他の樹を栽ゑしめた。^(三七)又
道路の狭い處はそれを廣げさせ、曲つた處は眞直にさせ、路面に凸出してゐた石を取り
除いて人馬の歩行を易くし、街道の兩側には松杉を栽ゑさして、小川には悉く橋を架
け、大河には舟橋を渡し、民衆の交通、貨物の運搬を便にした。道普請は慶長十七年頃
に竣つて、民衆は喜悅の思ひをしたと同時代の人は記してゐる。かうした道路の修築、
橋梁の架設は、家康が創始したものでなく、既に信長の時から始まつてゐたのであつ
たが、關東は邊鄙でその業が完くなかつたから、家康は特に東部日本の道路改築に意
を用ひたのであつた。一里塚は恐らくこの時に創意せられたもので、それが旅人をし
て信^{まこと}のない里人に尋ねることなしに、自分達の歩みつ、ある道の距離を自から知るこ
とを得しめた便利は、それらの日に在つては大に感謝に値したことであらう。枝おも
しろき黒松、幹直ぐなる矛杉の縁の行路樹は、かうした修築の日に栽ゑつけられて、
江戸時代三百年の旅人をして、目は鮮やかな緑の色に娛まされ、身は烈しき日の光り
から遮ぎられ、或時は其根元に憩うて春草の花の香に旅の憂きを忘れ、或時はその奏^{なま}で

日本橋



〔巻繪道海東〕橋本日の前災火曆明

る秋風の琴の音に足の疲れを忘れさせ、
時たま我邦を訪れる外人を(三八)して、西の國
々に見られない行路樹の美觀を稱へしめ
た。家康の栽植した行路樹の功果は、眞
に強力で、單にそれが景觀に美を與へた
のみではなく、三百年の長い間、それは民
衆に向つて一種の慰藉となり、目標とな
り、地方々々の矜誇となつて、内的生命
を賦與した點に於いて、之を時代の最も
重要な施設と見ることが出来た。

日本橋は江戸の中央に在つて、人馬の
通行が頻繁なので、元和四年に架け替へ
をした。川幅は今よりも廣かつたと見え
て、兩岸から川中へ石垣を突き出し、其間
を桁を以て連絡した。敷枚の上は長さが

水路標

野地ほんぎ

三十七間四尺五寸、廣さが四間二尺五寸あり、橋の袂には色々の高札が立てられた。

家康は陸路の修築をして交通を便利にしたのみならず、水路の改善を計つて舟楫の
利に頼らうとした。彼れが多數の堀を鑿たせたのは、大阪に倣うて水運の便を益さう
としたものであつた。江戸灣に注入する淺草川は、可也に運搬作用の烈しい河川であ
り、それが爲め下流には年々三角洲が發達して、満潮時には肉眼に入らない洲が處々
に横はつてゐるので、出入の船は屢々それに乗れり揚げて破壊した。瀬戸物町に住ん
でゐた野地豊前といふものが、天正十九年に洲崎へ水路標を立て、可航水路を出入
の船舶に教へた。船頭らは非常にそれを喜んで、それ等を「野地ほんぎ(三九)」と呼んだ。「ほ
んぎ」といふのは古語の「漂滯(ミヅクシ)」のことで、難波(大坂)などのやうに年々三角洲が河尻に
出来る河港に於いては、是非ともなければならぬものであつた。それ故難波江には、
非常に古い時代からそれがそこに設置してあつた。(三〇)今も東京に残つてゐる「かし」の地
名には、皆な「河岸」といふ文字が充て、あるが、あれは本來は河岸を意味する語でなく
て、舟を繋ぐ木を指して云つたと、又それを昔は「はつ木」と云つたとは古歌によつて
知られる。それらの日には、江戸の河筋には、岸に多くの「かし」が樹てられ、それらに
碇泊する船の繋がれてあつたことが想像せられる。野地ほんぎは最早や元和の頃には

「八百八町」

朽腐して影も形も止めなかつたけれど、舟子らはそのほん木の立つてゐた洲をさう名づけて、永く彼れの恩を忘れまいとした。野地ほんぎの洲は今日では位置が不明であるが、恐らくは當時の港外——今の日本橋區の東南部であつたと思はれる。

慶長十年、家康は隠居して、征夷大將軍の重職をその子の秀忠に譲つたが、秀忠は専ら意を内治に致して十一年に江戸城の一大改革を試み、元和九年には秀忠が軍職を罷めて、その子の家光が後を嗣ぎ、諸大名を壓迫して大に徳川氏の勢威を張り、寛永十一年には譜第大名の妻子を悉く江戸に移させたので、江戸は俄かに膨脹して一大需要地となり、その面目は全く一新せられるに至つた。かゝつて家康入國の時には、小さな一つの漁村に過ぎなかつた江戸は、城郭を繞つてその附近に散在してゐた三田、櫻田、平川、小日向、小石川、神田、本郷、湯島、谷中など、臺地の諸農村を包容し、加ふるに埋立地に建てられた新市街を加へて一大街衢を出現し、慶長年間には可也繁盛な商業都市となつたが、元和を経て寛永になつた頃には、所謂「八百八町」を出現して、その人口は非常に増殖し、その生活程度もまた甚だしく昂上して、數に於いても、購買力に於いても、物資の需要は著しく増加し、従つてその供給者たる工業家及び商業家もまたその數を増して、江戸は遂に經濟上から觀て、立派な商工業都市となつてしまつた。

上水工事

た。

かうした大都市が淺草川の沖積層上に現はれた時、市民は直ちに飲料水の不良に悩まされた。そこで天正十八年に大久保主水が設計した水道——井頭池の淨水を市中に引いた神田上水を改築擴張し、次いで寛永年代には、玉川村の農民清右衛門ら兄弟をして、多摩川の水を引いた玉川上水工事を完成せしめ、更に千川上水をも起工して、所謂「江戸の三上水」を見るに至り、江戸生れを誇る市民の間に、上水の産湯を使つたといふ慣用語が生れるやうになつた。

そこに江戸の膨脹を象徴するに足る一つの出来事が慶長の末年に起つた。それは入海(東京灣)の魚貝が盡きて、市民は手近な場所から生魚と貝類とを得ることが出来なくなつたことであつた。江戸の發達する前には、この靜かな入海は魚貝に向つて倔強の棲み家であつた。けれど關東の漁師は、小網と釣鈎との外漁具を知らないで、たゞそれらに手頼つて魚貝を漁してゐたが、それでは多數の市民の食膳に行き渡らなかつた。利に鋭く、行に敏な西國の漁師はかうした食糧の缺乏の次第を聞いて、手に唾して江戸に移住し、地獄網といふ現今の罾網に類したやうな建網や、生海鼠網に似たやうな海底用の網を使つて、海中に游泳するあらゆる種類の魚、海底に棲息するあらゆる種

入海の魚貝
盡く

地獄網

類の貝を漁獲したので、二十四五年の間に入海の魚貝は一掃されて、以前の十分の一ほどの漁獲もなくなつてしまつたと、同時代の人はそれを誇張の筆を以て記した^(三二)。この一事を以て推しても、江戸の発展のどんなに目醒ましく、どんなに急速であつたかを知ることが出来る。

(一)『七黨系圖』参照。

(二)『吾妻鏡』治承四年八月廿六日の條。

(三)『學藝志林』参照。

(四)『後鑑』所收古文書。

祈禱事、丁寧之由聞召訖、殊以神妙、彌可被致精誠之狀、如件。

建武四年正月七日

直義判

(五)同上古文書、及び『村井正宗寺文書』、『大日本史料』所收参照。

(六)『永享記』参照。

(七)『靈岩夜話』及び『石川正西聞見錄』参照。

(八)『梅花無盡藏』参照。

(九)『むらさきの一本』上巻参照。

(一〇)『一五』東勤『左金吾源太夫江亭記』参照。東勤は文明八年九月、太田持資に招かれて江戸に來り、その求めに應じて此記を作つたのであつた。

(一六)『落穂集』卷一『西の御丸之事』。

(一七)同上、卷二『江戸町方普請之事』。

(一八)『慶長見聞集』卷一『江戸の川橋にいわれ有事』。

(一九)『別本慶長江戸圖』参照。

(二〇)『慶長見聞集』卷一。

(二一)『慶長見聞集』卷七『江戸町の道どろふかき事』。

(二二)『慶長見聞集』卷五『土風に江戸町さばぐ事』。

(二三)『落穂集』卷二参照。

(二四)『慶長見聞集』卷一『江戸町瓦ふきの事』参照。

(二五)狩野永徳『洛中洛外圖』参照。

(二六)『慶長見聞集』卷七『南海をうめ江戸町立給ふ事』。

(二七)『慶長見聞集』卷二『一里づつき給ふ事』、『當代記』卷三、慶長九年八月。——「當月中

關東從右大將秀忠公、諸國道路可作之由使相上。廣さ五間也、一里塚五間四方也。關東奥州迄右之通也。木曾路同如^レ此。」

(二八)Kaempfer:—"History of Japan," Vol. II.

(二九)『慶長見聞集』卷一『江戸河口野地はんぎの事』

(三〇)『土佐日記』参照。

(三一)『慶長見聞集』卷一『東海道にて魚貝取盡す事』。

第二節 江戸市民の生活様式

秩序の回復
と生活の改
善

秀吉が天下を統一してから、社會の秩序は略立つて、大名や武士の位地も大體定まつてしまつた。家康が關原の役に勝ち、大坂冬の陣、夏の陣が終局して、豊臣氏が滅んでからは、愈益社會は秩序正しくなり、身分も限定せられ、生活も安固にせられ、慶長の末年頃からは、武事が次第に疎んぜられるやうな傾向を生じ、従つて一部の人々の間には文華が偏重せられ、大名や武士の中にはきらびやかな衣服を纏うて、華美を競ふのをその日課でいもあるやうに思ふものも現はれて來た。實を云へば、かうした豪華の風習は桃山時代末から潰されたものであつたけれど、桃山時代にはまだ武を練り、力を養うて、戰場に光榮ある死を死ぬることを武士の究竟の目的と信じる半面があつた。然るに江戸時代の初期に於いては、さうした半面は消えてしまつて、それはたゞ傳統的な精神上の約束となり、肉體上では全くその約束から離れて、太陽に暴露した黧黒の顔面の前に、美食に飽足した乳白の腓肉を選ぶ傾向が生じてゐた。かうした傾向は武斷主義から觀れば、非常に危険な武士の墮落であつたけれど、文化主義から觀れば、いさゝか有望な生活の向上改善であつた。生活の安定を得る爲めに、

武斷主義か
ら文化主義
へ

人類は其安定を追求する所の生活を喪失しても厭はないほどに擴くのが常であつた。

安土桃山時代は正にさうした時代であつた。戰場で血を流して生活の安定を得ようとしたものであつた。然るにそれは既に得られた。その後に来る追求は、生活の充實、擴大、向上であらねばならなかつた。桃山時代の先覺者秀吉は既にその晩年に於いてかうした夢想の實現に努力した。彼れの跟随者諸大名とそれらを周匝する武士らとは、江戸時代初期からしてその夢想を實現するに努め始めた。さうした生活の改善は、江戸時代を貫ぬく文化運動の第一歩であつた。生活改善の第一歩は衣服から、調度から、その材料や形式の上に於いて企てられた。大名が綺羅を飾れば、武士もまた分に應じて綾羅を纏はねばならなかつた。實質よりは外見、便宜よりは形相を繕ふを主とし、中には領納する知行の全部を衣裳に替へ盡くすものさへもあつた。かうした衣服改善がどうした目的に繋つてゐたかは、下帯の改善の程度を窺へばそれで首肯せられるのであつた。下帯は我邦に於いては、その發達の歴史(三)の上から觀ると、素と實用と裝飾とを兼ねたものであつたけれども、戰亂に次ぐに戰亂を以てした室町時代の末期には、麻布を四尺ほどに切つて中央から半分を二つに割り、割つた方を腰へ廻して前で兩端を結ぶとにした簡單なものであつた。然るに江戸時代の初期に於いては、そ

衣服の改善

下帯の變化

の材料を選択し、中には緞子、綸子、綾縹子などの幅廣物を二尋ばかりに切り、それを腰へ二重に廻して、後方で片結びに止め、残る一端を長く前へ垂れることにした。街道を歩く時などは裾を裏けて股や尻を人に見せる下層社會のものまでも、矢張りかうした下帯を用ひるやうになつて、それが江戸時代を通じて永く行はれ、今日でも舊劇などでは奴の中によくかうした扮装のものをみる事が出来る。下帯は服飾具中一番下が、つたものであるけれど、それが下が、つたものであるだけそれだけ、それには繊細な時代の嗜好が表はれてゐるのであつた。かうしたものから江戸時代初期の民衆が衣服に對して懐いてゐた理想を抽象して來ると、そこに實用以外に裝飾といふ目的が加はつて居り、またその材料は肌觸りのよい、觸覺上快適なものを喜んだといふことが知られた。

衣服が實用と裝飾と、二つの目的を持つて來た時、武器はその必要を感じなくなつて、全く實用を離れ、たゞ裝飾に供せらるゝに過ぎなくなつた。弓は袋に入れられ、太刀は箱に納められ、甲冑は専ら函中に在つて年に幾度もそれを見る事がないうやうになつた。實際上から云へば、不便であり、また不必要であることも、體裁さへよければ、恰好さへよければ、忍んでそれを用ひるやうになり、年は年毎に華美と織麗と

武器は裝飾品となる

武士の贅澤を盡す財源

綿布から麻布、絹布へ

を好む風尙が度を加へ、華麗ではあるが、豪快な分子が段々と減じて來た。大名武士にかうした服飾の贅澤を盡さしめた財源は、みな生産階級にあつた一般民衆の膏血から流れ出た。それ故奢侈の風尙が武士階級に擴まれば擴まるだけ、それだけ農民階級は貧窮の度を加へることになつて、慶長の末年には燦爛たる官僚の政治の背面から、暗黒なる民衆の不平の囁きが聞き取られるのであつた。時代の歴史家は、一面、徳川政治の成功を讚美しつゝ、他面その弊害を剔抉して、この節民衆の富裕でないのは、全く武家の華麗を愛する衣服欲から起つてゐると斷定した。しかし政府でもこの弊害には氣附いたので、慶長十九年には法令を出して、身分によつて衣服の材料を異にすること、白綾、白小袖、紫の袷、紫の裏ねり、無紋の小袖は、政府の特許を受けたものでなければ用ひてはならぬことを規定した。

けれども奢侈を好む時代の風潮は、止めようとしてもそれを止めることが出来なかつた。地の粗い綿布よりは光澤のある麻布を、麻布よりは觸りのよい、軟かい、光澤の多い絹布を追ふものが多く、安達絹、常陸紬、加賀絹、八丈絹などが一般に賞用せられて、綿布、麻布は歓迎せられないやうになつた。天正、文祿の頃には、袴は大方木綿であつたが、慶長には悉く麻となり裏には絹をつけるやうになつたといふ一事を挙げ

商人階級の
奢侈促進

頭髪と鬚髯
の變化

食物の改善

れば、時代の好尚はそれと知られるのであつた。

かうした好尚は、戦亂から開放せられた武士階級の人々が促進したには相違ないが、しかし、その頃新たに勃興しかけた商人階級の人々がそれを補助したことにも疑ひはなかつた。もつと衝込んで言はうならば、徳川幕府がその政策上、武強の氣風を平和に害のあるものと見做し、なるべくそれを抑へ、それを和らけて、文弱の氣風を馴致しようとする結果とも見ることが出来た。室町末期の武士は、月代を大きく削つて鬚を狭くし、胄を被るのに便利なやうにしてゐた。また鬚髯を黒々と生やして、勇武を示さうとする氣風が盛んであつたが、それが江戸時代に入ると全く形式に墮して、態、書院鎌子といふもので髻を繕ふやうになり、或者は蠟を溶かして松脂と混ぜ、それを伽羅油で固めて造つた假髻を耳から懸けたりしたので、幕府は老人でなければ髻を貯へることが出来ないといふ法令を出した。かうした法令は、一面虚飾を忌んだのも基づいてゐるようだが、他面また、武強を厭つた結果現はれたものとも見られるのであつた。

食物にしても、室町時代は簡單なものであつた。榮華を極めたと云はれる秀吉が、宮中に伺候して小酒盛のあつた時の肴は、強飯、菓子などの類に過ぎなかつた。飯は、

一日二回で、一回は二合半であつたが、精米を食べるものは少く、大方は玄米を用ひ、味噌で煮た粥の類を「雑炊」と稱して常用した。然るに平和が長く續くと、人心に緩みが出来て、食事の数は朝、午、夕の三回となり、農業に従事してゐる肉體勞役者の如きは、その間に尙ほ二回の間食を加へて、一日五回以上も食を取るものが現はれた。

精米の用ひられ始めたのも徳川初期の頃からであつた。都市を遠く離れた山間の農民の中には、稗や粟や麥などを食べてゐたものが多かつたが、それも段々と米を用ひるやうになり、米を十分の七、麥を十分の三といふやうな割合で混食した。かうした食物の變化は、食糧、殊に米の不足を來さしめたので、幕府は鋭意民衆をして新田の開墾に従事させたけれど、人命の損失の少い平時に於いては、人口の増加率が極めて大きく、到底供給は需要を満たすことが出来なかつた。寛永二十年に幕府の下した法令には、農民が猥りに米を食つてはならぬといふことが規定してあつた。これなども矢張り主食物たる米穀の缺乏に基づいたこと、思はれる。

副食物としては蔬菜が多く攝取せられ、肉類は一般に獸肉を厭うて、魚鳥のそれを用ひる風があつたが、運輸の便の具はらなかつたそれらの日には、江戸市民は屢、それらの缺乏から苦しめられた。その結果從來餘り用ひられなかつた魚肉さへも食膳に上つ

食糧の不足

副食物

鹽と鮓

た。たとへば鯉はその一例で、昔はたゞ干したものを食べるばかりであつたが、名の縁喜を祝つて小田原の北條氏の時代から、武士は出陣の門出にこれを食べた。又鮪は味が悪いといつて、一般民衆の間にもそれを歓迎するものがなく、武士はまたその名稱が「死日」と同音だといふので、成るべくそれを口にせぬことにした。それ故、鮪は漁獲後鹽引にして信濃、上野、下野などの山間に送ることにしてゐた。或時期にはよく漁れる鯉や鮪はかうして忌まれたが、さりとて魚貝の漁獲高は非常に減じたので、江戸市民は已むを得ず少量の川魚に向つて食糧の缺乏を満たさうとした。若鮎、初鮠はその最も賞美するところであつた。淡白な味、舌あたりのよい軟かさ、さうした小味を大味の前に選ぶほどに、江戸の市民の間には早くも生活の向上が認められたのであつた。彼等は常々「鮎は多摩川、鮠は鬼怒川」と云つて、その走りを歓迎した。初鮠の江戸人に珍重し始められたのは關原の役以後のことと、その頃、従前は晩冬に漁つたものを、初秋に漁ることにしたので、味が旨いだけそれだけ漁獲が少く、従つて價格も高まつて、一片の價が金子三十兩乃至五十兩にも上り、時代の人は古い漢詩の文句をもじつて、「初鮠一喉價千金」など、駄洒落を云つたほどであつた。かうした食物に對する贅澤は、後世の江戸兒氣質、殊にその食道樂の先驅とも見られるが、實はその當

若鮎と初鮠

時の江戸は一種の植民地であつて、そこには一攫千金を夢みて集まつて來た冒険者流がうよくとして居り、それらの人々が惜氣もなくかうした贅澤を敢てしたのであつた。即ち或點から云へば、江戸兒氣質、殊にその食道樂といふものは、乾坤一擲を夢みつつあつた冒険家、或はそれを實現した成金者の趣味嗜好に端を發したものであつた。つまりかうした江戸趣味は、元を洗へば移住民の嗜好から流れ出た一種の成金的趣味の發達したものに過ぎないのであつた。

家屋の改善

上方民衆の移住し始めた頃の江戸は、まるで假屋住ひのやうなものであつたが、市民の生活の基礎が定まると、住宅建築は次第に華美に流れて、目貫の場所には二階家が軒を並べた。時には三階家さへも現はれた。大名や武士の邸宅が、年ましに貧窮になつてゆくほど、町人の家屋は段々と立派になつて來た。屋根も削木葺から次第に瓦葺に變り、火災が屢々起るやうになつて、遂に塗籠造り（土藏造り）の建築が商業街の景觀を美化するに至つた。

かうして江戸市民の好尚は次第に進み、初めは移住民によつて輸入せられた單純な上方趣味を以て満足してゐたものが、遂には自分自身の好尚に基づいた一種の新しい江戸趣味を要求するに至つた。江戸時代三百年の間、江戸市民の矜りとしてゐた園藝

上方趣味と江戸趣味

園藝趣味

趣味は、上方民衆のそれにも優つて進歩したものであつた。この趣味は既に江戸時代の初期に於いて、その芽を萌き出してゐた。鉢裁は盆山よりも生氣があつて、それからは自然の息を呼吸することが出来た。市街が次第に發達して家が何町となく續いて來ると、夜は星や月が河の水面に泛んでゐるやうに見られた。晝は人が沙漠の中を旅してゐるやうに感じられた。眼に快適な葉の緑と、若い心をそゝる花の紅と、原始以來人類が常に親炙して、慰められ、稿はれて來た草木に遠ざかつた市民達は、不自然な生活の缺陷を人工によつて補充しなければならなかつた。さうした必要が江戸の園藝を産んだ。慶長の頃最も流行つたのは椿と鶉で、それらは共に武藏野の名物であつた。椿山の名が今日でも目白臺に残つてゐる如く、「萬葉集」には荏原郡あたりの椿を詠じたものが残つてゐる如く、武藏野の輪郭を隈どる植物は、色彩の濃厚な椿の葉の緑と花の紅とであつた。椿に縁取られつゝ展開した十里の平原、そこには秋が來ると女郎花も咲き、桔梗も笑ひ、ムラサキも匂つた武藏野には、鶉が餌を求めてそのふくよかな、鈍感な姿を現はした。さうした武藏野に打ち建てられた大江戸の上方移住民は、椿と鶉と、二つの代表者を武藏野の自然から選んで、それを味氣ない都市生活のせめてもの慰藉とした。この流行は寛永の頃までも續いて、その末年に著はされた江

椿と鶉

花賣盗人

「花の香盗人」

戸見物記には、「色音論」といふ題名さへも與へられた。多分、椿の色と鶉の聲とに比へたものであらう。慶長の末年頃でもあつたらう、椿の紅の濃艶に壓いた本兩替町の甚兵衛といふ商人は、白玉椿の清淨と瀟洒とに憧憬れてゐた。そこへ恰ど或花賣が、白い花をつけた椿を一本持つて來て、「買つて下さい」と云つた。「これは珍らしい、日頃私は白玉椿を探してゐたんだ」と、直ぐ買ひ取つて前裁に植ゑた。間もなく雨が降出して、美しい花はぼとりと落ちた。「あ、惜いことをした」と取り上げて見たら、花のない木に白玉椿の花を練飯ねいでくつ附けてあつたことが知れた。廿日ばかり過ぎてから、その花賣がまた現はれて、「白玉がまだお入用なら持つて参ります、如何でせう」とづう／＼しい相談。甚兵衛は「惜い、花賣盗人め！」ふん縛つて御奉行所へ連れて行かうと大聲に騒ぎ立てた。と、隣家の主人の正兵衛が出て來て、「この男は盗人には相違ないが、花盗人だからいくら可憐こゝろしい。しかしこの男が盗人であるなら、貴方も矢張り盗人——花の香盗人といふとは出来ませう。いづれも可憐こゝろしい盗人のと、罪は五分々々だ、許してお遣んなさい」と云つたので、甚兵衛も尤もの事と思つて、折角縛つた花盗人を免してやつたと同時代の物語は記してゐる。かうした假作の物語りとも、事實の物語りとも區別のつかぬ物語りは、私達に江戸市民の風流と寛大と翫賞癖とが、

風流な花折
小僧の刑罰

それらの日に既に上方の移住民衆によつて培はれつゝ、あつたことを示すものとして價値があつた。

こゝに今一つ江戸市民の風流心を象徴するのに十分な、面白い物語り——真とも偽とも考へられないやうな物語りが書き残されてゐる。慶長末年の頃、伊勢町に三浦屋淨心——俗名を茂正と云つて、三浦道寸の同族であり、青年の日に北條氏に仕へて小田原に籠城し、落城の後三浦に閑居し、尋いで江戸に出て同時代の歴史、殊に北條氏の歴史を書いた人、その頃は商業にでも従事してゐたのであらう、小舟町の鹽物店三浦庄左衛門の先祖だと考へられてゐる人が住んでゐた。或年の春、江戸は花盛りの三月五日、小僧を湯島のさる寺へ使に遣つた。湯島には花園があつて、櫻の花が今を盛りと咲き亂れてゐた。小僧はそれを土産にしようとして、手を伸ばして一枝を折つた。生憎花園は江戸代官の所有で、馬場多左衛門、古戸三右衛門といふ二人の武士が花守をしてゐたが、矢庭に小僧を捕へて花の下に繋いだ。雅びた心の小僧は願うてもない幸と、縛められながら心ゆくまで花に見入つた。二人の武士も花に酔ひ顔に、目と目を合はせて微笑した。ふと思ひ付いて、多左衛門が「春來れば花の下にて繩つきて」と發句すると、三右衛門は「えほし櫻と人や見るらん」と後をつけ、「全く狂言によく似てゐます

罪人の詠歌

なあ」と云つて笑つた。小僧はこれを聞いて返歌のつもりで一字をもじり、「春くれば花の下にて繩つきて、えほし櫻と人や見るらん」と歌つた。口眞似と思つて花守の武士は一時立腹したが、小僧が「だ」と口まめやかに、歌道の上から返歌の態を説き聞かしたので心軟らぎ、「こやつは風變りの花盗人だ。一つお前の心を歌つて見い」と云つ



湯島天神『江戸名所記』

た。小僧は直ちに「知らざりき花の下にし繩つきて、とくえほしきて櫻見んとは」と吟むと、武士は「花を盗んで江戸の町で賣る積りかと思つたら、お前は案外心の優しい小僧だ。主人は誰れだ、名を云へ」と命じた。小僧は主

人の名譽の爲めに名を云ふまいと思つたが、花守の心も大分柔らいでゐたので、事によると許されるかも知れぬと、主人の名を告げてしまつた。花守の武士は早速使者を淨心の許に馳せて出頭を命じた。何事が起つたかと往つて見るとこの始末。三右衛門は入牢を申し付けようと云つたが、多左衛門は「いや、以後の見せしめに、此處で首を刎ねよう」と言ひ張つてきかない。淨心は花の間から見える天神の社殿を拜んで、心中祕かに難を免るべき祈願を籠めた。間もなく社から別當が出て来て、色々の古歌を引いて花守に説き聞かし、「花を盗んだのは悪いけれども、その心根は優しいから許しておやりなさい」と忠告した。花守も段々と心が解けて淨心に向ひ、「門前の小僧はぬ經を誦むといふ謬もある。此小僧の主人だから其方は必ず歌が巧からう。一首誦んだら許してやるから詠め」と云つた。淨心は「とてもお心には適ひますまいが」と冒頭して、「千早振る此神垣の花の下に懸るもとけてみしめ繩かな」と詠んだ。花守は「死罪に行ふところだけれど、主従揃ひも揃つて詠歌を詠んだから、今回は許してやる。さあ歸れ」と繩を解いて小僧を放還した。淨心も安心の胸を撫で下した。——かう淨心は自分で記してゐる。まさか假作物語ではあるまい。何といふ狂言じみた、嘘言らしい、しかしながら優美な、太平氣分に充ち満ちた、面白い物語であらう！

に江戸の花時のそ、るやうな雰圍氣が、官僚をも民衆をも、共に享樂の高い、絶頂に引き摺り上げてしまふといふ、一種の強力な氣候的影響と、群衆心理の作用とを表現する或るものが横はつてゐるのであつた。



湯女風呂 呂風女

江戸市民の享樂を象徴するのには都合のよいものは、湯女風呂と遊女町との發達であつた。湯女風呂の發現は必ずしも新しいことではなく、家康が入國して

間もない天正十九年の夏のことであつた。伊勢與市といふものが錢瓶橋の邊りに錢湯風呂を立て、一回の入浴料として永樂錢一箇づ、を取つた。市民は皆珍らしがつて入

風呂銭

浴に出かけたが、大抵の人は「熱いく、息がつまつて物が言はれぬ」、「ひどい烟で、目もあかれぬ」などと話し合つた。けれども終日の勞役を一夕にして休めさせる快適の温浴は、また、く間に市民の間になくはならぬ必要物のやうになつて、二十年の間に風呂屋は町々に立ち並び、風呂銭は十五文も二十文も取るまでに發達した。垢をおとし、髪を洗ふ湯女が置き始められたのもその頃からで、多い處ではそれが二十人も三十人もゐた。またその外に容貌の美しい女がゐて、湯や茶を宥め、世間話などをして浴客の機嫌を取るとも行はれた。瞬間の享樂を人生の目的の一つとした、儂ない、淺薄な江戸の市民は、かうして次第に風呂の發達に力を與へ、遂に風呂屋を一種の淫賣窟に化せしむるに至つた。江戸市民の享樂は湯と女によつて代表せられた。かうした近似の關係を持つた二つの享樂は、矢張り上方の移住民衆に培はれて發達し、次第に殖民地氣分を失つて土着的、固定的のものとなり、遂に後世の江戸兒氣質に共鳴する快適の「朝風呂」と、張りの強い「江戸の遊女」とを現出する橋フシワダになつたのであつた。

遊女町の發達は新興の大都市には適はしい、有るべき筈の出來事の一つであつた。小雜樹の生ひ繁つてゐた丘陵も、芒、茅萱の蔓つてゐた原野も、開けるだけは開かれて街衢となり、海面さへも埋め立てられて築地の上に新市街が出來た時、土地の價格

遊女町の發達

は昂騰し、家屋の敷地は沸底し、市民は市街がどちらの方向に發展してゆくかといふ

とを考へた。山野の開拓は海面の埋立に若くはなかつた。

市街の東南の海際に當つて蘆葦の茫々たる砂洲があつたのを見て、京都を始め諸國から移住して來た射侍者の一群はそこに遊郭を開設しようとして幕府に許可を願ひ出た。一書には慶長十七年に莊司甚右衛門といふ者が、遊郭設置を計畫して官許を得たが、花街の發成したのは元和四年だと記してある。けれども慶長末年には、最早大部分出來上つ



遊女町の光景 (人倫訓蒙圖彙)

て、本町、京町、江戸町、伏見町、境町、大坂町、墨町、新町などの町々が連り、板葺の屋根が棟を並べて、草創當時の草屋は見られなくなつてゐた。これらの町々を繞つて揚屋町といふ幾筋かの横町がしつらへられ、そこには能や歌舞伎の舞臺があつて、毎日缺かさず興行せられ、其外にも勸進舞、蜘蛛舞、獅子舞、相撲、淨瑠璃など様々の興行物があつて、歡樂にあこがれる市民はそこに集つて來た。これが今の吉原遊郭の前身をなしたもので、それらの日にも既に特別の區劃を有し、今日の如く「大門」を有してゐたことは、大門通りといふものが今尚ほ存在してゐるのから考へても知られるのであつた。

伊勢からの移住者、小田原からの移住者、その他諸國からの移住者が、成功を夢みつ、假屋住ひで商業を始めた頃の江戸の光景を回顧した時、市民の胸は自から満足の念に充たされねばならなかつた。歡悅の情に動かされねばならなかつた。彼等は幕府の施政に心酔して、たゞ無闇に有難がつた。江戸見物に來た同時代の或老人は、「世は澆季に及んだけれども、將軍の善政は土民をさへ安樂に暮らさせる。今の御世を彌勤の世と云はないでどうしよう！」と云つたほどに、感謝と讚美の念に満たされてゐた。深い、遠い慮りはなく、たゞ現世を安易に送らうとした現在主義の民衆の眼には、江戸

「大門」と大門通り

善政の謳歌

江戸市民の代表樂阿彌

創始時代の小康は、眞に「彌勤の世」と映じたであらう。夢みるが如く、醉へるが如く、彼れらはたゞその日の生を享樂して、明日を思ひ明後日を思ふものは少なかつた。稍、知識のあるものは、とかくの理窟をつけて安價なる理性の諦めを發見し、無智のものは何等の理由もなく自滿自足の中に感情の喜びを見出して、彼等の前に眞の自由と眞の解放とが來たやうに思つた。かうした安價の満足は、彼等をして淺薄な、皮相な、慨歎すべき似而非樂觀主義者たらしめた。かうした思想の所有者江戸市民のすべてを、最も適當にしかも最も皮肉に代表してゐるものがそこに一人あつた。それは樂阿彌といふ半は乞食、半は藝人とも見るべき一種市井の低級遊民であつた。彼れは日々江戸の町を彷徨うて、その得意の狂言綺語に市民の心を慰めて錢を買つた。彼れの最も巧く歌つたのは、「隠れ家は心の中に有るもの知らでや山のおくに入るらん」といふ古歌であつた。節といつても簡單なものであつたらう。此淺薄な、我執の念に乏しい、「なまあきらめ」の心を讀んだ歌に江戸市民は共鳴を感じて、彼れは一日に百文二百文を得た。彼れは常に赤手拭で頭を包んで、にこ／＼顔で町から町へと流しあるいた。或日は彼れに一人二人の小者が跟いてゐた、それは彼れが町中で「今日貰ふ半分だけを呉れるから、誰れか私のお供になれ」と云つて傭ひ入れるのが常であつた。殘肴と殘

飯とは生悟りの彼れに取つて、鶴の羹、鳳の炙であつた。然り、彼れは生悟りではあつたけれど、少くとも味覺を超越し、觸覺を超越してゐた。衣食の如きは彼れには問題でなかつた。或日、彼れは貰ひ集めた一貫ほどの錢を首にかけて、意氣揚々と衝を練つて歩いた。「おやく、樂阿彌が欲を知り出した」と、人々が彼れの首にかけた錢を氣に病んでゐたら、彼れは傳馬町に往つて毛のよい馬を借り出し、鞍を置かせてそれに跨り、どこからともなく様々の道具を借り集めて日本橋に出で、橋の上に立ち上つて「今日は廿四日、樂阿彌の愛宕詣での日だから、小者仲間をいくらでも雇ひ入れる」と大聲に呼はつた。するとまた江戸は江戸だけにあふれ者が多く、聲に應じて集るものが少くなかつた。彼れはかうして集まつた日雇取りの中から、武士らしいものを選んで、鎧持、長刀持に仕立て、弓、鐵砲、挾箱、差替の刀を擔がせたりして、吾身は馬に乗つて若黨に兩口を取らせ、蹄の音ばくくと愛宕山に向つた。市民は興がつてそれを見物し、旅人は大名の行列かと思つてそれに土下座した。山に登つても祈願も何もなく、たゞ大酒を飲んで日を暮らしたゞけであつた。夜になる前に日本橋まで歸つて馬から下りて一同に賃錢を與へ、手を打つて四方に分れた。その夜は恐らくどこかの辻、どこかの軒下で、も寐たであらう。暢氣な江戸市民は彼れの行動を見て噂取り

乞食の事擬
大名行列

劍を捨てた
武士の批評

く、中には「本當に樂阿彌とはよい名をつけたものだ」と云つて、半ば羨み、半ば感ずるものすらもあつた。有識の人は「法華經」を引いて、「苦の寄る所は貪欲を本とする。樂阿彌は士農工商いづれにも携はらず、樹下、石上、道路の辻を栖家としてゐるから、飢寒を忍びかねて町を廻るが貪欲の心は更でない。人間は世を遁れるのが肝要である。さうすれば道が求められる」と云つて樂阿彌の放浪生活を羨望した。頓悟して劍を捨てた或老武士は、「小隱は山に匿れ、大隱は市に匿れる」と云つて、樂阿彌を祕かに大隱に擬した。彼れは或は胸中に磊塊の不平を抱いて、愛宕詣でに大名行列を摸して、時代の諸侯を愚弄したのであつたかも知れぬが、今日私達から觀ればそこに何等の敬すべき深味と、慕ふべき懐し味とがない。矢張り彼れは生悟りの小悲觀者、生諦めの小樂觀者に過ぎないのであつた。彼れと彼れを問題にした江戸時代初期の市民とは、殆んど同一の水平に置かるべき價值のものであつた。

(一)『慶長見聞集』卷一『下帶古にかはる事』。

(二)中山太郎氏『釋に就ての考』參照。

(三)『慶長見聞集』卷一『下帶古にかはる事』。

(七)『貞丈雜記』卷之二『人物之部』參照。

- (八)『御湯殿上日記』慶長三年四月十八日の條參照。
- (九)『貞丈雜記』卷之六『飲食之部』。
- (一〇)『慶長見聞集』卷一『東海にて魚貝取盡す事』。
- (一一)同上、『花賣盗人をとらへる事』。
- (一二)同上、卷五『花折る咎に繩かゝる事』參照。
- (一三)同上卷四『ゆなふる繁昌の事』。
- (一四)『洞房語圖』卷之一『吉原開基之次第』。
- (一五)『慶長見聞集』卷七『よし原に傾城町立る事』、及び『寛永版江戸繪圖』參照。その後者を見ると、葎原は葎道の市街と特別の區別を存し、中に江戸町、京町、ケン蔵町、スミ町、シム町などの記入がある。
- (一六)同上、卷五『樂阿彌乞食の事』參照。

第三節 寛永時代の江戸の縮圖

參觀交代の制度が確立して、諸大名が其妻子と勤番并に定府を江戸に住ましめ、また大名達は其半数だけ江戸に詰めなければならぬやうになつてから、江戸は不生産的な住民を以て満たされ、それらの人々の消費する物資は非常な巨額に達したので、江戸は自然と各種の方面に於いて發達を遂げ、寛永の末年に於いては、最早や國中第一

寛永の江戸

『色音論』

増上寺
御成橋
京橋
中橋
商人町

の大都市となつてしました。それらの日に於ける江戸の都市的概観は、同時代に著はされた『色音論』といふ律語の江戸見物記に名残なく表示されてゐる。著者は不明であるけれども、著者自らの云ふ所によれば、彼れは奥州生れの田舎者であるが、果してさうであつたかどうか、事に由ると掠鳥顔して書き綴つたのではあるまいか、江戸兒でなければ云へないやうなことが云つてある。著者は品川と芝との境である大佛茶屋の附近に宿を借り、そこを出立點として見物の筆を起してゐる。それに依ると、第一に現はれる地名が通り町。金杉橋を渡ると間もなく、左手に増上寺が見える、それから神明の社、宇田川橋、また左折して愛宕山。山上から西方に當る四谷、赤坂の溜池、麻布の森、目黒の不動明王を望んで、北の方霞の關、櫻田、霞の門に進み、新橋を叙して、西に當つてゐる御成橋と、東に當つてゐる木挽町とに言及してゐる。木挽町は海岸で、そこには茶屋などが掛けてあつた。山下町、鍋町、日蔭町、數寄屋橋、紺屋町、それから鍛冶橋、加賀町、竹山町(瀧山町)、山王町、久保町、弓町を経て京橋に出で、長崎町、桶町、具足町、八丁堀、靈岸島を想見して中橋を渡ると、廣い通りが彼れの眼前に展開した。そこには富家が多く建ち並んで、「本道外科目の藥、南蠻膏藥、うつし物手本の御用、すみ筆の天下第一」などいふ看板が懸つてゐた。表具屋もあ

日本橋

歡樂の禰宜町

吉原遊郭

神田明神、
湯島天神
淺草觀音と
駒形堂
淺草川

り、疊屋もあつた。東には箔屋町、平松町が續き、青物や魚類を商つてゐた。通り町には本屋があつて、内典、外典、和歌などの書籍を賣り、珠數屋、唐物屋、紙屋、蒔繪屋、指物屋、鮫屋、藥屋、繪物屋などが薨を並べてゐる間を通りぬけ、萬町を過ぎると日本橋に着いた。

江戸橋から四日市川の對岸を見ると舟町があり、それから南へ行くと禰宜町に出る。そこには左近の歌舞伎舞ひ、相撲、薩摩虎屋の操り人形があり、それに隣つて吉原の遊郭が開けてゐた。著者は情の道を知らぬから尻をからけて足早に鳶澤町に出で、傳馬町、本町、瀬戸物町、小田原町、石町、博勞町を経て、須田町に出で、筋向橋を渡つて神田明神、湯島天神に詣で、坂を下つて東叡山に向ふと、西手には不忍池、東手には淺草觀音が見える。車坂から低地に下りて淺草の駒形堂を拜み、不老門を潜つて觀音に詣でた。觀音の庭を出ると東に淺草川が流れてゐる。小舟を僦つて對岸の梅若の塚に至り、更に漕ぎ戻つて東方を見ると、入海が漫々として千里の水を湛へてゐる間に、一隻の巨大な船の泛んでゐるのが見えた。船頭に「あれは何か」と尋ねたら、船頭は「龍頭鷁首と申す御座船でございます」と答へた。船の音軽くするくと水の上を舟が這つてゆく、著者と船頭との問答が交はされる。船頭は通人で時代の流行について

名物の數々

上方文化の
脱皮

住民の集中

芝の地價

細々と語り聞かせた。寺は多いが中でも多いのは法華宗であること、名酒は諸白、丹波煙草に肥後煙管、觀世の仕舞に金春の謠、編笠と棧留縞の羽織、鶉のかけ並べ、椿の植ゑ並べが當世の流行であるなどが話題に上つた。著者は話に興じて名残を惜みつ、舟から下りて宿に歸つた。——これが此書の筋書である。長い筋書ではあるけれど、寛永の末年に於いて、江戸の文化が既に成立して、上方移住民によつて輸入せられた上方文化を脱皮しつ、あつたことを示すものとして、それは極めて重要な一節であらねばならない。眞に『色音論』は同時代の文學者の手になつた律文として、その文學的價値は假令少からうとも、物心兩面の江戸文化を諳つたものとして歴史的には極めて權威のあるものである。

住民の集中は家屋の増加を意味し、家屋の増加は土地の擴張を意味した。慶長八年の都市計畫立案以來、海岸は埋め立てられて新しい敷地が出来、そこに繁華の中心が移つて、舊來の町々は却つて場末になつたやうな感があつた。芝は餘程古い町であつたが、其神明町附近は、寛永の末年には地價が騰貴して、東側の表五間、裏は町並の宅地が江戸小判百八十兩であつた。また西側の南角より七軒目の、表間口は京間で二間半、奥行は十八間半、即ち四十六坪二合五勺の土地が、寛永より後の正徳年中で

はあるが、百三十兩で賣渡されたから、一坪ざつと三兩の値であつた。またそれを文化八年に買戻した時には三百五十兩であつたといふから、一坪あたり凡そ七兩半の割合であつた。^(三)

土地の不足

かうした地代の昂騰は、所詮土地の不足に原因することはいふまでもない。開府當初に於いては、大名なども大きな敷地を與へられたが、段々と土地が不足して來ると、無制限に放任して置く譯には行かなくなる。そこで寛永二年三月には、府下に於ける武士階級の宅地の制を定め、二百石乃至三百石は二十間に三十間、四百石乃至七百石は二十五間に三十間、八百石乃至千五百石は三十間四方、千六百石乃至二千五百石は三十三間四方、二千六百石乃至三千五百石は三十間に四十間、四千石乃至六千石は四十間に五十間、七千石乃至一萬石は五十間四方といふことに決り、これ以上は擴張することが出来なくなつた。

武士邸宅の制限

町人の住宅

大名や武士の宅地が既に制限されるとしたなれば、町人の宅地も法令はなくとも自ら制限されねばならなかつた。町人の住居は多く目抜の場所にあつたから、地代は高く、空地は少く、従つて其坪数は多い筈がなかつた。四谷傳馬町の蕎麥屋定五郎の借地は、寛永十八年以來のものであつたが、間口八間半、北裏行十三間一尺五寸、南裏

越後屋の敷地

行七間半であつた。^(五) 同仲町の空屋敷は、表が田舎間で七間二尺四寸、裏行は南二十一間一尺、北二十四間二尺、裏幅五間三尺、其坪數百四十二坪七合で、名主の次右衛門が家守をしてゐた。しかし此屋敷は菊地金四郎といつて、天正以來連綿として續いてゐた武士の所有で、町家ではなかつた。^(六) 日本橋駿河町の越後屋(今の三越呉服店)は、元祿の頃表九間、奥行四十間の敷地に、棟の高い長屋造りの家を建て、「萬現銀賣にかけねなし」といふ看板をかけ、四十餘人の手代を追廻して見世棚を張つたと、同時代の小説は書き残してゐる。^(七) かうして江戸の町の地價は次第に高くなり、遂に「土一升到金一升」の諺を生ずるに至つた。

娯樂の機關

社寺

茶屋

かうした地價の昂騰、地域の擴張は人口の膨脹を示すもので、さうした場所には勢ひ娯樂機關が設備せられねばならなかつた。「色音論」に表はされてゐるそれは、彌宜町に於ける歌舞伎、相撲、淨瑠璃、操りなどの興行と、吉原遊郭に於ける酒色の歡樂とであつた。行遊の精神が神佛の信仰と結びついて、そこ、の寺院や祠堂は行樂の場所となつた。増上寺、神明、愛宕山、神田明神、湯島天神、寛永寺、淺草觀音、駒形堂などがその中重なるものであつた。^(八) 内海の浪靜かな海岸、たとへば高輪、木挽町などいふ場所には茶屋があつて、通行の人々はそこに憩うて、あたりの光景を贊へながら

名所の製造

行遊の地域
の擴張

一服の茶に渴を醫した。新開の地たる江戸は、上方のやうな名所に乏しいので、負けじ魂の江戸市民は、出来るだけそれを製造するに努力した。隅田川も業平の謠つたそれではないらしい。梅若の塚も怪むべきものであつた。待乳山に至つては素より問題にすべき價值がないのであつた。しかし、かうして行遊の場所は次第に郊外に伸び



待乳山(江戸名所記)

て、目黒、曹司谷、王子、向島なども名所の中に計へらるゝに至つた。俄造りの新築家屋の集團に過ぎなかつた江戸の市街には、やがて増上寺、寛永寺などの巨大な佛刹が出来て、市の外観は年ましく華やかに、嚴かに、美しくなつていつた。京都、大坂に比較して、自分達

上方名所と
の比較

年中行事

舟遊び

の住んでゐる場所の歴史的價值に乏しいのを知つてゐる江戸市民は、どうかして上方に優るやうなものを發見したいと思つて、色々手段を講じ、名所を増加し、行遊の地域を擴張し、それらを上方の名所と比較しては自ら慰めた。かうして遂には「類柑子」の記者が試みたやうな名所比べが出来上つた。淺草川、隅田川は加茂、桂には劣るけれど、目黒は嵯峨よりも賑やかであり、曹司谷は深草、王子は宇治、護國寺は吉野に比せられ、深川の洲崎は住吉の光景に、佃島は須磨に較べられるけれど、いづれも多少の遜色がある。ひとり快晴の日に於ける富士の眺めは、上方民衆の企て及ばぬ景觀であるといつて、彼れはそれをせめてもの江戸市民の慰めとしようとした。

寛永の頃には、行遊が發達してゐると同時に、年中行事もまた發達してゐた。納涼、舟遊びは、中でも江戸の誇りであつた。舟遊びは大坂でも古くから發達してゐたが、江戸では慶長の頃から始められたらしい。それらの日に遊女は屢、傳奏屋敷へ呼ばれたが、或時、船の上に苦覆ひをして、幕や簾をかけたのが元になつて、屋形船といふ一形式が出来たと一書は記してゐる。けれども他の書には、慶長の頃、夏の日の暑さに苦しみぬいて、市民が平田舟に屋根を造りかけ、それを借りて淺草川を乗り廻したのが舟遊びの始めて、それから段々遊山舟が發達し、長さ四五間もあるやうな大船が

造られるに至り、天和、貞享の頃には、「川一」丸、「關東」丸、「山一」丸、「熊一」丸、「大關」丸、「十一」丸などいふ遊山舟が數多く淺草川の上に泛んで、花火、踊り、音曲などに歡樂の限りを盡くしたことが同時代の書物に見えてゐる。^{二三}かうした行樂は一年や二年で俄かに現はれるものでないから、よつほど久しい前から行はれてゐたこと、思はれる。此舟遊びは、江戸の發展の縮圖で、其盛衰は直ちに江戸の盛衰を語る象徴であつた。

江戸の發展についての史料は必ずしも少くはないが、寛永年代に於けるそれはまた決して多くはない。慶長の江戸は幕府が創立せられて間もない後のことで、急速な、顯著な發達をしたが故に、それについての記録は可也多いけれど、元和以後の江戸の發達は沈黙の中に進んで、そこに何らの著るしい記録を残してゐない。零碎な史料を集めて、それらの日の江戸の状態を窺はうとするよりは、一幅の江戸圖を開いて其輪郭を知る方がより確かな、より賢い方法であると私は思ふ。それは即ち「寛永版江戸繪圖」として傳へらるゝもので、それらの日に於ける江戸の正直なる縮圖である。

(一)『色音論』は一名を『東めぐり』ともいつて、『我自刊我』と題する叢書の中に收められてゐる。此書は寛永二十年の著述であるらしい。

「寛永版江戸繪圖」

(二)『町方書上』(芝町方書上)。

永代賣渡し申家屋之事

一、神明町東がわ表五間、うらへ町なみの家屋數、此代金江戸小判百八十兩に、永代うりわたり申所實正也。則右之小判百八十兩、隨に請取申候。此家數に付てよこあひより違亂申者御座あるまじく候、爲其五人組加判仕候。若違亂申者御座候はゞ、右之加判の者共罷出、急度相濟可申候。爲後日一證文如件。

寛永十六己卯曆

六月廿六日

うり主	清	圓	印
五人組	太左衛門	印	
同	甚右衛門	印	
同	甚三郎	印	
同	長右衛門	印	

市野太郎右衛門殿え

(三)同上、柳屋清兵衛の條参照。

(四)『東武實錄』及び『大猷院殿御實記』卷四参照。

(五)『町方書上』(四谷町方書上)、舊家定五郎の條。

(六)同上、仲町名主次右衛門書上。

(七)『永代藏』参照。

(八)『江戸名所記』卷一、二、三、四、五、六、七参照。此書は淺井了意の著で、寛文二年の出版

であるから、寛永を去ることがさほど遠くはない。それに上げられてゐる名所は、郊外にまでも及んでゐるが、その總数は七十九箇所の多數に上つてゐる。

(九)『慶長見聞集』『江戸名所記』等参照。

(一〇)『類柑子』家々名所の條、『嬉遊笑覽』卷七引用。

(一一)『落穂集』参照。

(一二)『昔々物語』参照。

(一三)『紫の一本』船の條参照。

第六章 中央集權の成功

第一節 二代將軍秀忠

秀忠將軍と
なる

願れば秀忠が將軍になつたのは、慶長十年四月十六日のことであつた。彼れは其時伏見城に滞在してゐたが、廿六日には上洛参内して恩を謝し、銀子千枚を獻じ、公卿達には小袖、馬などを贈つた。と、翌廿七日には、公卿達は秀忠を二條城に訪うて新任を賀した。五月朔日には、大名らは伏見城に新將軍を訪うて祝意を表し、銀子或は小袖、或は太刀折紙などを贈つた。秀忠は三日から五日まで、伏見で能を興行して諸大名を饗したが、十五日には江戸に向つて出發した。

隱居後の家
康

家康は形式上の隱居はしたけれども、實質上後見の位地に在つて、細大洩らさず秀忠の言動に干涉し、また出来るだけの指揮をして、自分の生きてゐる間に、諸大名をして十分秀忠に心服せしめようと努力した。それ故、家康は機會ある毎に、秀忠の威力を増すやうな方針を取つた。其頃、安濃津の城主富田信濃守と宇喜田左京とは、小姓を誅戮したことから争を起し、伏見城にゐる家康に其裁決を仰いだら、家康は「自分

「大御所」

はもう隠居同前だ。さうした争ひは將軍へ訴へるがよい」といつて受附けなかつた。これなどは、家康が秀忠に貫目をつける爲めにやつた仕事であつた。かうして江戸は次第に勢力を集中して、遂には全く政治上の中心となるやうになつた。家康も尋いで伏見を立ち、十月廿八日江戸に着いた。隠居した家康は「大御所」と云つて西の丸に居り、陰に陽に秀忠の施政を監督してゐたが、翌年三月十五日江戸を立つて駿府に向つた。

家康は西に富士を望み、東に三保の海灣を控へ、朝な夕な眺望美くしい平和郷、駿府の地を彼れの老後の隠居所と定めたのであつた。



徳川秀忠花押

此間に江戸城の普譚も出来、駿府城の修築も成り、名古屋城もまた竣工し、諸大名はそれが爲めに多くの財力と少なからざる勞力を費したが、誰れ一人徳川氏に對して反抗的態度に出づるものがなかつた。家康はさうした有様を見て、心の中に吾家の將來の運命を樂觀した。父子は時々江戸と駿府との間を往來して意見を交換し、司法行政のことについて協議を重ねた。秀忠はもと敏慧の才がある譯でもなく、また俊秀の力を持つてゐる譯でもなく、たゞ謹嚴恪勤、丁寧、眞面目に家康の命する所を行つて、其志に違ふまいと努

秀忠の人格

めたゞけの人であつた。彼れの性格は守成に適してゐたが、創設には適しなかつた。それ故、家康は心秘かに彼れの將來を考へて、剛膽な諸大名を統御してゆくことが出来るかどうかを憂へてゐた。大坂城が陥落し、豊臣氏が滅んでからは、いくらか安心はしたものの、尙ほ家康は全く氣を許すに至らなかつた。そこで、戰場に於いても、家庭に於いても、すべての功を秀忠に譲り、諸大名らをして秀忠に頼らなければ事が成就せぬといふ觀念を懐かしめるやうに仕向けた。死の刹那に於いてさへ、秀忠に花を持たさうとの工夫をしてゐた。

慶長二十年(元和元年)五月大坂城が落ちてから、まだ間のない七月七日、秀忠は家康と計つて「武家諸法度」を發布し、諸大名を伏見城に招いて金地院崇傳にそれを讀み聞かせ、彼等をして否でも應でも徳川氏の命令に服しなければならぬやうに仕向けた。しかし、尙ほ豊臣氏の舊臣が残つてゐて、徳川氏を覗ふものがないとも限らないから、先づ其崇拜の目的物を除去するに若くはないと、朝廷に奏請して豊國大明神の神號を廢し、其別當照高院興意を聖護院に遷らしめたりした。越えて十七日には、公卿達を二條城に召集して饗宴を開き、同時に、「禁中并公家中御法度」を發布して、廣橋(大納言)兼勝をしてそれを讀み聞かせしめた。此法令は關白二條昭實と秀忠との連署

武士に對する政策

朝廷に對する政策

宗教政策

の形式を採つてゐるが、實は徳川氏一家の立法であつて、家康が前權大納言日野輝資を顧問として、駿府で豫じめ立案して置いたものであつた。

これで武士と公卿との兩階級に對する法制は、先づ大綱が定まつた譯であるから、こんどは僧侶に對して法令を制定して、彼等の力を壓へようとした。そこで七月二十四日には『眞言宗法度』を醍醐寺に下し、『大徳寺法度』、『永平寺法度』、『高野山法度』、『總持寺法度』を各、其寺に下し、また『淨土宗法度』を知恩院、増上寺、傳通院に、『西山派法度』を粟生光明寺に、『五山十刹法度』をそれらの寺々に授けた。これらの宗教的法令の發布は、實に急速で、疾風迅雷にも比すべきものであつた。これらに見ても、徳川氏が平生平和的施設に留意し、機會が來れば直ぐそれを施行する準備をしてゐたといふことが分るのである。

秀忠の施政方針

元和二年四月、家康が死んでからは、國家統治の大責任は、愈々秀忠一人の肩に懸つて來た。秀忠は自から穎脱の才人でないことを知つてゐたが故に、家康の遺制に基づいて着々と事を進め、益々幕府の權勢を高めることに努力した。彼れは先づ諸大名をして、各、其領國に就いて民政を見せしめ、次いで自分には弟に當る越後高田城主松平忠輝——其人は家康の存生中に咎を蒙つて幽閉の身となつてゐたものを江戸に招

秀忠の文化政策
禮服の制

き、家康の遺命と稱して伊勢の朝熊山に閉居せしめ、其城池領國を悉く沒收してしまつた。彼れの罪といふのは、大坂陣の時怠慢であつたことと、旗本の武士を斬つたこと、の二つに過ぎないのであつたが、制度の上からはそれを嚴重に處罰して、司法の嚴正と幕府の威力とを示さなければならなかつた。即ち忠輝は幕府の斷罪の峻嚴なことの活きた標本として、その犠牲に供せられたのであつた。

武士に鬘斗目の持合なし

秀忠は家康の遺志に基づいて文化政策を探り、禮式を制定して武士の心を和らけよつと思ひ、元和元年十二月には服制を發布して、來年正月以後は官位相當の禮服を用ひなければならぬ旨を規定した。ところが、關東武士は、生れ落ちると直ぐ刀の吟味をするやうに育てられて、禮服などを持つてゐるものは少なかつたから、あわて狼狽へてその調達に奔走した。或者は鬘斗目を持つてゐなかつたので、井伊直孝の許に使者を出し、「着替への鬘斗目を御所持であらうから、暫時拜借を願ひたい」と申し入れたら、直孝は「當方にも着替の鬘斗目がないけれども、婚禮の時に着た子持筋鬘斗目が一枚あるから、それを御用立てになつては如何ですか」といふ返事をしたといふのを見て、其時の武士達の狼狽へ方が想像せられる。

諸大名の威壓

秀忠はかうした積極的政策によつて、武士を軟化しようとしたのみならず、他面に

福島正則の
改易

於いては消極的に其武力を削ぐことに苦心し、元和元年には諸大名の軍役を制定して、其兵力を平均せしめようとしたが、それに依ると、旗本の兵力も減少して自家の警護が危くなるので、同二年七月には「御軍役之定」を制定して、諸士の軍役を改定した。秀忠はまた城郭の制度を定めて一國一城に限ること、し、諸大名にこれを厳守せしめた。城郭は「武家諸法度」の規定により、小修繕を加へる場合にも、幕府の許可を得なければならぬことになつてゐたが、福島正則は正當の手續きを経て許可を得なかつたので、遂に城池領國を没收せられ、其身は川中島に配流せられることになつた。それは元和五年六月二日のことであつた。幕府では此命令を正則に發したら、或は反抗して兵を擧ぐるかも知れないとまで杞憂したが、正則は溫和しく命令を奉じて、少しも反抗がましい態度に出なかつた。傳ふる所によれば、正則は廣島城の修繕につき、全く幕府に届け出でない譯ではなく、二回までも本多正純に内意を告げ、將軍の耳に入れて置いて貰ふやうに頼んだのに、正純は態とそれを握り潰して將軍に告げなかつたので、遂にかうした大團圓を見るに至つたといふ。一體幕府は、以前から加藤清正と福島正則とを疑ひ、彼等については非常に深い注意を拂つてゐたが、その中清正は死んでしまひ、子の忠廣が家督を相續したが、これも寛永九年に至つて遂に封を除かれて

秀忠の交通
政策セリスの觀
察

洪水と川留

しまつた。幕府の猜疑してゐた豊臣氏の舊臣は、これで全く除かれてしまつた譯である。

秀忠の事業中で特に著るしいものは、其交通政策であつた。それは元と家康の立案したものであらうが、それを實行に移して効果を擧げたのは秀忠であつた。一里塚は慶長九年に築造せられ、同時に所謂「五街道」——東海道、東山道、北陸道、奥州街道、日光街道——は改修せられ、民衆の交通はこれが爲めに非常な便益を加へた。慶長十八年に東海道を旅行したセリスは、沿道の光景を述べて次の如くいつてゐる。——「道路の大部分は驚くばかり平坦で、山を通過するところは開墾せられて居る。これは此國の主要な道路で、多くは砂と小礫とから成り、一里毎に道の兩側に二つの小丘陵があつて、其頂に松の木が植ゑられてゐる、其木は手を加へて、亭の形狀を呈してゐる。此標は人夫や馬を貸すものが、一里に付き約三ペニイ以上の賃錢を取らないやうに造られたものである。道路の上には通行人が多く、時々田圃や田舎家があり、また村落、都會、渡船場、森林、寺院などがある。」これらの記事から觀ると、東海道は餘程良い道路であつたやうに思はれる。しかし、大抵の河川には橋が架つてゐないので、旅人はそれを徒渉したから、少し大雨でも降らうものなら、出水の爲めにそれを超えること

が出来ず、旅人は幾日も、減水を待つてゐなければならなかつた。一例すれば慶長十五年二月二十一日には大雨が降つて、駿河、遠江、三河など、諸國の河川は氾濫し、それが爲めに西國から駿河に向ひつゝ、あつた池田輝政、淺野幸長、加藤嘉明らと、江戸から駿府に向ひつゝ、あつた福島正則とは、川端で三日間も逗留しなければならなかつた。橋梁を架設しないといふ方針は、つまり交通を一部不便にして置いて、萬一の場合に備へようとしたもので、瀧名湖や、木曾川尻をわざ／＼渡船にしたのと同じ手段であつた。

駄賃と船賃
道路橋梁の
修繕

秀忠は慶長十六年七月に宿驛に高札を立て、駄賃、馬番、馬糞などの規定を發表した。それによると、江戸から品川まで上下の駄賃は、荷物一駄四十五貫目につき、京錢二十文づゝであり、板橋までは三十文づゝで、人足賃は其半額であつた。十七年五月二十七日には船賃の制を定めて、官許のない船に商品を積んではならぬと、渡船に商品を積む場合には、一駄四十二貫目で京錢十文を支拂ふべく、馬子も乗客も賃錢はそれと同一であるなどを規定して、渡船業者を保護すると同時に、其賃錢を貪る弊害を防ぎ、旅行者に便利を與へることを圖つた。元和二年十月三日には、絶えず道路橋梁を修理すべきことを命じ、若しそれを怠ることがあれば、其地の代官に過料五

傳馬、過書
船、渡海場

宿賃

貫文を出さしめるといふ法令を發した。同十二月には傳馬の制を改め、また過書船と渡海場との船賃を定めた。元和三年五月二十日には、酒井忠世、本多正統、土井利勝、安藤重信の連署を以て、東海道筋の諸大名に令を發し、旅宿の賃錢等を一定せしめた。これは秀忠が上京するについて特に發した命令ではあつたけれど、それらの日に於ける旅宿の制を窺ふに足りるものであつた。それに依れば木錢は一人につき京錢四文、馬一頭につき八文で、若し旅人が自分の燃料を用ひる場合には、木錢は規定の半額を支拂へばよいのであつた。

携帶行糧
道中奉行

かうした家康、秀忠の努力が結晶して、我邦の交通機關は次第に整頓し、民衆は室町時代のやうな旅行の苦しみを感ずることが少くなつた。旅宿の如きは、江戸時代の黎明に於いては、不完全極まつたものであり、従つて旅行者は非常な不便を感じたのであつた。たとへば宿々に宿屋は出来たとしても、それはほんの寢泊りをするだけで、食物は携帶行糧に依らなければならなかつた。携帶行糧は乾飯が主で、大抵一日の量二合五勺であつたから、十日の旅をしようと思ふと二升五合を持つて行かなければならぬ。宿屋に着いてから湯を沸かして乾飯を浸し、それを食べて寝ることになつてゐた。それで宿賃を「木錢」といつたのである。此木錢は年と共に昂騰して、道中奉行の置か

旅宿の發達

れた萬治年代には、十文ぐらゐに定められたが、それでも尙ほ食る者が多かつたので、それらは三十日の入牢に處せられた。また娼婦を置いたり、博徒を置いたりして、旅客の財布の底をはたかす風が流行つたが、それらも法令を以て禁じられた。かうして幕府は奢侈淫靡の風俗を取締るのに留意したけれども、風俗は自然に移つていつた。歡樂を要求する民衆は、旅行に於いて不便と不快とから免れようとして、焚き立ての飯、芳醇の酒、疲れた筋肉を休ませる按摩、遂には枕席に侍する娼婦——さうしたものを要求した結果、それらのものが自然と發達し、遂に江戸時代の末期に於けるが如き旅宿の進歩を見るに至つた。それは勿論時代の産物であつたには相違ないが、また秀忠らの努力に基づいたことも少くはなかつた。

河川の交通

過書船

航運史上の江戸時代初期は、まだ夜の明けぬ曉の間にも比べつべき状況であつた。それらの日には、海外交通は甚だ盛んであつたが、沿海の海運は甚だ幼稚で、主として河上の交通が行はれた。京都、大阪間は淀河が交通上極めて大事な水路であつたが、慶長八年に幕府は河村與三兵衛、森惣右衛門をして、淀川の過書船を掌らしめた。過書船は過書(通行免狀)を以て通過する船の義で、伏見と大阪の傳法、尼ヶ崎との間を往来し、其船積は二十石乃至二百五十石であつた。河村與三兵衛が廢めてからは、角倉與

上荷船

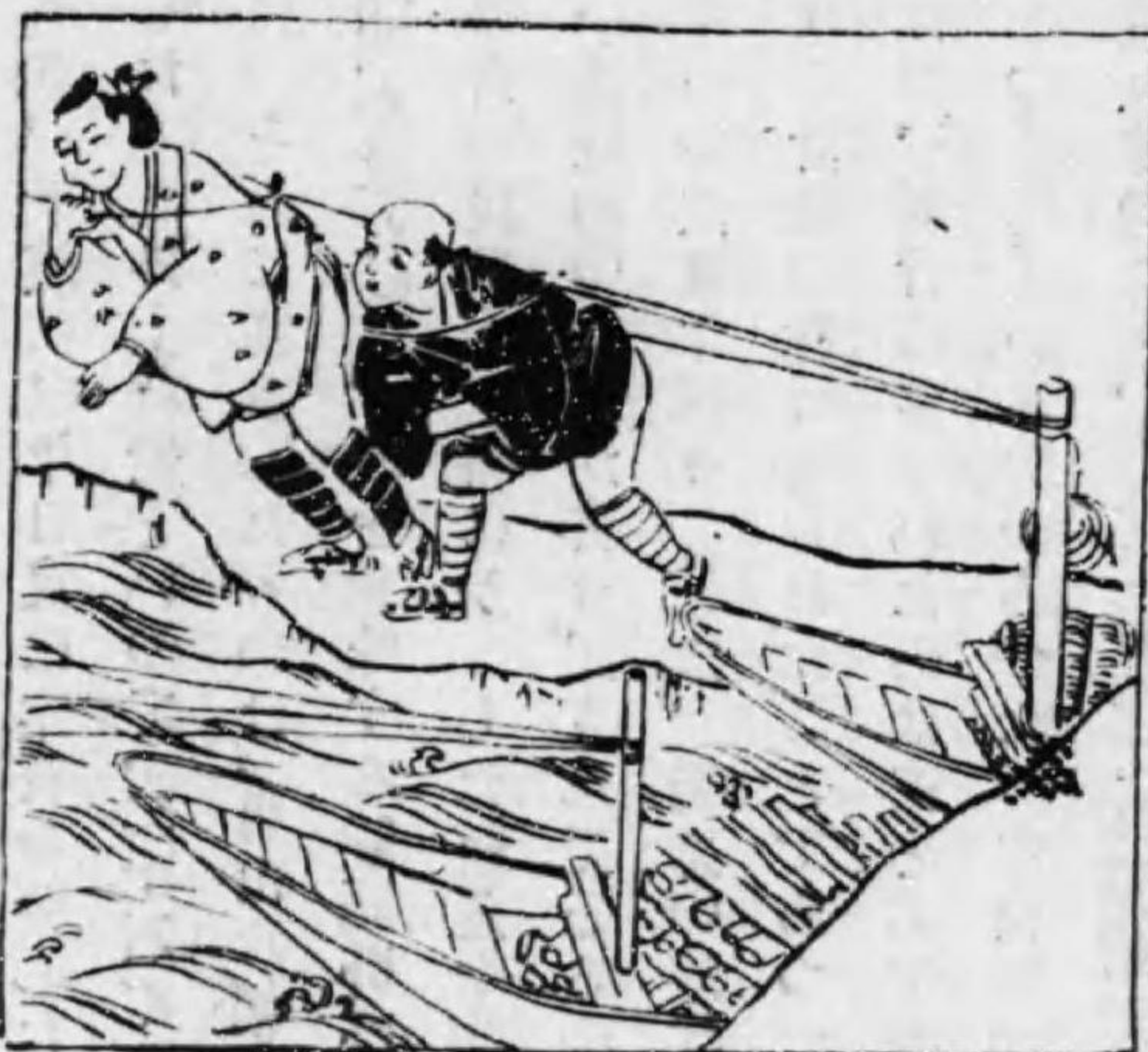
市が代つて支配することになつた。客船は荷船よりも小さく、大抵は三十石積で、一日に二回づ、伏見から大阪に向つて出發した。航行時間は溯航と下航とで大變な差異があり、下航には半日又は半夜を要したばかりであるが、溯航には一日または一夜を要した。此外上荷船といつて、二十石ぐらゐの小船が、淺瀬を縫うて自由に上下航してゐた。それに従事したものは、男山八幡領内の住民であつたといふ。八幡は海の神で、國語「やはた」は、海を意味する鮮語卧吐(Pata)と同一の語原から出たもので、其神社の領内の民衆が、特にかうした航運を司つてゐたといふところに、書き記されない、古い傳統的の歴史が書き記されてゐるのであつた。

角倉與七

今一つ注意すべきことは、秀忠の時代に河川を開鑿して、上流地方との交通を利便にする計畫の實行せられたことであつた。此計畫は家康の時代から立てられたのであつたが、實行に移されたのは主として秀忠の時代であつた。その頃京都の豪商に角倉與七(了以)といふのがあつた。吉田宗桂といふ醫者の子で、天性工役が好きであつた。慶長九年のこと、美作に行つて高瀬船が和計川を航行してゐるのを見て、「かうした風によれば、どこの川だつて船を通されぬことはない」と呟いたが、嵯峨へ歸ると直ぐ保津川開鑿の計畫を立て、翌年其子の玄之(與市)を江戸に遣はして許可を請はしめ、

保津川の開鑿

富士川と天龍川の開鑿



高瀬船 (人倫訓蒙圖彙)

三月から工事を起して八月には竣工した。^(三三) 大きな石は轆轤でそれを引き、水中に在るものは足場を構へ、大きな鐵棒で粉微塵に碎き割つた。また川幅の廣くて淺いとこ
ろは石を疊んでそれを狭め、狭くて深
いところや、傾斜が急で奔瀑をなして
ゐるところやは、岸を崩したり、上流
を掘つたりして水流を準平にした。そ
れが爲めそれまで筏しか通じなかつた
處も小舟が自由に通ふやうになつた。^(三三)
かうして丹波の世木庄殿川村から嵯峨
までの水路が開かれ、十一年春頃から
は、五穀、鹽鐵、材石等が容易に運搬せ
られた。保津川開鑿に成功した角倉與
七は、更に秀忠の命を受けて、十二年に
は富士川を開鑿し、駿河の岩淵から甲斐の甲府まで高瀬船を通航せしめ、^(三四) 十三年には
天龍川を開鑿して、信濃の諏訪から遠江の掛塚まで舟を通ずることにした。^(三五) また十六

加茂川の通航

年に大佛殿の造營工事があつた時、巨材の運搬に民衆が苦しんだので、彼れは加茂川を堰き分けて別に小水路を造り、伏見から京都の二條まで高瀬船を通航させることが出来るやうになつた。^(三六) 彼れはかうした成功を收めて、十九年七月十二日に死んだ。彼れの影像は今尙ほ彼れ自身の營んだ嵯峨の大悲閣に安置せられて、爛々たる眼光、堂々たる威風、さながら活けるが如くに訪問者を迎へる。彼れの遺業は今尙ほ幾多の山間民衆に利便を與へて、昔のまゝにその慶福を受けてゐる。彼れは實に江戸時代の初期に於ける偉人の一人であつた。

繼飛脚

家康の入國以來、江戸と京都の間には深い關係が起り、幕府が出来てからは兩者の間に通信が頻繁に行はれることとなつた。道中繼飛脚といふものは天正十八年に起つたが、後次第に發達して、老中の認めた證文(通行券)を持つて、諸國に下す書函を驛傳の方法で送り届けた。江戸と京都との間は四十五時間、最大急行でも四十一時間費つた。江戸、駿府間は普通十三時間、急行十一時間、江戸山田間は普通三十一時間、急行二十七時間であつたといはれる。また三度飛脚といふものが、元和元年の頃から民間に起つて、毎月三回づつ、八の日に東海道を往復せしめたが、後代にはこれが發達して三都定飛脚といふものになつた。江戸が政治上の中心として發達するに従つて、かう

三度飛脚

した郵便制度も、また發達し、遂に明治時代の驛遞規則が制定せられる日を迎へるに至つた。交通機關の整備、旅宿の發達、道路橋梁の修造——これらは國家の文化を代表するもので、その程度如何によつて國家の文化の程度もまた窺知せられるのであつた。秀忠の時代に、かうした施設が漸を遂うて進められたといふことは、即ち彼れの政治家としての手腕を示すものであつた。

- (一)『武家補任』參照。
- (二・三)『當代記』卷三、慶長十年四月二十六日、二十七日の條。
- (四)同上、五月十六日の條參照。
- (五)同上、五月下旬の條參照。
- (六)『駿府記』慶長二十年七月七日の條參照。尙ほ本書第八章第二節をも參照せられたい。
- (七)同上、及び『武徳編年集成』參照。
- (八)『令條記』、『駿府記』等參照。
- (九)同上、及び『古徳院殿御實記』卷三十九參照。
- (一〇)『東武實錄』及び『藩翰譜』參照。
- (一一)『元和年錄』參照。
- (一二)『東武實錄』參照。
- (一三)『藩翰譜』及び『東武實錄』參照。

(一四)“The Voyage of Captain John Saris to Japan, 1613.”參照。

(一五)『當代記』卷五、慶長十五年二月廿一日の條。

(一六)『家忠日記』參照。

定

- 一、從_二江戸一品川迄、上下駄賃、荷物一駄四十五貫目に付、京錢二十文、同板橋へ、三十文たるべき事。但人足賃は、半分たるべき事。
- 一、馬番を定め、荷物を附る事。一切不可_レ有_レ之、堅停止之事。
- 一、馬早出次第、荷物つくべき事。
- 一、馬次之所にて、馬遅く出すに於ては、右荷つけ直に通し、先々駄賃定の如く出すべし。日暮泊りに付ては、荷主、馬方、旅籠錢を出すべき事。
- 一、歸馬に荷物つくる荷主馬方相對次第たるべし。雜盡申者於_レ有_レ之者、其町の年寄、可_レ爲_二曲事_一事。
- 一、通荷物之事、御上落之節は、何方の馬も改めず通すへし。常々通し馬可_二指留_一事。右之條々、堅相_二定之_一訖。若於_二違背_一之者、は、速に可_レ處_二嚴科_一者也、仍如_レ件。

慶長十六年七月 日

板倉 伊賀守
米津清右衛門
大久保石見守

(一七)『令條記』參照。

道中船賃の定

第六章 第一節 二代將軍秀忠

- 一、刻印なき船に商賣之荷物不可積事。
 - 一、渡船之事、商人荷壹駄四十二貫目付、京錢十文可取之。乗懸も馬人共に十文。富士道者之舟賃、可爲右同前。但參詣の者は五文可取事。
 - 一、船賃相定上、往還之者、無恙様に船を可渡事。
- 右條々於相背族者、可爲曲事者也。

年 月 日

板倉 伊賀守
米津 清右衛門
大久保 石見守

(一八)『東武實錄』參照。

(一九)『令條記』參照。

(二〇)同上、及び『法令雜錄』參照。

(二一)『東武實錄』參照。慶長十六年の規定では、人は錢三文、馬は六文であつたから、元和三年の法令で、人が錢一文、馬が二文だけ昂つた譯である。

(二二)『羅山文集』卷第四十三『吉田了以碑銘』、及び『寛政重修諸家譜』第四百二十八卷參照。

(二三)『當代記』卷四、慶長十一年八月の條。——此春比より、奥丹波の舟を可入とて、淀川を掘けるが、此程成就して舟往來有ける、是兵糧可運送之支度也。嵯峨の角の藏の蟹是を取行、奇特と云々。

(二四・二五)『羅山文集』卷第四十三參照。

(二六)『寛政重修諸家譜』第四百二十八卷參照。

家康、皇室
と通婚せんとす

秀忠の上洛

内大臣問題

第二節 秀忠の女和子の入内

實力の重んぜられ、傳統の輕んぜられた室町時代の末に於いてすらも、皇室は尙ほ主權の所在として尊崇せられ、信長も、秀吉も、皇室の力を背景として國家統一の事業を進めたことを知つてゐたが故に、家康は征夷大將軍になつてからも、どうかして皇室と通婚して自分の勢威と權力とを確立したいものと、腹心である藤堂高虎に旨を含めて、其内意を宮廷の官僚に告げて、事の成功するやうに盡力せんとを請はしめた。そして其希望はかなへられ、秀忠の女和子を入内させるといふことは、遂に後水尾天皇の勅許を得るに至つた。そこで秀忠はその準備旁々入洛することになり、元和五年五月八日江戸を發して、二十七日伏見城に入り、七月二十五日参内して天皇に銀千枚を獻じ、尙ほ女御へ五百枚、女房達へ千枚を贈つて敬意を表した。

ところが、そこに二大問題が起つた。其一つは、武家傳奏である廣橋兼勝が内大臣に陞つたこと、其二つは後水尾天皇に既に皇女があるといふことであつた。徳川氏の朝廷尊崇は表面のことであつて、一切の權力を自家に收めてしまはうといふのが本當の希望であつた。そこで曩に『禁中並公家中御法度』を制定して朝廷を勾束し、天皇は

天皇の品行
問題

學問を専らにし給ふべきこと、大臣は親王よりも上席たるべきこと、攝家の出であつても、器能のないものは三公攝關の榮位に陞ることの出来ないことなどを細々と規定し、幕府の同意がなければ朝廷では何事も勝手に行はれないやうな制度にした。然るに兼勝は攝家清華の列にあらずして、俄かに内大臣に陞つた。また天皇は祕かにお四つの局——藪(左中將)嗣良の妹——を寵愛せられ、局との間には既に皇女が生れて、宮中で御養育になつてゐる。御婚儀の前にかうした御行狀のあるのは甚だ遺憾で、畢竟日夜御左右に奉仕してゐる臣僚の不行届から起つたことである。此二つをどう解決せられるかといつて、秀忠は宮廷の官僚に逼つた。公卿達は色々凝議した結果、九月十八日に至つて、日夜親しく天皇に奉仕して補弼の重責を負うてゐる萬里小路(前大納言)光房、藪嗣良、堀川(左中將)康胤の三人を罷免して流刑に處し、其他もまた各々處罰せられ、内大臣廣橋兼勝はこれより前其官を辭した。かうして二大問題は片が附いたので、秀忠は九月十九日頃京都を出發し、十月六日江戸に歸還した。京都の公卿達は、これまで輕侮してゐた江戸幕府の勢力の強いのを見て、今更ながら呆れもし、また憤りもした。

翌六年五月四日、秀忠の女和子は愈々女御として入内することに定まり、八日江戸を

和子入内

藤堂高虎の
護衛

發興して、二十九日に京都に着いた。酒井忠世、板倉重宗ら二十人の大名がそれに供奉し、阿茶局は御母代として多數の女房を率ゐて扈從した。十八日は吉日だといふので、其日に入内のとに定められ、和子は前後を武家と公卿とに護らせつ、蘭麝の香り四邊に薫する金銀梨地高蔭繪の牛車に乗つて新造の御所に入り、亥の刻(午後十一時)に天皇に謁して、夏冬の御裝束、衣百領、銀一萬兩を奉獻し、清涼殿から常の御殿にお移りあつて祝盃の儀が執り行はれた。此日の行粧は實に前代未聞と云はれたほどに盛んで、關白清華までも先例を破つて扈從した。女御の御車が宮門を入ると、そこに出迎へた女官達は、先例に従うて御車の御物見を開いて御顔を拜ませている、きたいと願ひ出でたので、暫時そこに御車を駐めたら、守護の任にあつた藤堂高虎が駆け寄つて、「御車に對して無禮を働くのは何者だ? めでたく御入内あるまでは、女御様は風にもお當て申すなといふ台命。それを承はつて守護してゐるからには、先例がどうしても私は物見を開かせない。若しも強つて申すならば、御車へ狼藉したものととして其分には濟まされぬ!」と刀の鐔に手をかけて大聲に叫んだので、女官達は色を失つたといひ傳へられる。

調度目録

此日の行粧が如何に盛んであつたかは、朝來引きも切らず、二條城から禁中に運ば

れた調度の目録を挙げれば、それで大體が髣髴せられるのであつた。これらの調度の持夫は、いづれも淺黄の素襖を着け、駕丁もまた素襖を着け、烏帽子着の武士が三四人づゝ、それに随つたといふから、行列は繪よりも美しくしかつたであらう。

番 號	品 目	數 量	摘 要
一	長 方 行 櫃	一六〇棹	唐織縫紋の覆布をひく
二	四 方 行 風 器	一〇荷	
三	屏 風	三〇双	
四	翠 簾	一 對	
五	几 帳 箱	二 荷	
六	幕 帳 箱	一 對	
七	衣 桁 箱	三 個	
八	長 鬘 箱	一 個	
九	圓 行 器	一〇荷	
一〇	小 行 器	五 荷	
一一	御 膳 行 器	二 荷	
一二	辨 當 器	五 荷	

貧弱な公卿達の姫君の入内と異つて、調度の素晴らしいことは京都の市民を驚かし、たけれども、天皇の御胸中には、それがどれほどの歡喜であつたらう、或は入内の其當夜から憤懣の情が御胸に宿つてゐるはしなかつたか。御入内の前にも幕府は色々の難題

一三	葛 箱 籠	二 荷	●
一四	挾 箱	二 荷	●
一五	擔 櫃	二〇荷	●
一六	長 櫃	一〇〇棹	●
一七	箏 箱	三 個	●
一八	『廿一代集』箱	一 個	●
一九	双 紙 棚	一 個	●
二〇	黒 紙 棚	一 個	●
二一	御 厨 子 棚	一 個	●
二二	貝 桶	二 荷	●
二三	吳 服 箱	三 荷	●
二四	勺 唐 櫃	三 荷	●
二五	内の御裝束唐櫃	一 對	●
二六	御 服 唐 櫃	五 荷	●

「女御様御
附」

板倉重宗所
司代となる

を吹きかけて、婚儀を辞退するとまでいひ出したのを、下から辞退されるのは不面目だといつて、公卿達が中間に介在して事を圓滿に運んだ結果、漸く成立した御婚儀であつたから、天皇の御心中は決して平らかであり得なかつたと拜察せられる。殊に御入内後、「女御様御附」といつて、秀忠の近臣弓削多(攝津守)昌吉が女御の御殿に詰めきり、尋いで天野豊前守、大橋越後守の二人がそれに代り、各々與力十騎と同心五十人とを擁して、宮中に一種の治外法権を有する徳川氏の警察を設定し、關白傳奏にも拮抗するほどの勢力を作つた。それらを天皇は何と見られたであらう。天皇は英明の資を持つてゐられ、古今を達観して自己の地位と責務とをよく理解してゐられたが故に、江戸政府の京都に對する遣口を甚だ快く思はれなかつたに相違ない。元和六年十二月には、家康以來久しく所司代を勤めてゐた板倉勝重が職を罷めて、其子の重宗が後を襲ぐことになつたが、其時、勝重は日頃親しくしてゐる公卿達に、「今度上つて来た所司代は、私の息子には相違ないが、將軍のお眼鏡に適つて来たものであるから、これまで私の私と同様に思つて、油断をしてゐると、どんな辛い目を見せられるか知れません」といつたとある。かうして幕府は、高飛車で宮中を壓服しようとした。しかし、これらはまだ忍ぶことが出来る、そこに忍ぶべからざる人道上の一大罪惡が行はれた。

皇子、皇女の
流産につ
いての疑

和子入内の前に、秀忠は後水尾天皇の御行狀に干涉したほどであるから、入内後は尙更それに風馬牛でゐることが出来なかつた。同時代の文書によると、幕府は女御の所生でない皇子皇女達は、残忍な手段を以て流産せしめ、たゞ女御の所生のみをおほし立てたので、天皇はそれを無念に思はれ、遂に皇位を抛たれる決心を起されたのである。墮胎、流産は一般民衆にあつても、決して公然とは行はれないことであるが、幕府はこれを宮廷の女房達に強制して、皇胤を闇から闇に葬らせる手段を採つたのであつた。「本朝皇胤紹運録」によれば、天皇には三十二人の皇男女が在したが、寛永五年の頃までに降誕のあつたのは、いづれも和子の出であつて、其外の女房衆には一方も生れなかつたにも拘はらず、其後には八重宮、光子内親王、後西院天皇(母は逢春門院)、後光明天皇、守澄法親王、滋宮(母は京極局)、新宮、性承法親王(母は小兵衛局)、誠子内親王、長仁親王(母は女御明子女王)、幸仁親王(母は新大納言局)、永悟法親王(母は權典侍局)、樂宮、義延法親王(母は東三條局)、常宮(母は右京局)などが次々に降誕あつたところを観ると、傳へられるやうな慘酷な手段が行はれてゐたといふことは否認が出来ない。天皇がそれを憤懣されなかつた筈がない。

女一の宮の
降誕

女御和子は元和九年十二月十九日に至つて皇女(女一の宮)を産んだが、翌寛永元年

十一月二十八日には中宮に册立せられ、従つて平安時代以來絶えてゐた中宮職が置かれて、武家傳奏である三條西實條が中宮大夫となり、中院通村が中宮權大夫となり、以下それ／＼任命があつて、御附武家たる天野豊前守さへも中宮權少進を兼ねしめられた。『中宮御所御條目』といふ新法令は、幕府が此機關と協定して立法せられたもので、中宮御所の門は酉の刻(午後六時)以後には通過してはならぬこと、女房衆の出入には上長官の鑑札を要すること、寺社の參詣をしてはならぬこと、公卿大名達の伺候に際しては、上長官の指揮に従ふこと、醫師は御附武家の所まで伺候すべきこと、遊興見物等は一切無用であることなど、すべて十七箇條を算する嚴密の規定があつた。かうして將軍は天皇から主權の一部の行使を委任されてゐるものなるにも拘らず、却つて主權の所在たる天皇及び其從屬を支配するやうな不思議な現象を見るに至つた。そこから所謂「公武の大衝突」が起つて、朝廷と幕府との間には超えることの出来ない大きな溝が穿たれるに至つた。

(一)『梵舞記』參照。

(二)同上及び『春日社記』參照。此二大問題については、主として池田晃淵氏の『徳川時代史』上篇、第三章の記述に據り、それを少しく更改して置いたといふことを斷つて置く。

(三)『大臣補任』參照。

(四)『入内記』參照。

(五)『高山實錄』參照。

(六)『板倉政要記』參照。

(七)『細川家記』(忠興譜)寛永六年十二月、細川忠興の子忠利に與へたる書。——「又、かくし題には、御局衆のはらに、宮様達いっせも出來申候を、おしころし、又は流し申候事、殊の外むこく御無念に被_レ思召_二候。いくたり出來申候共、武家の御孫より外は、御位には付被_レ申間敷者、餘りあけなき儀と、深く被_レ思召_二由に候」。

(八)『本朝皇胤紹運錄』參照。

(九)『續元和年錄』。

(一〇)『大内日記』參照。

第三節 三代將軍家光の辣腕

元和九年五月十二日、秀忠は江戸を發して上洛の途に就き、六月八日入京して公卿及び武士の歓迎を受け、十五日には二條城に於いて、關白九條幸家を始め數多の公卿達と大名達とに謁見し、廿五日には參内して後水尾天皇に拜謁し、女御の御所へも伺候して二條城へ歸還した。秀忠の嗣子たる家光は、父に會する爲め二十八日に江戸を

出發して、七月十三日伏見城に入り、十五日二條城に入つて秀忠に會見した。今回の將軍父子の入京は、主として將軍職の授受が眼目であつた。秀忠はこれまでも度々上奏して軍職を家光に譲らんことを請うたが、二十七日に至つて勅許があり、家光は征夷大將軍に補せられ、正二位内大臣に昇進し、秀忠は家康の例に倣つて大御所と稱し、隠居の身でありながら尙ほ政治上の後見をすることになつた。

家光は秀忠の長子で、慶長九年七月十七日に西の丸で生れた。幼名を竹千代といひ、弟の國松丸(忠長)と共に淀君の妹である達子(崇源院)の出であつた。ところが、どういふものか父母は弟の國松丸を愛して、兄の竹千代を疎んずる傾きがあつたので、竹千代の乳母であつた春日局は大變心配して、若し兄を捨て、弟を立てるやうなことがあつては世の中の秩序が亂れる、どうあつても將軍の志を翻さしめなければならぬと、一つは自分がおほし立てたといふ愛情の點から、一つは御家騒動などを惹き起すまいといふ理智の點から、人知れず深い憂へに沈んで、善後策を考へてゐた。それは恰ど竹千代が七歳の時であつた。彼れが痘瘡を患へて病寧に横はつた折にも、見舞の爲めに伺候したのは近侍の臣ばかりで、其外には誰れ一人訪問するものもなく、竹千代は全く國松に蹴下されてしまつた狀況に在つたので、春日局は義憤を發して祕かに書を駿

竹千代と國松

春日局の義憤

府の阿茶局に寄せ、大奥の事情を具さに告げて家康の耳に入れんことを請うた。局も捨て措き難く思つて其書を家康に呈したので、家康は非常に驚き、「一體、俺の幼名をあの子に譲つて、竹千代と呼ばしたのは、あれを三代の主と定めたからである。然るにそれを斥けて、弟を立てるなど、は以ての外の失體である」といつて、直ぐに駕を命じて江戸に向つた。

家康竹千代を重んず

突然！家康の姿が江戸に現はれた。いつもならば前以て注進があり、且つ西の丸の御座所に入る習慣であるのに、其時は何らの豫報もなく本丸の大立關に輿をつけさせたので、城中では如何なる變事が起つたかと上を下への大騒ぎ、秀忠も周章で、大立關まで出迎へたら、家康は「急に思ひ立つてやつて來た。さぞ吃驚したであらう」などといつたので、一同は初めて安心の胸を撫で下した。やがて家康は秀忠に向つて、「實は、竹千代に逢ひたくなつてやつて來たのだ。早くこゝに來るやうに云つてくれ」といつたので、秀忠は其旨を大奥へ傳へると、夫人は竹千代兄弟を伴うて出て來て、家康に忝々しく挨拶をした。家康は上座から「竹千代、これへく」と呼んだので、秀忠も「お免しだから、竹千代、これに參れ」と口添へをした。竹千代は座を起つて靜々と上段に上らうとしたら、國松も後から續いて上らうとした。家康は手を振つて「あ、勿

國松輕んぜ
らる

江戸時代創始期

四〇二

體ない、こゝは將軍の御座所ではないか、國はそちらに控へて居れ」といつて、手づから饅頭を取つて懷紙に載せ、「竹千代殿、これを參られよ」とわざと丁寧な言葉遣ひをしたら、箸で饅頭を挿んで下段へ投げ出し、「國よ、お前はそれを食べよ」といつた。それから夕餐の膳が出て、家康は秀忠夫妻と盃を交しながら、竹千代の天資の美しいこと、成長の後は天晴れな將軍となるであらうことなどを語り聞かせた。活きた神であり、國の大黒柱であり、家の最尊屬親であつた家康の此一言は、江戸城大奥の空氣を一變して、竹千代の威勢は舊の如く恢復せられた。竹千代は全く、春日局によつて救はれたのであつた。それらの日に、土井利勝らも既に竹千代が國松の爲めに蹂躪されてゐたことを知りながら、それをどうしようともしなかつたのに、春日局は死を賭して家康に訴へ、遂に秩序を破壊することなしに圓滿な解決を見た。

うつけ者の竹千代は、成長するに従つて潑刺の才氣を現はし、其信用と聲望とは一日に城の内外に高まりつゝ、あつた。將軍となるや否や、彼れは愈々露骨に鋒鏑を現はし、元和九年八月廿四日、京都から江戸に歸つて間もなく、小性藤五郎を成敗し、喜多見半三郎を罷免し、また仁賀保舉誠に出羽の仁賀保一萬石を、六郷政乗に出羽の本庄二萬石を、岩城義隆に出羽の龜田二萬石を與へ、更に久しく自分に傳いて輔導の

家光鋒鏑を
露はす

青山忠俊の
勳當

任に當つてゐた青山伯耆守忠俊(武藏岩槻城主)を勳當し、岩槻城を沒收して上總大多喜二萬石を與へたが、忠俊は後下總の網戸に退隱した。忠俊には第三者から觀て罪といふべき罪がなかつたので、上下共に此處置を訝しんだ。一説によれば家光は若い頃に舞曲を好んで、時々自分でも舞つたり奏でたりしたが、或日大きな鏡を前後に立て、粧を凝らしてゐるのを忠俊が見つけて、「天下の主ともなられる身に、俳優や婦人のやうな遊びは以ての外のことです」と鏡を取つて投げ捨てたことがある。それが原因で、家光は忠俊を疎んじ始めたといふが、さうしたことはあつたにしても、それはほんの一時のこと、聰明な家光がそんな些事から大名を處分する筈はなかつた。恐らく家光は、忠俊が幼少の時から自分に傳いてゐて、常に自分を凌ぐ風があつたので、其輔導の恩あることは知りながら、群臣統馭の必要上さうした老臣を遠ざければならなかつたのであらう。非常に冷酷な仕打ではあるけれど、それぐらゐの事は成功を瞰的とする冷やかな徳川氏の家法では有勝ちのことであつた。

寛永元年(元和十年)には二條、大坂、兩城の修築に従事し、また日光山の造營に着手し、或は伊勢山田の年寄についての法令を下し、或は賓客饗應の制度、轉封の制度、諸隊番士の制度等を定めて、峻嚴なる法家的態度を示した。手厳しい家光の遣り口を見

諸大名、家
光を畏る

島津家久妻
子を江戸へ
送る

て、諸大名は不安を感じずには居られなかつた。傳説によると、家光は軍職に就いた時、外様の諸大名を集めて、「東照宮や大御所は卿らと同輩であつたから、長い間禮遇を加へて、譜第大名と異つた取扱ひをして來たが、予は生れ落ちると直ぐ四海に君臨したのであるから、卿らを特別に待遇しないとする。若し氣に入らぬ者があるなら國に還つて去就を決するがよい」と云つたので、伊達政宗が先づ異議なき旨を陳べ、諸大名は平服して其言に従つたといふ。ありさうなことであつた。それは兎も角も、諸大名が家光を恐れたといふことは、寛永元年十一月に薩摩の島津家久が伊勢兵部を使として土井利勝を訪はしめ、東照宮以來三十年、代々重恩を受けてゐるから、諸大名はいづれも喜んで國の爲めに計るに相違ない。先づ諸大名の妻子を江戸に置いて各の邸に住ませることにしては如何ですか」と建議せしめ、許を得て自分の妻子を江戸の邸に送つたのを觀れば分る。家久はつまり家光の腹の底を見透かし、その歡心を買はうとしたものであつた。強盛を誇つた島津氏すらこの通りであるから、他の弱小な諸大名はみな島津氏に倣うて、吾もくと妻子を江戸に送ることにした。寛永十一年八月には、譜第大名に對して、其妻子を領國に置いてゐるものは、今年から江戸に移住せしめよといふ命令を發してゐるが、これは同時に外様大名に對する間接の命令で

封建政治の
確立

加藤忠廣の
配流

もあつた。翌十二年六月には、前田利常ら二十六人を召して封地に就くべき旨を命じ、島津家久ら五十五人には江戸に留るべき旨を命じた。これまでとても參觀交代の制度はあつたが、其期を定めたのはこれが始めて、これ以後大名の半は就封し、他の一半は在府することになつた。此二つの出來事——大名の妻子を江戸に置かしたと、參觀交代の期限を定めたとは、明らかに家光の諸大名に對する政策の成功で、封建政治はこゝに確立し、中央集權はこゝに完成したといつても差支ないのであつた。

この大きな政治的成功の陰には、二つの大きな犠牲が拂はれてゐた。其一つは加藤忠廣の配流であり、他の一つは徳川忠長(國松丸)の嚴譴であつた。忠廣は清正の子で秀忠がそれに元服を加へて偏諱を與へ、更に養女を嫁にくれたほど、また其姉は秀忠の弟の頼宣に嫁したほどの深い關係に立つた家柄であるのに、寛永九年六月朔日に、忠廣は常々身持が宜しくないといふ罪名で、酒井忠勝へ預けの身となり、熊本城池は没收せられ、やがて出羽の庄内に配流せらるゝこととなつた。忠廣にも罪といふやうな著るしい罪はなかつたので、種々の風説が起つて、やれ謀叛を企てたの、やれ彈藥を大坂城へ送つたのと色々囃し立てたが、加藤家は豊臣家とは特別の親密な關係があつたから、大坂陣の時、大坂に在つて兵糧を城中に入れたり、少許の彈藥を大坂へ送

つたりしたことはあつたらう。大船製造禁止の令に背いて、大船「日本」丸を造らしめたことも一理由だといふが、さうしたこともないではなかつたらう。熊本はやがて豊前中津の細川忠利に與へられ、中津は小笠原長次に與へられた。

これよりも更に世を驚かしたのは、家光が其現在の弟である駿河大納言忠長を譴罰したことであつた。彼れの罪状についても精細な史證はないが、或書には罪もなき家士を數十人も手討したとか、輿の中から小刀を抜いて輿丁の臂を刺いたとか、狂氣めいた行動があつたと記されてゐる。また加藤忠廣らと謀叛を企てたとも云ひ傳へられてゐるが、それは根も葉もないことであるらしい。兎にも角にも、幼い時から父母に熱愛せられた爲めに一種の驕慢性を馴致し、萬事を吾儘に振舞つて、人を恐れず、世を恐れなかつたことは事實であつたらしい。彼れは寛永元年八月に駿府城及び甲斐、遠江、信濃の中で五十五萬石を賜はり、同三年八月二十日には從二位權大納言に陞つたが、其頃のことであつたらう、父の秀忠に密書を送つて、駿遠甲信、四箇國の中で今一倍の加増をして貰ひたい、それがならずば現在の高でもよいから五畿内を領して大坂城に居りたい、それも出来ぬとならば、切腹して永くお怨み申すといふ旨を述べたので、秀忠も可愛い子ではあるが、秩序を紊す不逞の徒としてこれを處分するに決

駿河大納言
忠長の嚴譴家運の爲め
の犠牲冷酷なる徳
川の家風

し、遂に寛永八年四月を以て甲斐に閉居せしめたが、表面は病の癒えるまで養生をせよといふ命令であつた。忠長も此命令には驚いて謹慎の意を表したので、家光は同情して赦免を請うたら、秀忠は百萬石強請の手紙を出して見せ、「これだから駄目だ」といつた。そこで家光も思ひ止まり、忠長を甲斐から高崎に移して、城主安藤重長に預けることにしたが、間もなく彼れは自刃してしまつた。忠長が十分後悔してゐたことは明白であつたから、何も自刃するほどの境地に立ち到らなくてもよいやうなものであるが、さうした英邁、伶俐の人物はどうかすると段々に力を得て將軍を凌ぐやうなことがないとも限られないから、將來の家運の爲めにこれを除いて置かうといふのが秀忠の心持であつたらう。さて家光にしても父の遺志に背いてまで、將來に危険を貽すやうなものを活かして置く必要はなかつた。實の弟ではあるけれども、不逞のものを懲らして社會人心を匡正し、諸大名をして峻嚴なる司法に懾服せしめることは、自家に取つて萬全の策であつた。それ故に、彼れは涙を呑んで忠長を赦さなかつた。そしてこれらの二つの犠牲は、諸大名を恐怖戦慄せしめ、遂に封建政治を確立し、中央集權を完成せしめる重因となつた。實に、冷たい、慘たらしい成功であつた。或史家はこれを批評して、嫡宗を重んずる餘り庶子を疎斥するのは、日本古來の弊風であるが、

徳川氏に於いては殊にそれが甚だしい。三河安祥時代の松平信定、岡崎時代の松平藏人の如きはそれ、忠長の事もまた正に其一例と見るべきであるといつた。

- (一)『續元和半録』参照。
- (二)『日野記』参照。
- (三)『披沙揀金』、『羅山文集』参照。
- (四)『大猷院殿御實記』卷一参照。
- (五)『菅政重修諸家譜』参照。
- (六)『島津家譜』及び『日記』参照。
- (七)『日記』参照。
- (八)『東武實錄』参照。
- (九)『諸家秘抄』参照。
- (一〇)『江城年録』及び『藩翰譜』参照。
- (一一)『大猷院殿御實記』第十七卷。
- (一二)池田晃淵氏『徳川時代史』上篇、第七章、三四九頁。

第四節 後水尾天皇の讓位

皇居及び仙洞の造營

徳川氏の宮廷に對する壓迫は、代を累ねるに従つて其密度を増した。家康の頃には

尙ほ大に朝廷の威力を借りる必要があつたが、秀忠の頃には反對に京都を抑へる手段を探り、家光の頃には、最早天皇を抑壓して自由に宮廷を動かすことが出来るやうになつた。家康は、それ故に、表面では宮廷を尊崇し、後陽成天皇が位を後水尾天皇に讓られた慶長十六年三月には、皇居造營の計畫を立て、所司代板倉勝重(伊賀守)に其事を總督せしめるとにした。工事は諸大名をして封地の高に應じて之を分擔せしめ、大坂の豊臣秀頼もまた諸大名と共に其課役に應じた。關東大名の分擔した築地の課役は八尺間一間に銀二貫五百目で、それを板倉勝重と中井正次とに納めさせた。同年四月十二日には御即位禮が行はれ、家康は微行して大禮を拜觀したが、其日、仙洞に御領を進めて恭敬の意を表した。皇居は三年を経て慶長十八年に竣工し、幾分か舊觀を改めたけれども、まだ平安時代の盛觀を復するには至らなかつた。天皇は十二月十九日新造の内裏に移られ、後陽成上皇もまた仙洞に徙られた。仙洞御所は禁中東南の櫻町にあつたので、世間ではそれを櫻町宮と稱した。

天皇も上皇も、木の香のする新しい宮殿に入られて、心嬉しく感ぜられたのは一時のこと、家康の死後江戸の壓迫は次第に加はり來り、朝廷の信頼が深かつた秀吉の豊國大明神の神號が廢せられた代りに、さほど崇敬せられなかつた家康には、新に東

櫻町宮

江戸の壓迫
加はる

大内御料一
萬石

秀忠の献納

後水尾天皇
の行幸

照大権現の神號を賜はるに至つた。元和六年五月には秀忠の女和子が入内あり、九年十月には皇女を生まれたが、秀忠父子はそれより前に入京して天機を伺ひ、八月二十四日には、大内御料として洛外の田園一萬石の地を進められた。元龜、天正の頃に比べれば、これでもまだいくらか増加した方であつたけれども、一萬石といへば大名の中の最も小さい方であつた。寛永三年には皇子の降誕を賀する爲め、秀忠父子は前後して上京し、秀忠は七月十二日参内して銀五百枚、綿千把を天皇に、銀三百枚、綿五百把を中宮に獻じ、家光は八月十八日参内して、從一位右大臣に任ぜられ、同時に秀忠は從一位左大臣に陞進した。九月六日には先づ中宮が二條城に行啓せられ、尋いで天皇の行幸があり、將軍父子へは天盃を賜はつた。翌七日、家光は銀三萬兩、時服二百組、沈香一木、欄縹百卷、紅絲二百斤、玳瑁三十枚、麝香五斤を奉獻し、また中宮へは銀一萬兩、時服五十領、其外沈香、紅絲、緋革絲縹、白綾子、麝香などを獻じ、女院へは銀一萬兩、時服五十領其他を、女一宮へは銀三千兩、并びに雛遊びの具として新たに造らせた金銀片各五百個を獻じた。^(五)天皇と中宮とは引續き行宮に在して、八日には秀忠の獻じた時服百領、金二千兩、其外數々の物品を受けさせ、中宮もまた銀一萬兩、其外の獻納品を受けられた。女院、女一宮にもそれ／＼獻上品があつた。

秀忠太政大
臣となる上皇の御料
一萬石

天皇の不平

此日は舞樂に暮れて、九日には猿樂の催しがあり、十日に女院は先づ還幸あり、天皇と中宮とは馬十頭の餞を受けさせ、鹵簿肅々として還幸せられた。五日間の行幸啓は類の稀なことで、秀忠父子は非常に面目を施した。此日秀忠夫人、家光夫人からも金品の獻上があつた。行幸啓に供奉した公卿、女官、武家らには家光からそれ／＼金品を贈つて欣榮を頌つこと^(六)にした。十三日、家光は父と共に参内して行幸を謝したが、秀忠は太政大臣、家光は左大臣に昇進した。京都ではかうした光榮と歡喜とが連續してゐる間に、秀忠夫人は病みついて遂に死んでしまひ、急いで歸つた忠長すらも臨終には間に合はなかつた。^(七)

それらの日に、上皇の御料はいくらかといふと僅かに三千石で、貧乏武家の旗本にも若かないやうな御收入であつたから、其御生活が常に窮乏を告げてゐられたことは大抵それと拜察せられる。あまりの淺ましい御有様を聞いたのでもあらう、家光は後年それに七千石を加へて一萬石としたが、それでも小大名中の小身者にしか比せられなかつた。天皇や上皇がかうした有様であるから、他の公卿達の窮乏は事の外で、随分慘めな生活をしてゐたと思はれる。同時代の人が用舎に書き送つた手紙^(八)を見ると、それらの日に於ける宮廷生活の有様やら、天皇が始終不平を懷いてゐられた状況やら

金米意の如くならず

が、有々と眼の前に現はれて来る。江戸では天皇を傀儡としようとしたが、天資英明の天皇に於いては、非常にそれを憤慨してゐられたことが分る。其手紙の中には次の意味が書いてある。——「京都では天皇を始め公卿達が、非常に窮迫してゐられるさうだが、天皇が御不満に思はれるのは、公卿達の官位が御心の儘にならぬといふことが一つ。それから一つは、御料は増加せられ、金銀は時々武家から進められても、それが少しも御意の儘にならぬといふこと。殊にそれらの米やら金銀やらは所司代から民衆に貸し付けるので、「私は天子様から米をいくら借りて居る」と民衆がいひふらすのを、神代以來全く例の無いこととして、天皇が事の外口惜しく思つてゐられる。」——何といふ淺ましいことであつたらう！ 天皇がそれを無念に思はれたのにも無理はなかつた。

此外に今一つ天皇をして憤らしめたことがあつたと、色々の材料から私の考へつたことがある。それは外でもない、公卿達が意氣地なくて江戸方の意を迎へ、なるべく江戸に都合のよいやうに取計つて、いくらでも賄賂を贈られようとしたことであつた。公卿の家祿は大抵桃山時代の舊例により、其後若干の増加を見たものもあつたけれど、それとてほんの呪ひの呪ひに過ぎないほどであつたから、彼等はいつてもびい／＼である。殊に彼等の子弟は所謂「無足」の状態で、俸祿としては鯉一文、米一合もなかつた

方料の支給

宮中の沙汰は金次第

紫衣勅許事件

から、幕府では無足で皇宮と仙洞とに出仕してゐるものには、家格に應じた方料たうりやうを支給することに決め、内奏して勅許を得た。しかし其額は極めて輕少で、百石が最高、三十石が最下といふ定めであつた。これではとても廷臣としての體面を保つてゆくことが出来なかつたので、其中の或物は所司代から贈遺を受けて、幕府の旨に適ふやうな運動をした。現に板倉重宗から江戸に致した報告書の中に、「宮中の事どれもこれも早速に埒が明いて誠に快心の至りである。いふまでもない事ではあるが、今後とても金銀をさへ惜まないならば、大抵の事は埒が明くに相違ない」といふ意味の文句があるのを見れば、其邊の消息は大抵それと窺はれるのであつた。

然るに更に一大事件が湧いて、天皇を火の如く怒らせた。寛永三年家光が前將軍と前後して上洛し、二條城に行幸を奏請した時、家康の時から幕府の樞機に參して、彼れこそは「黒衣宰相」^九の名を擅まにすべき筈であつた金地院崇傳は、幕命を奉じて京都に上り、所司代板倉重宗と會見して屢々協議を累ねた際、ふと法度に違背した僧侶の出世と稱號とのあることに氣注いたが、間もなく行幸があり、續いて將軍らの江戸歸還があつたので、しばらくは其儘に放置した。けれども崇傳は諸宗の法度を勵行すべき總祿司の職にあつたので、先づ淨土宗の知恩院について調査を開始したら、その

上人號は、學業は兎も角も年齢は法度の條目に符合してゐたので、それをどうするとも出来なかつた。そこで今度は大徳寺派と妙心寺派との僧侶の出世を調査すると、紫衣の勅許を得たもの、中、四十歳未満のものが九十餘人もあつたので、嚴重に取調べた上江戸に歸り、其旨を幕府に稟申して處分を仰ぐことにした。幕府でも法度に違背したとあつては捨て、置く譯にも行かず、斷然法度を勵行することに決し、翌四年七月十九日に至つて、所司代板倉重宗に、(一)諸宗の出世は元和の法度に悖つてゐるから、傳奏三條西實條と中院通村とに叡慮を伺はせた上、元和元年の宗教法令發布以後に係る出世は、一旦これを廢棄した上、機を見て再び授けるやうにすること、(二)法度に違背した出世を寺々から申請しても、今後は猥りに執奏しないやうに三條西、中院の兩傳奏に申渡すべきこと、(三)五山の僧侶の幕府から公帖を申受けないで、紫衣や黄衣やの出世をしたものも、法度以前のものは特に承認すべきこと、(四)知恩院申請の上人號は、法度に背いたものを廢棄し、再調査の上更に仰せ附けられるやうにすべきことなどを命令した。

重宗は直ぐ武家傳奏を訪ねて幕府の命令を示したが、大徳寺、妙心寺、二派の僧侶の出世については、既に綸旨を賜はつたことであるから、他は如何やうにも執奏する

綸旨取消の命令

天皇憤懣す

天皇讓位の志あり

けれど、それだけは取消すことが出来ないと言つて傳奏が承知をしなかつた。重宗は、けれども、秀忠の上意だから是非とも實行して貰はなければならぬと主張したので、傳奏も遂に我を折つて關白近衛信尋と計り、天皇に其旨を上奏したら、天皇は驚き且つ憤られて、「以後は兎も角も、勅許の分は其儘にさし置いて然るべきに、それをも廢棄しようといふのは、汗の如き論言を反故とするものである。古來に例のない此凌辱を受けるからには、一日も天位に居ることが出来ない」と仰せて、中宮の所生なる皇子高仁親王に御位を譲りたいといふ希望を洩らされた。かうまで仰せ出されたら、幕府も恐懼することと思ひの外、却つて江戸では秀忠の孫、家光の甥に當る若宮の皇位に陞られることを喜び、寛永五年には應て天皇の入らせらるゝ、仙洞御所の御造營に着手し、且つ讓位の儀、即位の禮の準備にすら取り掛つた。それほどであるから出世廢棄の如きは何とも思はず、叡慮を餘慮にしてどしどしと事を運び、大徳寺南派と、妙心寺とからは、法度違背に對する始末書を徴したが、二寺の僧侶中には、抗辯して命令に従はぬものが出たので、事件は尙ほ未だ落着するに至らなかつた。

仙洞御所が將に竣工しようとした寛永五年六月に、高仁親王は敢なくなられたので、幕府では讓位の儀の準備を中止した。けれども天皇は一旦退位を決せられたことで

高仁親王の死

女帝册立の可否を諮ふ

澤庵和尚らの反抗

もあり、且つさうした決心は幕府に對する憤懣の念に基づいてゐたのであるから、「此上は女一宮にでも位を譲らう」と云つて決心を翻へさうとはされず、病に托して女帝册立の可否を親王始め公卿達に諮詢された。天皇はそれらの日に御年三十四歳の働き盛り、女一宮は齡僅かに七歳の女の童で在したのみならず、女帝は孝謙天皇以後例のないことであるから、可否は素より考慮を要すべき問題ではなかつたが、公卿達は事情萬已むを得ないことを諒知してゐたが故に、敢て異議を挾まうとはしなかつた。幕府は同年七月に讓位したい思召であることを告げられたが、秀忠と家光とは故らに奉答を後らせて、前者は八月二日、後者は三日の日附で、中宮附權大納言局(橋本氏)に返書を出し、「姫宮へ御位を譲らせられるとの思召は有り難いが、まだ遅からぬことであるから、よきやうに取計つて貰ひたい」といふ意味を漏らした^(二二)。秀忠らはかうして自家の孫である幼い女帝を擁立したといふ非難を避けようとしたのであるらしい。

一體、此讓位の問題は、天皇が幕府に含む所があつて起つたのであるが、其最近の動機と云へば、説明するまでもなく紫衣勅許廢棄の問題であつた^(二二)。大抵の僧侶は江戸の權勢に壓せられて、どうなつても構はぬといふ態度であつたが、大徳寺の前住宗珀(玉室)、宗彭(澤庵)、妙心寺の前住單傳、桃源の四人は幕府の處置を不當とし、「吾々の派

では大悟徹底を旨とする。上智の者は若年でも即座に悟得成就するけれども、下愚の者は一生を費しても其域に達しない。また千七百則の語頭を一々觀得したとして、それを活用することが出来なければ、禪機に通達したものと見られない。かるが故に、たとへ一二則の會得に止まつても、大法眼を開いて夙く禪機を看破することが出来れば、それを本當の智識とする。僧牒の問題は人に在つて餘にはない。然るに區々たる法度の條文を以て法界を拘束しようとするのは、當派の奥儀を知らぬからである。畢竟立法者の禪機に對する不明が、此撞着々惹起したのである」といつて、數回上書して反抗の態度に出でた^(二三)。そこで幕府は四人を處罰し、宗珀を陸奥の棚倉に、宗彭を出羽の上山に、單傳を出羽の由利に、桃源を陸奥の津輕に配流し、以下七十餘人の出世論旨を返還せしめ、勅許の紫衣を剥ぎ取つて平僧に下した。これは實に寛永六年六月のことである。翌七月には天皇の御耳にも達した。

天皇の憤懣は絶頂に達した。關白近衛信尋は辭職し、武家傳奏らは匙を投げた。狹慧剛毅の所司代板倉重宗も、朝廷と幕府との板挟みになつて、策の施すべきところのないのに窮した。そこで家光は乳母の春日局を上洛させて、天皇と中宮とに拜謁を仰せ附けられることになつた。春日局は時代を代表する武家婦人の第一人で、江戸では

春日局の参内謁見

「御乳母様」といへば飛ぶ鳥も落す勢、諸大名すらも恐れ憚るほどの地位に在つたが、京都から觀れば齋藤伊豆守利三（しんみつ）の女、浪人稻葉佐渡守正成の妻、左大臣徳川家光の乳母といふ一個の老婦人に過ぎない。宮中の恒例に従へば、かうした婦人は宮門の中に入ることもさへも許されない。そこで、急に武家傳奏三條西實條の猶子となつて參内し、天皇に拜謁して天盃を賜はり、緋の袴を穿つべき特許をさへ得た。腰抜けの公卿達でさへ、此破天荒な、傳統破壊の怪事實を見て憤慨し、或者は三條西が彼女と兄妹の約束をして參内の便宜を與へたことを「希代の儀だ」と嘲笑（二四）し、或者は彼女の參内を勿體ない事であると云つた（二五）。かうした風であつたから、天皇の憤りは益々甚だしく、赤熱から白熱へ、愈々熱度を加へるのみであつた。天皇は兵器を懐いてゐられたが故に、出来るだけは隠忍して事を圓滑に運ばさうと思はれたが、もはやかうなつては勘忍袋の緒が断れずにはゐなかつた。で、十一月八日に、突然退位を仰せ出され、中宮の御館を仙洞と定められた。公卿達も一二の者を除く外は事件の進行を知らず、召に應じて衣冠束帯で參内したが、退位と聞いて俄かに驚愕狼狽した有様が、同時代の日記に有々と描かれてゐる（二六）。其夜、天皇は中宮御所に入られ、女一宮を皇居に据ゑ（二七）られた。此電氣的な大禮の決行は、全く天皇一人の計畫で、それに與かつたのは皇妹貞子

「希代の儀」

天皇の退位

内親王の掣である二條（右大臣）康道と、武家傳奏の中院通村との二人のみで、他の廷臣は一人として知らなかつたといはれる。恐らく天皇は斷然たる退位の決行によつて、一は幕府の望をかなへてやり、一は其態度を窺はうとせられたのであつたらう。かうして天皇は太上天皇となられ、翌九日には中宮に東福門院の稱號を宣下せられた。疾風！迅雷！耳を掩ふ邊もないのに響へつべき御行動に、東福門院は驚愕せられ、重宗は度を失つて急使を江戸に馳せて報告した。

江戸でも一旦は驚いたが、叡慮に従ふ外はないといふことになり、此事件はそれで局を結んだ。やがて女一宮は即位の大禮を挙げられた。これを明正天皇と申し上げる。大禮は善美を盡くして、中古以來例のない盛觀であつたといはれる。幕府は女帝の册立を喜びながらも、表面は上皇の退位決行につき、幕府へ一言の仰せもなく、強いて急劇に實行せられるのを諫止しなかつたのは、公卿達が補弼の責めを竭さなかつたものであるといつて、中院通村を關東に召し下し、天海僧正に預けて數年間これを拘留した。此時、幕府では善後策を講じ、秀忠は武家の先例に従うて、上皇を隱岐へ徙し奉らうとまで云つたが、家光が極言諫止して明正天皇を册立することになつたと、或書は露骨に記してゐる（二八）。退位とはいひながら、事實に於いては廢帝の姿であつたこと

明正天皇立

が窺はれる。

- (一)『勤修寺記』参照。
- (二)『寛永果圖』参照。
- (三)『當代記』卷六、及び『御年譜』参照。
- (四)『言緒卿記』慶長十八年十二月十七日、十八日、十九日の條、及び『十三朝紀聞』卷一参照。
- (五)『寛永行幸記』参照。
- (六)同上及び『家譜』参照。
- (七)『江城年錄』及び『東武實錄』。
- (八)『細川家記』寛永六年十二月、忠興より忠利に與へし書翰。
- (九)世間一般には、喜多院天海を家康の智惠囊、懐刀として、時代の見えざる政治家のやうに云つてゐるけれども、彼れは殆ど權權に參じたことはない。常に家康に侍して外交、寺社の事について進言し、用ひられる所の多かつたのは金地院崇傳であつた。崇傳こそは眞の「黒衣宰相」であつた。俗説はどうも崇傳と天海とを取り違へたものと見える。
- (一〇)『本光園師日記』、寛永四年七月十九日の條。
- (一一)『東武實錄』。
- (一二)『細川家記』(忠興譜)。忠興より忠利への書翰。——「又は大徳寺、妙心寺の長老成不届と、武家より被仰、式衣をはがれ、又被成御流候へば、口宣一度に七八十枚も破れ申候。

主上此上の御馳辱可有之やとの儀。

- (一三)『澤庵和尚紀年錄』参照。
- (一四)『時慶卿記』、寛永六年十月十日の條。——「江戸の局、三四の猶子に成て、今日冬内、號春日、後に聞兄弟分と、希代の儀也」。
- (一五)『泰重卿記』、同日の條。——「江戸將軍乳母、三條西子分にて、今夜御所へ伺公、御對面之由承及候。無勿體事候。帝道民の塗炭に落候事に候」。
- (一六)『近衛信尋公記』、『資勝卿記』、『時慶卿記』、及び『泰重卿記』、寛永六年十一月八日の條参照。
- (一七)『大内日記』参照。
- (一八)『新蘆而命』参照。

第五節 秀忠の死と其人格

寛永七年九月十二日、明正天皇は即位の大禮を行はれ、秀忠は外戚の重地に在つて人臣の榮を極めた。繼嗣の家光は、たとへば快力の亂麻を斷つが如く、軍職を襲いで以來けばくしい働きを見せ、政治は更張し、封建は確立して、家康以來憂へとしてゐた徳川氏の將來の運命は、愈、確實に保障せられることになつた。秀忠の胸中にはもはや、どんな憂への雲も宿つてはゐらなかつた。彼れは家光の立つた時、家康の例に

徳川氏の運命定まる

倣つて西の丸に隠居し、我家の運命の發展してゆく有様を觀察し、時としては助言を與へて指導し、或は叱咤して非行を誡めたりしたが、行末頼母しい希望の星の閃めきを見ては、自ら安堵の心が胸裡に湧いて、いさゝか老の至つたのを覺えずには居られなかつた。

秀忠不食の病

八年の四月頃から、どうしたものか心地がすぐれないので、秀忠は灸などをすゑて見たりしたが、六月に入つて食思が更に動かず、日増しに衰弱するのみであつたので、醫官は手を盡くしたけれども些しも效驗が現はれなかつた。即位を賀する爲め、内々は上洛のつもりであるが、かうした有様なのでそれは見合はされ、其年は淋しく、暗く、憂の中に暮れてしまつた。翌九年正月には症狀が一層悪化したので、尾張、紀伊、水戸の三家が見舞ひの爲めに登城し、井伊直孝、松平隠岐守らも拜謁した。十六日の頃には愈ゝ重つたと見えて、老臣、小姓、目付の外は奥への出入を禁じたが、二十三日には危険状態に陥り、二十四日の夜亥の刻(午後十時)に及んで遂にことぎれた。年は五十五歳であつた。翌日、天海、崇傳らが召し出されて葬式の内議があり、二十七日には柩が西の丸を出て増上寺に送られ、その幽宮に安置せられた、供奉は土井利勝らの老臣が十人ばかりで、僧は一人も従はなかつた。西の丸に勤めてゐた武士は、

秀忠死す

勅使發遣

秀忠の性格

謹嚴

悉く髪を削つて弔意を表した。幕臣の中には何と考へてか、しばらく喪を祕した方がよいと主張するものもあつたが、酒井忠勝はそんな必要はないと云つて、其夜諸大名にふれまわつた。

二月二十七日には、武家傳奏が勅使として江戸に下向して宸筆の佛典を供せられ、且つ宣命使を遣はして謚を台徳院と賜ひ、正一位を贈られた。

秀忠は敦厚謹嚴の性質で、家康のやうな大まかなところはなく、家光のやうな鋭いところはなかつたけれども、どこかに犯し難いところがあつた。それは彼れの性格の強點で、謹嚴恪勤、事を爲すのに苟くもしないといふことであつた。そこに一つの面



徳川秀忠朱印

白い逸話が語り傳へられる。或年、秀忠は駿府に往つて二箇月ばかり逗留してゐたが、家康は阿茶局を呼んで、「將軍は年が若いから、旅の獨寢は寂しからう。今晚は花を使として菓子を持たせ、裏口から祕と入らせ、るやうにして貰ひたい。だが、俺が扮付けたといつては困る」と命じたので、局は命の儘に花を遣はした。花は十八ばかりの侍女で、容色が殊に美しくかつた。局

秀忠美女花
を斥く

儉素

からは秀忠の方へ、豫め此事を内報して置いたので、秀忠は袴を着けて端座し、父親の使者を今かくと待つてゐた。日は庭の木蔭から暮れそめて、夜の幕が四邊を蔽うた時、ほとくと庭の木戸を叩くものがあるので、彼れは自ら庭に下りて戸を開き、女を導いて上座に据ゑ、彼女の持った菓子を取つておし戴き、「これは定めて大御所から下されたものであらう。もはや御用は済んだからお前は早く歸つたがよからう」と云つた。花は局から教へられたとは大分勝手が異つたが、謹嚴な彼れの態度を見て、何とも云ひ出すことが出来ず、恥かしさうにして歸つて往つた。家康は後で此事を聞いて、「何といふ律義者だらう！ 俺は梯子をかけても彼れには敵はない」といつたと云ひ傳へられる。一つは性慾が餘り強くなかつたのもあらうが、一つは地味な、どちらかと云へば沈んだ、生眞面目な氣質がかうした逸話を作つたのもあらう。

さうした性格の人は、多くは自ら奉ずることが儉素であるのが常であつた。池田光政が初めて謁見した時、秀忠は織田常眞(信雄)と碁を圍んでゐたが、常眞が大胡座を、かいて上座に嘯いてゐるのに、秀忠はきちんと座つて、「おう新太郎か。伯耆は雪國で寒いと聞いてゐるがどうだ？ まあ勝手へ往つて、飯を食べるがよい」と光政に云ひ、土井利勝に「大炊、お前同道してやれ」といつたので、光政は利勝に伴はれて別の座敷

蕪汁に干魚
の焼物

勤勉

秀忠は凡才

に入つた。やがて秀忠、常眞ら十人餘りと一所に、そこで料理が出たが、膳部の品々は、蕪汁に、おろし大根の膾、荒布の煮物、乾魚の焼物ばかりであつたといふ。これが將軍の御馳走であつたとは、今から思へば實に驚くべき質素ではないか！

秀忠は非常に勤勉であつた。鷹狩などに出る時、自分は食事最中でも、供廻りの支度が出来たといふ注進があると、直ぐ箸を投じて立ち上つた。慶長十一年に江戸城を修築した場合の如き、彼れは一日に二度づ、工事を巡視したので、課役の諸大名も奮勵して事に當り、あれほどの大工事が瞬く間に出来上つたのだといはれる。

謹嚴、勤勉、儉素——これらの行爲が彼れを大成せしめたのであつた。彼れは素より凡才であつて、自ら自己の凡才であることを知つてゐたが故に、家康の遺制と遺言とに従つて總ての事を處置し、敢て自らの名譽を揚げようとはしなかつた。彼れの缺點は、彼れの施設が舊套的で、何等新創の見に富んでゐないことであつたが、同時にそれは彼れの強點であり、彼れの長所であつた。彼れは幼少の時から父親の艱苦と戦ひ、困難と闘ふ有様を見もし聞きもしたが故に、どれほど其地位が高くなり、どれほど其威力が加はつて來ても、地位や威力を濫用しようとはせず、自己の職能を眞面目に勤めて、一意、徳川氏の家運の安固なることに努力した。初代の役目は創設する

二代目の任
務

ことであり、二代の役目は承継することであり、三代の役目は更張ることであつた。家康、秀忠、家光、三代は次々にかうした役目を勤めて、立派に徳川氏の事業を完成してしまつた。此中で一番にむづかしく、しかも、骨ばかり折れて働き榮えのしないのは、二代目の承継といふ任務である。承継は同時に保持といふ任務であつた。そしてさうした任務には、彼れの性格が最も適當した。彼れの事業は、一代と三代との燦爛たる成功の爲めに其光りを失つてゐるけれど、最も信頼すべく、最も敬慕すべく、最も研究すべきものであつた。光らず、輝やかず、閃めかず、ぢつとして落着いた、容易に動かなかつたところに、彼れの偉大と優勝とが横はつてゐた。彼れは饒舌の英雄ではなくて、沈黙の偉人であつた。日本人に秀忠のあるのは國民史の一つの誇りであらねばならない。

(一)『日記』寛永八年四月七日、八日、二十日の條。

(二)『江城年録』七月十七日の條參照。

(三)『水戸記』及び『日記』九年正月九日の條。

(四)『紀伊記』二十四日の條參照。

(五)『本光國師日記』二十五日の條。

(六)同上、二十七日、及び『紀伊記』、『東武實錄』、『江城年録』等參照。

(七)『吉良日記』、『國師日記』、及び『紀伊日記』、寛永九年二月廿七日、廿九日の條參照。

(八)『夜雨灯』參照。

(九)『駿河土産』參照。

(一〇)『君臣言行錄』參照。

第六節 増上寺と寛永寺

徳川氏は三河以來、代々淨土宗の信徒であつたが故に、政治上の勢力を得るに及んでそれに特殊の利權を與へ、その地位の向上と、勢力の扶植とを助けた。それは家康が人國した天正十八年八月のことであつた。日比谷にあつた淨土宗の増上寺を一門の菩提所と定め、堂宇を芝に移して其規模を壯大にしたが、秀忠の將軍になつた十年には、更に改築を試みて歸依の情と尊崇の意とを明かにし、十三年十一月には勅許を得て常紫衣地となした。家光が軍職を襲ぐに及んで、更に其規模を廣大にしようと思つて、寛永元年に再度の改造を試み、同時代の人をして「山門の額には三縁山の銘を打ち、本堂の見付には華鬘の幘が翻り、瓔珞が玉を綴つて、光り輝く本尊の前には、咲き亂る、蓮花の間を縫うて、香の煙りがしづかに立ちのぼつた。其煙りの行衛を眺めると、五色の雲に反映して、彌陀が來臨するやうに思はれる」といつて、これを極樂世界に比

淨土宗の保
護
増上寺

國教

べしめたほど、そこは輪奐の美に富んだ靈場となつてゐた。

江戸政府の宗教政策は極めて簡單で、佛教を國教とし、民衆は必らず佛教中の何宗かを信じて、其寺の信徒名簿に姓名を登録しなければならぬ義務を持たせた。神道は日本民衆が固有の宗教で、それとは縁を切ることが出来ず、殊にそれは佛教と混淆せられて、殆ど區別の出来ないやうな状態にあつたが故に、それについては佛教と同様の取扱ひをしてゐたが、基督教のみはこれを嚴禁して、信長の時代以來、年ましに蔓衍しつゝ、あつたそれを撲滅しようとなつた。それらの日に行はれてゐた佛教は凡そ十宗で、最も古い歴史を持つてゐる法相、華嚴、律の三宗は奈良に伽藍を有し、天台、眞言の二宗は比叡山と高野山とを大本山として、各地に所屬の寺院を多く持つてゐたが、いづれも多額の朱印地を領有してゐたから、民衆の歸依喜捨を待たないで、經濟的に獨立して各の寺院を維持することが出来た。禪、淨土の二宗には、武士の信徒が多かつたから、僧侶文化から武士文化の時代に移りつゝ、あつたそれらの日には、可也に多い信徒と大きな富とを持つことが出来た。一向、日蓮の二宗は、室町時代以來次第に勢力を扶植して、民衆の間には段々と狂熱的信徒が増し、政府の力も法律の力も、それを食ひ止めることが出来ないほどの勢力を持つてゐた。家康は壯年の日に三河で

佛教各派の
状態一向宗と日
蓮宗本願寺二派
に分たる知恩院の格
式を高む

親王門跡

一向一揆の爲めに惱まされたことがあり、此宗派については恐らく好感を持つてゐなかつたらうが、それが益々宣布して鬱然たる一偉力を民間に有するやうになつては、單にそれを忌み憚るばかりではなく、國家統一上の故障になりはしまいかといふ疑懼の念も湧いて來たので、本願寺門徒を東西の二派に分ち、彼等が互に争闘することによつて自己の力を殺ぐやうに仕向けた。此外にも遊行念佛(時宗)、融通念佛の二宗があつたけれども、それらは大した勢力ではなかつた。

これら諸宗の佛教の中で、家康は自分の家の宗旨だといふので、淨土宗を選んでそれに特權を與へ、他の佛教宗派に對する法度を制定した元和元年に、『淨土宗法度』をも制定して知恩院、増上寺などに交附した。知恩院は淨土宗を開いた源空の住持した寺院で、其宗の總本山であつたけれども、それが新興の宗派であるだけに格式が低く、天台、眞言などに屬する寺院のやうに高い地位を占めることが出来なかつた。一例すれば其住持は上人號を得るに止まり、大僧正に陞ることは許されなかつた。そこで家康は近衛信久に請うて、後陽成天皇の皇子八の宮(良純法親王)を申し受けて自分の猶子とし、それを知恩院に入室させて、同寺を親王門跡の高地位に上してしまつた。しかし門跡はたゞ宗門の上首といふだけで、引導佛事などの些事は、別に脇住持といふ

ものを置いてそれに取扱はせることにした。家康はかうして浄土宗の總本山たる知恩院の格式を高めたのみならず、江戸増上寺の住職源應の爲めに、奏請して觀智國師の號を賜はることにした。これで、浄土宗は念佛道心者の域を脱して、俄かに高い地位を佛教界に占めるに至つた。

安土宗論このかた、佛教界には宗論といふことが流行つた。日蓮宗と浄土宗とは其脩をなしたもので、兩宗對抗の風は、後代に至るまでも失せなかつた。中でも慶長十三年の宗論は最も著しいもので、日蓮宗(常樂院)の僧日經と、浄土宗(増上寺)の僧廓山とが江戸城に於いて宗論を試み、高野山遍照光院の頼溪が判者となつた。京都の日蓮宗の寺々からは、日經に宗論などしてはいけないといつて忠告を與へたが、彼れはそれを耳にも入れず、遂に弟子五人を率ゐて登城した。眞言宗では大山寺八大坊の實雄、天台宗では仙波喜多院の運海、禪宗では富田大中寺の良雄が其席に列し、松平忠輝、蒲生秀行、伊達政宗、淺野幸長などの武士も聽衆の中に交つてゐた。宗論は廓山の「五乘齊入の天願は、三佛同證の所説である。三經無得道の意趣とはどんなものか」といふ問から始められたが、日經は「どうも加減が悪い」と云つて、平臥して何らの答へをもしなかつた。廓山は更に最後の言を發して、「法華以前の諸經は、眞實得道の明

文ではないか。どうだ〜？」と疊みかけて問うたが、日經は更に返答をしなかつたので、日蓮宗の敗けとなり、彼を始め弟子ら六人は悉く法衣を剥ぎ取られた。

家康は駿府城などで、天海其他諸宗の僧侶に講義をさせたり、宗論をさせたりして、佛教の輪郭を知るに努めると同時に、これによつて自己を周匝してゐる僧侶達の學殖と人物とを知らうとしたのであつた。家康に最も重んじられてゐるのは喜多院の天海僧正で、彼れのいふ所は殆んど全く用ひられない所がなかつた。彼れは俗姓を三浦といひ、蘆名氏の支族で、陸奥會津の高田で生れた。出家したのは十一歳の時であつたが、十四歳の時に叡山に登つて神藏寺實全の室に入り、そこで擅那一流の蘊奥を究め、更に三井寺や奈良の寺々に遊んで研究を續け、故郷に歸つたのは永祿元年であつた。元龜二年に叡山が信長の燒討に逢つた時、一山の英僧豪盛らは甲斐に逃れて武田信玄に據つた。信玄は彼等を優遇して東國の學徒を召集し、盛んに論席を開かしたが、其時天海は屢、講師に推されて豪盛の認むる所となり、彼れから慧心嫡流の幽旨を授けられた。天正五年、天海は會津に歸つたが、同十八年會津の領主蘆名氏が常陸の信太庄を賜はつた時、その不動院に入つて住持し、慶長四年には仙波の喜多院に入り、尋いで下野の宗光寺に住持すること、なつたが、其頃四方から多數の學徒が押しかけ

南光坊に移る

て来て、彼れの名は四方に喧傳した。慶長十二年に家康は彼れを召し出して山内の探題執行としたので、彼れは東塔南光坊に移り、十月には梨本最胤法親王から法曼流の傳



(藏所院多喜)像僧正海天

法灌頂を受けた。十三年十二月には、後陽成上皇に拜謁して法義を説き、權僧正を授けられるに至つたが、十五年には新題者の勅許を蒙り、駿府に入つて家康に謁し、十六年には血脈を家康に傳へ、十七年には喜多院を修造して之を董督し、十九年には日光山を領した。元和二年家康が死んだ時、其骸を久能山に葬るべき遺言をしたが、彼れは葬儀の後上洛して朝廷に奏請し、後水尾天皇から「東照權現」の神號を賜はつた。彼れが大僧正に任ぜられたのも

喜多院

寛永寺を上野に建つ

此時であつた。翌三年四月八日、彼れは遺言と稱して家康を日光山に移葬し、法事を自分で董督したが、其儀式の花やかでけばくしかつたとは前代未聞だといはれた。

天海は崇傳と共に家康を助けて、宗教上からも、政治上からも、種々の助言を家康に與へたので、家康は極めて篤く彼れに信賴し、彼れの爲めに出来るだけの便宜を計つてゐた。家光の時代に入つては、彼れの年はもはや九十を超えて、喜多院から江戸へ出て來るのも臆劫になつたので、江戸の中で然るべき土地を拜領し、そこに草庵を結んで老を養ひたいと藤堂高虎に申し送つた、そこで高虎は其由を秀忠に告げたら、「尤ものことだ」といつて、西の丸の舊殿舎に用ひてあつた木材と、白銀五萬兩とを天海に與へて、それを寺院造營の料に充てしめた。天海はそこで高虎の下屋敷であつた上野の地を選んで、そこに寺院を建てる計畫をした。彼れがそこを選んだのは、京都が其鬼門に當つてゐる比叡山に延曆寺を建て、日吉山王權現を勸請して鎮護國家の靈場としたのに倣つたもので、江戸城の鬼門に當つてゐる上野を、江戸城鎮護の靈場としてしようとしたのであつた。秀忠は天海の計畫を聞いて大に喜び、寛永二年十一月から工事に着手せしめた。工事は御三家を始め諸大名がそれを助け、藤堂高虎は特に東照宮の社殿、廻廊、供所、護摩所などを建立した。寛永寺は彰義隊の事變で兵火に罹つて、

大規模の建築工事

その殆んど全部を灰燼に歸したが、五重塔、清水觀音堂、不忍辨天、本坊の表門(今の東京帝室博物館正門)などは残つて、その昔のゆかしい建築を偲ばせてゐる。清水觀音堂と不忍辨天とは天海が自分で經營したものであるといはれる。古圖に從へば寛永寺の規模は實に雄大なもので、三枚橋の突當り、西郷銅像の下に黒門があり、それを入ると右手の竹の臺に山王があり、次いで清水觀音堂があつた。黒門から眞直に行くと文珠樓、ついで常行堂があり、その後方に一對の水屋が立ち、續いて壯大な根本中堂が聳えてゐた。法華堂は常行堂の右手、多寶堂は中堂の右手にあつた。本坊は中堂の後にあつて、表門と御門との二つが正面に並んでゐた。所屬の寺院はこれらの建築群の左右に立並んで、比叡山にも劣るまじい景觀を持つてゐた。これらの建築物の中、根本中堂の如きは、元祿十年に竣工したといふから、古圖の示してゐるやうな規模をなしたのは、寛永よりもずつと後のことであつたらう。大體の建築工事は寛永四年に終つて、寺號を東叡山寛永寺圓頓院と稱し、關東に於ける天台宗の總本山、幕府祈願所の第一とせられた。これで天海は希望以上の大伽藍を得たのであつたが、更に寺格を進めて門跡地にしようと思ひ、祕かに其連動をした結果、寛永十五年に至つて後水尾天皇の第二皇子(守澄法親王)を、家光の奏請によつて天海の法嗣に申し下すことが

根本中堂

守澄法親王

輪王寺門跡

出來た。天海は同二十年十月一日、百三十餘歳の高齡を以て死んだが、慶安元年には慈眼大師の號を賜ひ、承應三年には遂に守澄法親王を迎へて輪王寺門跡と呼び、爾後明治維新に至るまで皇族の一方が門跡となられた。これは藤原氏が外戚の故を以て、其氏神春日社の別當職興福寺一乘院に皇子を邀へて親王門跡としたのに倣つたもので、徳川氏の勢威が朝廷を壓し、至尊の尊嚴を以てしても尙ほ江戸幕府の提言を斥けかねる事情の下にあつたことを證明する一つの大きな象徴であつた。江戸幕府が皇子を輪王寺門跡に申し下したのは、萬一京都との間に戦争が起つた時、門跡を擁立して皇位に陞らせ、京都に對抗しても不臣の名を取ることのないやうにしたものだといふ傳説がある。まことに無理のないことで、これもまた徳川氏の朝廷に對する政策を暗々裡に説明する傍證の一つとして、まことに興味深い傳説である。

(一)『色音論』參照。

(二)『令條記』元和元年七月廿四日の條。

(三)『當代記』卷四、慶長十三年九月の條。——去比より法花宗與淨土宗、可有法論一由、自法花之僧常樂院類被勸、京都の法花宗内々不可然由、被思けれども、常樂院不用之と云々。

(四)同上、十一月十五日の條參照。

(五)『駿府記』慶長十九年二月九日、十五日、十八日、廿日、廿五日、廿六日及び三月五日、六日、七日、十四日、十七日、廿三日、廿五日の條参照。これらの記事を觀れば、宗教上の講義と議論とが如何に盛んであつたかが想像せられる。

(六)『江戸名所記』卷一参照。

(七)『慈眼大師行狀』及び『大猷院殿御實記』卷五参照。

(八)『上野山内古圖』『江戸叢書』卷二所收参照。

(九)『東叡山御門主略譜』参照。

第七節 日光廟の造營

元和三年二月廿一日、勅使萬里小路孝房は久能山の東照廟に參向して、「東照大權現」の神號を進まゐらせたが、三月九日には更に正一位を追贈する旨の宣下（三）があり、十五日には遺言に従うて、家康の柩を下野の日光山に移すこととなり、天海を始め山門の僧侶らは悉く久能山に集つた。其日柩は本多正純ら三百騎の大名と一千人の雜兵らに衛られて久能山を發し、吉原、三島、小田原、中原、府中、仙波、忍、佐野を経て四月三日に日光山に着いた。（三）日光廟は豫（四）ねて工事中であつたが、三月一ばいで社殿、堂、廻廊、御供所、厩等が出来上つたので、四月八日に柩を奥院の巖窟中に安置し、十四日には

家康を日光に改葬す

『日光社參供奉法度』

七周忌法會

日光廟改築
造營奉行

神位を假殿に、十六日には假殿より本殿に移し、宣命使中御門尙長らの奉幣あり、十七日には盛大なる祭典が行はれた。これらの式典は、天海が兩部習合の想念を凝らして工夫したもので、崇傳はそれを「僧上の神道はをかしい」と冷評した。此式典には秀忠も參列して、『日光社參供奉法度』をこゝに制定し、それが後代に於ける社參の先例となつた。四月十日から關東には大風雨があり、秀忠の出發した十二日には大川に水が出て千住の大橋が落ちさうであつたので、數萬俵の石苞を橋下に備へて漸く渡橋したが十三日には栗橋の船橋が流出した爲め、彼れは岩槻に一日間滯在したほどであつた。（五）謹嚴な秀忠は社參の途中でかうした天災に逢つて、どんなに神經を惱ましたであらう。恐らく恐怖と懷疑との念に強くその胸を打たれずには居られなかつたらう。

元和八年四月十七日には、日光廟で七周忌の法會が行はれ、秀忠はそれに參列したが、翌九年七月軍職を家光に讓つて隱居した。家光は年がまだ若かつたが、祖父を尊崇する志は極めて篤く、「生きるも死ぬるも、何事も皆大權現様のまゝである。儘なことも思はず、朝夕拜み申す外はない」と書いた紙を守袋の中に納れて、肌身離さず持つてゐたといふほどであつたから、將軍になると間もなく、日光廟改築の志を懷いたらしい。彼れが日光山造營の奉行に、松平正綱と秋元泰朝とを任じたのは、寛永元年

職工の招集

正月廿一日であつたが、彼等は三月十一日に造營についての規則を定めて、工人らを督勵したといひ傳へられるが、特殊の記録を除くの外、他の文書や記録には見えてるない。日光廟の大々的改築工事は、恐らく寛永十三年を中心として行はれたであらう。奉行は矢張り松平、秋元の二人が交代して實務に當つたらしい。奉行らの最も苦心したのは優良なる職工を集めることで、京都の鑄物師、奈良の佛具師、春日の大工、其他専門の技術を持つた良匠を全國から召集して、それらを大工棟梁甲良豊後守(藤原)宗廣の手に統率せしめ、着々と工事を進捗せしめた。工人の待遇については頗る肝膽を砕いたものと見え、彼等には家族を伴うて一定の期間(寛永元年八月)中に江戸に出でしめ、大門通にある水戸侯の邸前と、誓願寺の門前とに造つた假小屋に收容した。彼等が江戸へ来るまでの道中は、官用の傳馬によらしめることにし、主人持の職人や大工は、其妻子父母など足手纏ひになるものを主人に托し、單身江戸へ出るやうにさせた。人夫の徴發については、日光山を中心として方四十里の間から國夫と小俵とを出さしめ、國夫は二十五歳以上五十歳以下、小俵は十五以上二十三歳以下を限り、其勞銀は永樂錢で、午は飯料を、朝夕は手間料を支給し、六十歳以上、或はそれ以下でも平生多病のものは寛永元年から三箇年間、草鞋、草沓を毎月二十足づ、差出し、婦人の

人夫の徴發

樵夫と石工組の人員

大工と人夫の團體



石切人倫訓圖彙

十三歳以上二十歳以下のものは、一人につき毎月木綿糸一反分を村役人に上納し、村役人はそれを二十歳以上四十歳以下の婦人に渡して、毎月一人につき白布一反づ、を織らせることにした。伐木の人夫は狀況を考査して、特別に賃錢を支給することにした。樵夫と石工とは、棟梁を二人づつ添へて、二十三組(一組十二人、棟梁二人)、三百二十二人が四月朔日に日光に向つて出發したが、大工や諸職人は其儘江戸に返め、七月頃登山せしめることに定められた。樵夫や石工の旅行中は、二人につき傳馬一頭を給し、道具は一組につき馬一頭、馬子一人を使用させた。これら工夫や人夫はそれら團體を編成して組と呼び、組の上には「いろは」を冠せしめて組の名とし、大工二

職工

十五人と其棟梁二人、國夫五十人、小隼三十人、合計百七人を一組とした。^(二六)又諸職人、塗師、飾師、石工らは二十五人を一組とし、その中には棟梁をも含むことに定めた。^(二七)繪師は上小屋へ五人、下小屋へ五人、町小屋へ五人、松平正綱の小屋へ五人、秋元泰朝の小屋へ五人、合計二十五人づつ、は毎日必ず詰め切らねばならぬと命ぜられた。^(二八)諸職人、大工の工賃は永樂錢を銀の高に概算して支給し、その額は上等は三分、中等は二分、下等は一五分、國大工と透品師とは下等の工賃を支給せられた。^(二九)彼等

工賃

休日、死亡、
疾病

の休日は一週間に一日とし、國夫と小隼とは休日に永樂錢で手間賃の支拂を受けた。^(三〇)疾病、急死等の場合には、たゞ其所屬の組のものばかりが立合ひ、他組のものはそれに關係してはならぬ、病者は十日間小屋で養生せしめ、それでも快癒しなければ農民の家に引移らせ、そこで十日を経過しても治癒しないものは、奉行から通行券を授けて原籍地に歸らせた。^(三一)小屋には醫者を詰めきらしめて、診察、投薬に従事させた。^(三二)大工、職人は、組の中で申合はせて、一箇月に一度づつ、十五日間の豫定で郷里に歸休せしめ、家族の安否を問うたり、私用を辨じさせたりした。これら歸休者は、四十八組の中から一組につき二人づつ、一箇月一回を限つて許すことにした。^(三三)工人や人夫の待遇は實によく行き届いてゐて、今日のそれに比べても決して遜色のないものであつた。民衆

歸休

工人の食料
を準備す

使役の方法を江戸城築造の當時に比べると、まるで雪と墨ほどの差異である。これは一つは奉行らの心懸にもよつたらうが、一つは彼等を満足さして、念の入つた、立派な藝術品を作らせようとしたのであつたらう。兎も角も注意すべき工人及び労働者の使役方法であつた。

かうして召集せられた職工の種類は二十九種に上り、^(三四)其数は實に無數であつたが、其外に國夫、小隼が多數に使役せられ、奉行を始めこれらを監督する武士の數も可也の多數に上つたので、幕府は日光山を中心とする四十里四方内の農民は、これらの人の食料に充てる爲めに、努めて米穀を貯藏し、米は五斗八升を、大豆は六斗五升を一俵とし、また三箇年間、一戸毎に澁五升づつ、を貢納せしめることにした。^(三五)澁は建築材料に用ひたものであらう。こんなに多數の人員と、多種の建築材料とが運搬せられるのであるから、幕府は前記の区域内における道路橋梁を、何人の領地たるに拘はらず修繕營作せしめ、また五石以上の收穫ある農民と馬匹を有するものとは、馬匹の徵發に應じなければならぬ代りに、三箇年間の租税を低減せられる特權を得た。^(三六)

さうした準備と努力とを以て工事は進められ、十三年後の寛永十三年の三月一ぱいには、豫定の計畫は略々完成せられて、正遷宮も行はれたが、奥院の多寶塔の建てら

道路橋梁の
修繕

建築竣工

改築の動機

れたのは、同十八年のことであつたといひ傳へられる。實に長年月に亙つた大工事であつた。かうした大工事が無事に行はれたのは、全く家光の威力に由つたことは疑がないけれども、家光が何故そんな大工事を起したかといふ疑問は誰れの頭にも泛ばざるを得ない。それは恐らく祖父に對する彼れの尊崇の念の強かつたこと、大建築を營んで一つは名を後世に遺し、一つは威を諸侯に示さうとしたことなどが、重なる動機であつたと思はれる。兎にも角にも、日光廟は約二十年の歳月を費して竣工し、自然の光景の美しい、歴史的記念物に富んだ場所に、更に人工の美が加はつて一段の光彩を増し、今日に至つても世界有数の藝術の淵藪と云はれる名所を作つたことは、華やかな、派手好きなきびくした性格の所有者、三代將軍家光の力であつた。

日光廟の建築的價值

日光廟の建築的價值については、世既に定評がある。曾て熱心に此建築について研究した建築學者らは、日光建築が我國に於ける宗教的建築の二要素——神社建築と佛寺建築——を兼ね備へたことを指摘し、「日光廟建築は、江戸時代初期に於ける各種の宗教的建築物を一區劃内に集めたものである。建築上からこれを見れば、二重拜殿があり、一重拜殿があり、其他各種の樓門、八脚門、唐門、藥醫門があり、龍宮造りと稱する明様の門もある。また倉庫、厩、水盤舎、鼓樓、鐘樓、神輿舎、神樂殿、護摩堂、

宗教的建築の一大博物館

陽明門



日光陽明門

御供所、五重塔、鳥居、透塀、廻廊、玉垣などに至るまで、何一つ備はらないものはない。實に日光廟は、此期の宗教的建築の一大博物館と稱すべきである」といつた。これらの諸建築はみな色彩を以て裝飾し、素木を現はしたのは神厩一字だけである。破風や、棟梁や、唐戸や、天井や、どこにも美しい彩畫と、巧みな彫刻とのない處はなく、彫刻には或は高彫あり、或は透彫あり、其上には目の覺めるやうな五彩を傳けて、觀る人々によくも人力でこんなものが出來たと感ぜしめる。中でも音に聞えたのは、陽明門、「俗に日暮らしの門」

屋蓋
柱
軒唐破風

鏡天井

異國情調に
富める燈籠

といふ三間樓門で、石階の上に南に面して立ち、屋蓋は入母屋の制で、四面に軒唐破風を架したのは特殊の手法であるといはれる。柱には彫刻を施し、鍍金金具を装し、拳鼻は獅子頭で左右に牡丹の彫刻が添へてある。軒唐破風には懸魚と鰯とを附けず、破風板から繪様を彫り出してそれらの代りとしたところに、手法の新らしさが表示されてゐる。内部は臺輪の上に唐様出組を置き、其上部に通じて肘木を廻らし、直ちに鏡天井に接せしめてゐる。鏡天井は全部金泥で塗沫し、小縁には朱紺青の錦模様を畫き、中央には天人を彩畫してゐるが、中の間の天井は前後二箇所に限つて、墨繪の蟠龍を描き出してある。狩野探幽の作で、俗に「八方睨みの龍」といふのはこれである。

尙ほ一つ注意すべきことは、陽明門の前にある朝鮮獻上の燈籠、和蘭獻上の燈臺、琉球獻上の燈臺、並びに門の左右の廻廊につけた數個の燭立が、いづれも一つの様式から成つてゐて、そのいづれにも北獨逸風のロココ式風格の具はつてゐることである。これらは恐らく皆和蘭から持つて來たのもあらう。傳ふる所によれば、長崎の和蘭商人が此燈籠を獻じた爲めに、濱田彌兵衛事件で日本に拘禁してあつた和蘭人を放免したといふ。それは眞に日光廟建築に伴ふ面白い一つの逸話であつた。

日光廟の大建築群について、一々細かく説明することは私達の任務ではない。私達

「細部技巧」

建築史上の
回轉點

ロココ派の
特徴

はたゞ此建築群が巧みに地勢を利用して、周圍に直立してゐる古木やら天然物やらを其儘に保存してそれを建築物に按配し、建築物は規模の雄大を希ふことなく、その代り出来るだけの裝飾を施し、遂にそれが「細部技巧」ともいふべき一種の建築形式を産出するに至つたことを知つて居ればよい。此建築は實に江戸初期の最後を飾るもので、一面に於いては江戸藝術の先驅であると同時に、他面に於いては桃山藝術の殿軍であると云ひ得る。つまり桃山藝術はこゝに至つて爛熟の境に達し、先きが行き詰まつて新たな道を歩まねばならぬ運命を迎へたのであつた。即ち日光廟は建築史上回轉點に立つた興味の多いものであつた。伊東博士が陽明門を批評した言葉は、直ちに移して日光廟の建築の批評と視ることが出来る。博士は云つた「意匠は豊富であるけれども、形狀は完美してゐない。私達は其細部に於いて、到る處に精緻な彫刻と、艶妖な傳彩とを見る——即ち此建築物の表面は、悉く彫刻と色彩とを以て蔽はれて居り、ロココ派の標品として見るべきものである。また此建築の各部に、假偽的の構造や故意的の裝飾のあるのは遺憾である」と。ロココ派(Rococo style)の建築の特徴は、幻怪な、無意味な裝飾に富んでゐること、大體の釣合プロポーションなどは寧ろ等閑視せられ、細部に於いて繁褥な、繊細な經營を見るものであるが、日光廟建築に此弊害が大分現はれてゐる。

のは、建築史上、大きな一つの興味であつた。

- (一)『御年譜』『徳川實紀』所收参照。
- (二)『元和日記』『元和三年三月九日の條』
- (三)『東武實錄』『紀行』『紀年錄』等参照。
- (四)元和二年の工事は、其十月に藤堂高虎が奉行となり、本多正純が地形の繩張をなし、十一月から普請を始めたが、大工は中井小膳が主腦であつた。此工事はさほど大したものでもなかつたことが、工事の翌年四月に完了してゐるのを見て分る。『日光山宿坊日記』及び『日光御宮修營歴年記』等参照。

(五)『台徳院殿御實記』卷四十五、元和三年四月の條。

(六)『寛政重修諸家譜』参照。此事に關しては故内藤恥叟氏の『徳川十五代史』第三編、寛永元年正月二十一日の條(九、一〇、一一、一二頁)に、「日光宮造營の事あり、奉行松平右衛門大夫正綱、秋元但馬守泰朝に、老中連署の狀を賜ふ」と記して、寛永元年甲子年正月廿一日、同廿五日、同二月六日の三通の文書を採録してゐるが、それはどこから出たか分らない。『大猷院殿御實記』(卷二、寛永元年正月二十一日の條)にもそれと同一の文書と觀られるものから書いたらうと思れる法令が出てゐるが、同書はそれを『日光集成』に據つたと斷り書きした上、文末に「此年日光山造營の事諸書見所なしといへども、重修諸秋元が傳に、このとし日光御造營の事にあづかるよし記したるをもて、その令をもこゝに收む」と書いてゐる。『御實記』の記者も、寛永元年の造營を信用しなかつたらしく思はれるが、同年日付の文書が三通もあつたので、疑

ひながらも書いたものと見える。此年には計畫せられただけで、實行の域に至らなかつたものか、或はそれから引き續き工事が施行されたものか、いづれとも分らない。工事に關する三月朔日付の文書が他にもある。故に私は後の考へを俟つこととするが、どうも繼續的にぼつぼつと工事が行はれてゐたらしい。

(七)日光東照宮所藏道具箱銘。

征夷大將軍 源朝臣家光御建立 御造畢 成就所

奉納 東照大權現 御寶殿 大僧正天海大和尚 御道師

于時寛永十三年壬子四月八日吉辰 甲其豐後守藤原朝臣宗廣

(八)『徳川十五代史』第三編所收、寛永元年正月廿一日付命令書第二項。

(九)同上、廿五日付命令書、第五項。

(一〇)同上、第六項。

(一一)同上、第七項。

(一二)同上、第九項。

(一三)同上、三月朔日付日光造營奉行命令書、第一項。

(一四)同上、第二項。

(一五)同上、第三項。

(一六)同上、三月の命令書、第五項。

(一七)同上、第六項。

- (一八)同上、第八項。
- (一九)同上、第九項。
- (二〇)同上、第十、第十一項。
- (二一・二二)同上、第十三、第十四項。
- (二三)同上、第十五項參照。
- (二四)『日光廟御造營記』參照。

金細工(京都御鑄物師、金細工、鐵細工、御銅方、御唐銅方)。
 建築工(春日大工、大工棟梁、御大工方、御館造、御左官)。
 彫刻工(南都佛具師、佛師、御彫物師)。

織織工(御織殿、御織師、御綿屋、御絲會所の者)。
 畫塗工(御佛繪師、御塗師、御蒔繪師、御箔師)。
 雜繡工(京都御職人、御翠麿師、御經師、筋方、磨方、朱座、御疊方)。
 役夫(國夫、小卒)。

- (二五)『徳川十五代史』第三編、寛永元年正月廿五日付命令書、第三、第四項。
- (二六)同上、第一、第二項參照。
- (二七)工學博士塚本靖氏、工學博士大澤三之助氏合著『日光廟建築論』、『東京帝國大學紀要』工科第一冊第二號)及び同上正誤及補遺參照。
- (二八)『日光山志』卷五參照。
- (二九)『稿本日本帝國美術略史』(建築之部、工學博士伊東忠太氏執筆)四八〇頁參照。

東照宮御水屋

日光東照宮は日本を美術國として世界に紹介した最大最高最貴の材料の一つである。さうした日光東照宮の建築群の中でも、最も注意せられ、最も尊重せられてゐる一つが御水屋である。中には花崗石の水盤があり、清水が盤の底から湧き出でゐる。覆屋の四隅には花崗石の支柱がある。各隅の柱は三本で、主柱一、副柱二、つれも几帳面取で、上部には縁を附し、金襴巻は減金金物を用ひてゐる。組物は懸き三斗で、極彩色唐草模様を描いてゐる。虹梁には牡丹唐草の錦模様を置いて、飛紋に紺青地の龍の丸が描いてゐる。壁には大瓶束を置いて、左右に飛龍との高彫が刻んでゐる。正面の大破風は塗立銀色で、金金具で裝飾し、懸魚、鬼板とはいづれも減金金物で被覆してゐる。此御水屋の建築に見るべきところは材料の按排、繪架の設計が、裝飾法の原理である。『吾妻』に背がない。いまだ、塚本、大澤の両博士は云つてゐる。

創成よりは
保守

廟所建築

寺院建築

神社建築

「権現造り」

中心移動の
時代
廟所建築時
代

第八節 時代の藝術——特に建築

江戸時代の初期は、政治上から云へば、創成よりは寧ろ保守の時代であり、破壊よりは寧ろ建設の時代であつた。それ故に藝術上に於いても、時期は少し後れながらも、それと同様の徑路を辿つて、中期、後期へと次第に發達して往つた。今時代の藝術を建築といふ實用藝術の一例から窺つて見ると、此時代には歐洲のロココ派に比せられる日光廟を始めとして、久能山の東照權現廟、芝の台徳院廟、上野東照權現廟など、廟所の建築が多く、また増上寺、寛永寺、淺草寺などの寺院建築も少くなく、更に神田明神、芝神明、湯島天神などの神社建築もまた多く經營せられて、「権現造り」といふ形式を關東に普及發達せしめた。権現造りは本殿と拜殿とを廊下で連續させたもので、外には唐門があり、周圍には透塀或は廻廊を繞らしてゐる。日光廟も矢張り此形式の最も完備した一例として見らるべきものであつた。私はかうした江戸時代初期の建築を、宗教的建築から個人的建築に移つてゆく中心移動の時代——或は他の用語で具體的に云ひ現はして見ようならば、廟所建築時代とも呼びたいと思ふ。桃山時代以前の社寺建築は神佛を中心とし、江戸時代中期以後の個人建築は人間を中心としてゐるに反し、此時代

寛永年代は
限界線

の靈廟建築は死んで神佛の位に陞つた人間を中心としてゐる。かうした建築は或意味に於いて回顧的のものであり、従つて進取よりは保守に傾いてゐるべき筈であるから、同時に變化進展の見るべきもの、あらう筈がない。それにも拘はらず寛永年代を限界線として、建築史上に一回轉點を作つたのは地理的影響といはゞいへよう。即ち桃山時代までは關西を藝術の中心としてゐたが、江戸時代に入つてそれが關東に移り、それが爲めに一種の地方化^{ローカライゼーション}を起して、建築上の變種を生ずるに至つたとも見られよう。

關東文化と
關西文化増上寺山門
と南禪寺山

江戸時代初期の關東文化は、すべて關西文化の輸入扶植されたもので、何等の新案創意ともいふべきものがなかつたが故に、そこには幾多の藝術的缺陷が現はれた。例へば増上寺の山門は寛永元年に出来たもので、關東地方に於ける代表的の山門であるといはれてゐるが、これを其五年前の元和五年に出来た京都南禪寺のそれに比較して見ると、前者は全體の釣合が取れてゐない爲めに、觀る人に何となく頭重の感を與へる。また軒の形狀に於いても、斗組の手法に於いても、すべて後者よりは旨味が少い。増上寺は徳川氏に取つて大事の寺であるから、本堂始め山門の建築に於いても、出来るだけの力を盡くしたものであらうが、それさへも京都のものに比べて、何となく粗大で、圭角があり、やさしみに缺けてゐるのは、一つは衰境の支配を免れることが出来

地理的衰境

民衆心理の
影響

なかつたからでもあらうが、また一つには粗野質朴な關東民衆の通性が現はれたものとも見られるのであつた。伊東博士はかうした特性を主として地理的衰境の感化によるものと斷じ、「關東は京都に比べると、周圍の景色も落莫としてゐて、美しい山や清らかな川がないばかりでなく、渺々として十里に連る平野は風の吹く毎に砂を飛ばし、雨の降る毎に泥をはねかへすといふ風に、自然の風物が一體に荒々しい。かうした地理的衰境が民衆の趣味の上に大きな影響を與へて、江戸建築に粗野な分子を残した」といふ意味を述べて居られる。まことに適切な批評で、土地と人とは殆ど不可分離な姉妹である。かうした江戸附近の地勢が、江戸文化を特質つけたことには毛頭の疑ひもないが、しかし、理窟を云へば建築其他の藝術に在つては、土地は直ちにそれらを支配する力がない。土地は先づ人に影響を與へ、人が藝術的製作に影響を與へることは、私達が一般に認めなければならぬことであるとすれば、江戸建築にかうしたきこちない特徴を與へた要因は、主として江戸市民——少くとも關東民衆の生活其物であらねばならない。此一點から觀ても、藝術上の江戸趣味といふものが、次第に桃山趣味から獨立しつゝ、あつたことが分る。即ち江戸時代の藝術、殊に建築は、系統に於いては桃山時代のその流れを汲んでゐるが、また江戸時代中期以後のそれを産出す

過渡時代の
藝術

る母でもあつたのである。

かうした過渡時代の藝術は、原則として流派などのないもので、次代の風格は尙ほ未だ起るに至らないし、前代の風格は爛熟の境に達して生氣がない。従つて形式主義、踏襲主義に墮して、内容には統制があり、劃一があり、外形には精巧があり、緻密があるにしても、新銳の氣風なく、超凡の風格なく、觀る者をして、燦爛たる光りの中から影を、渾然たる爛熟の陰から頽唐を豫見せしむるのが常である。さうした弱點は明らかに久能由の東照宮に現はれ、最も明らかに日光山のそれに現はれてゐる。色彩の複雑なる安排に現をぬかし、線條の巧妙なる交錯に魂を奪はれる異國からの觀光家は、久能山、日光、芝の將軍廟に、江戸時代の藝術の旺盛を讚美することが出来ようけれど、單純なる色彩の表現と質朴なる線條の連續とに、枯淡な禪味と幽玄な俳味とを味ひ得る日本民衆それ自身は、決してそれらの藝術を至上至高のものと批評するとは出来まい。日本の藝術は、常に二つの側面を具へてゐた。その一側は絢爛であり、他の一側は簡素であつた。日光などの東照宮を前者の象徴とすれば、大徳寺の孤蓬庵などは後者の代表であつた。前者は成金趣味で、そこに信長、秀吉などの個性の表現があるけれども、傳統の美しくしさも、好尚の氣高さも宿つてはゐなかつた。後者は貴族趣味

影と頽廢

日本藝術の
二側面

孤蓬庵

で、そこには時間の腐蝕を経た滋味と、遺傳の銑鍊を受けた純らかさが漂うてゐる代り、新銳の氣も興隆の力も現はれてゐなかつた。

孤蓬庵は小堀遠州(政一)の造つたもので、それが桃山時代の遺物であるか、或は江戸時代に出来たものであるかは分らないけれど、時代の建築趣味がさうした方面に向ひつ、あつたことを想見するのに都合のよい建築物である。此建築物の設計は、内部に多數の部屋が出来てゐて、在來の空洞的な、單純な、ぎこちない構造の「書院造り」が次第に輕化されて、茶室的要素を加へ來り、更に庭園をも取り入れて、後期の住宅といふものを造り出すべき徑路を進んでゐたものと見ることが出来る。今日の住宅を構成してゐる要素は、此茶室的趣味と、書院造りの趣味との二つであるが、それらは共に江戸時代の初期に於いて爛熟の境に達し、まさに包含して一つの新しい折衷式の建築物を集大成しようとしてゐた。

茶室的趣味
住宅の發達
するまで茶室趣味の
發達

茶室の趣味は室町時代から發生して、桃山時代に完成し、千利休が其完成者であるといはれてゐる。利休の弟子には細川忠興、古田織部、森長重、織田長益らがあり、いづれも自分々の好尚からそれら、異つた設計を茶室、庭園等に試みた。古田織部の門からは小堀政一、片桐貞昌らが出て、江戸初期の建築に茶人趣味を普及せしめた。

小堀政一の
遺業

庭園

小堀政一の
造園理想

書院造り

傳ふる所によれば、建仁寺中正傳院の如庵は織田長益によりて設計せられ、桂離宮、南禪寺中の金地院、高臺寺、二條離宮の庭園などは、其全部或は一部を小堀政一が計畫したといふ。世に且元の作庭といふものはあるが、それは千代寺の宗元が計畫したもので、庭園に刈込が多いのは相阿彌の流儀を汲んだものであらうといはれてゐる。桃山以來江戸に渡つた茶室並びに庭園の構造は、數寄屋造りといつて、時代の二つの流れ——絢爛と幽玄と——の中の一つを代表し、それに伴ふ様々の要素に發達を與へた。栽込、飛石、燈籠、手水鉢、垣、門、井などは、茶室につれて發展進歩し、その各個は遂に今日の住宅を構成する一要素となつた。或人が庭を作るといふので、小堀政一に「どういふ風景にしたら宜しいでせうか」と尋ねたら、彼れは「朧月闇すこしある木の間かな」と答へたといふ。これは即ち政一の造庭藝術に於ける理想で、沈靜閑寂、山家の一つ家に見られるやうな寂し味を要求したのであつた。此理想は茶室の構造にも現はれて、輕妙と風雅とを其生命とするに至つたのであつた。

今一つの要素であつた書院造りは、莊重に過ぎて、不便不愉快な感じを與へる平安時代の寢殿造りに反抗して、室町時代の末期から起つたもので、其様式の特徴は、梁間を長くし、明障子と蔀格子とを用ひ、敷居と鴨居とを造つて遺戸にしたことであつた。

書院造りの
代表的遺構

た。此様式の眼目は採光で、學生が書物を讀むのに便利なやうにしたものであつた。書院造りには、書院床、床間、棚袋戸などが設備せられ、遂に今日の住宅に見るやうな構造を持つに至つた。書院造りの代表的遺構は京都の二條城で、それは安土時代以來屢々修造せられたが、寛永元年に桃山城の一部分を持つて來て規模を改正したといふから、そこには江戸時代初期の佛が残つてゐるといつてもよい。大名の邸宅も、またみな此書院造りであつた。時代の大建築である江戸城の内部は此様式で、立關から遠侍、大廣間、白書院、黒書院など公的な部屋がある外に、日常起居するところの私的な部屋も多く造られてあつた。

これを要するに、江戸時代の初期は、文化史、藝術史の上から觀れば、桃山時代に直ちに繋がる時代であつて、そこには何らの新味も創意も現はれてゐない。しかし、後期に見られる諸建築物と異つて、尙ほ其表現には前代のやうな豪快な手法が用ひられ、其内容には儼然として充實した力が籠つてゐる。然るにさうした表現なり、内容なりは、時代が下ると共に段々と軟化し、弱化し、凡化して、遂に墮落した末期の舊套的建築を見るに至つた。此傾向は獨り建築のみならず、同時代のすべての藝術に現はれ、音樂に於いても、繪畫に於いても、彫刻に於いても、矢張り同じ道を歩んでゐる。

文化史上、
藝術史上の
江戸時代初
期

た。して見ると文化史上、藝術史上では江戸時代初期といふものは一つの異つた時代を形成してゐる譯ではなく、たゞ桃山時代の文化なり藝術なりの殿戦を戦つたに過ぎないのであつた。文化史上、藝術史上の事實は、常に政治上の事實よりも幾らかづ、後れて形を成し、漸を逐つて其特色を發揮するに至るのが常である。故に政治史の上からは此時代を特に劃る必要があるとしても、文化史上では一時代を劃る必要がない。其意味で江戸時代を劃らうとするものは、正に寛永の鎖國令を其分界としなければならぬ。私は只だ便宜上、政治史上の區劃に従つて、此時代を豊臣秀臣の死んだ慶長三年以後としたが、藝術、文化の歴史の上では桃山時代とさほど異つたところはなく、たゞそれが幾分か軟化せんとして、ある過渡時代の氣分を持つてゐることが異つてゐるばかりである。

(一)工學博士伊藤忠太氏『江戸時代の建築』『江戸時代史論』三七八、三七九頁参照。

(二)千利休は利休流(今は千家といふ)の祖で、其茶道の系統は次の如く言ひ傳へられてゐる。



(三)『本朝世事談綺』卷之一、飲食門参照。古田織部から小堀遠州(宗甫)に傳はつた茶道を遠州流といひ、金森長重(宗和)のそれを金森流、織田長益(有樂)のそれを有樂流といふ。

また遠州と同じく古田織部の弟子であつた片桐石見守貞昌(宗關)の流儀を石州流といふが、一説には宗關は宗和の弟子であつたともいふ。

(七)『藩翰譜』第六卷、小堀の條参照。

(八)『野史』卷二百七十三(方技三)参照。

(九)澤田名垂『家屋雜考』(書院造)参照。

第九節 最高權力の象徴

秀忠が秋の月に譬へられるほどの寂しい人格を持つてゐたのに反して、家光は春の花に比べられるほどの賑やかな人格を持つてゐた。一體、家光は、若い時には豪華とを好んだ。壯年時に於ける彼れの計畫、施設は、みな華美を愛する此心から割り出されたやうな觀がある。彼れの此心持を色彩に現はしたのは、寛永十一年の上洛と、十二年正月の二の丸に於ける伊達政宗の饗宴とであつた。寛永十一年六月二十日、彼れは三度目の上洛とあつて江戸城を立つた。供奉は土井利勝、藤堂高次、酒井忠勝、松平信綱らの大名を始め、すべて三十萬七千餘人あつたといふ。七月十日には膳所に達

家光の上洛

供奉三十萬
七千餘人

したが、翌十一日は入洛といふので、供奉のものは殊に行粧をかき繕うた。京から膳所までは、行列を見る男女の群が道の兩側に人垣を造つた。日岡で勅使と院使とに迎へられ、巳刻(午後十時)といふに二條城に入つた。公卿といはず、大名といはず、彼れに近づき得るほどの人々は、皆な二條城に至つて歓迎の辭を述べた。十八日、彼れは直垂姿で輿に乗つて出城し、施樂院で衣冠をつけかへて、大紋を着た二百餘人の諸大夫、布衣の侍五十人、烏帽子着のもの二百人に護られて参内し、常御所で明正天皇に拜謁して天盃を賜はつた。此日、家光の進獻は、天皇へは太刀、目録、銀千枚、綿千把、上皇へは太刀、目録、銀五百枚、綿五百把などで、内裏并びに仙洞の女房衆、公卿達へもそれ〴〵金員と物品とを贈つた。廿一日には二條城の二の丸で、親王、攝家、門跡、公卿達を饗應して猿樂を催したが、二十二日には、京、大坂、堺、奈良、伏見の市民らは祝意を表する爲めに物品を進めた。翌二十三日には、京都の町年寄を各町から二人づ、本丸と二の丸との間の白洲に呼び寄せ、上洛の祝として銀十二萬枚を賜はり、自分はその有様を北の櫓から眺めてゐた。

閏七月三日、家光は土井利勝らを使として、上皇の御料に七千石を加へて、二萬石を進らすべき由を奏上せしめたら、勅使と院使とがそれに對して送られた。翌四日、彼

家光金品を
進獻す

上皇の御料
二萬石

酒井忠世の
勤氣

れは上皇の召に應じて仙洞に至り、院御所で拜謁を賜はつたが、爾後、引續き京都に滞在して、目の廻るやうな忙がしい活動をした。二十五日には大坂に至り、翌日、大坂、堺、奈良の地子錢を免除したので、市民の間には歡聲が湧くが如くに起つた。廿七日には競馬を見たり、天王寺を見物したりしたが、江戸城の西の丸が焼けて、留守の酒井忠世が寛永寺で罪を待つてゐるといふ報告が届いた。家光は甚だ不興氣な顔して、「火災、水難は避くべからざること、火事を出したとて忠世が罪ではない。然るに留守をしてゐる城を逃げ出して、寺へ入るなどは以ての外の事である」といつて、奉書を忠世に下して其罪を責めた。八月朔日、彼れは再び参内して天盃を賜はり、また仙洞にも参つて暇乞の拜謁をした。其五日、二條城を立つた彼れは、十五日に駿府に着き、十七日に久能山に登つて祖父の廟に参詣し、二十日に藤澤から江戸に歸つて、直ちに台徳院廟に詣で、やがて城に入つて春日局の給仕で久々に江戸の飯を食べた。何といふ長い、花やかな、しかしながら忙がしい旅であつたらう。其頃流行つた小町踊りの歌に、「ことし御上洛、上様御繁昌、花の都は、尙ほ繁昌」といふのがあつた。家光の上洛した時の行装の美しくさと、行動の花やかさを追想せしめるに足る材料である。賑恤された京坂民衆の歡喜の表情は、長い間彼れにまで快い印象であつた

小町踊りの
歌

江戸市民に
銀五千貫を
與ふ

と見え、九月朔日には江戸府内の市民を大手の廣庭に集め、土井利勝らから銀五千貫を與へさせ、自分はそれを城櫓から眺めて喜んだ。そして十三日には、再び日光參詣の旅路に上り、十六日、日光に着いて今市の村民に金を與へ、二十日に江戸に歸つて來た。

伊達衣裳

此年は忙がしく暮れて、翌くれば十二年正月二十八日、伊達政宗は二の丸に於いて家光を饗し、久國の小脇差、長光の刀を獻じた後、猿樂を催して自らも『實盛』の太鼓を打つたので、家光は悦んでほめそやした。政宗は更に近侍の小姓を呼び出して流行の踊りを演ぜしめた。一番は烏鐘踊り、二番は舟踊り、三番は團扇踊り、四番は木曾踊り、五番は曆踊り。家光は愈々興に入つて舞臺りに菓子と與へ、所望して再び舟踊りを踊らせた。此日は微行のたとへ、いづれも思ひ／＼の伊達衣裳を粧ひ、家光は白小袖の上に赤裏、薄柿小紋に紫の大紋、黒純子の袴をつけ、政宗は淺黄地に金紋の純子の小袖、紅裏。上に鶴鹿子の小袖、金紗五色の絲に雪薄を五所紋、淺黄の裏をつけ、肩衣は緞子、前後に唐團扇、蔦唐草を摺箔にして、袴はひわた地を金紋にした。參列の諸大名もまた思ひ／＼の衣服をつけ、金箔やら銀箔やらを置いた小袖に、取々の縫箔をした袴を着けてゐた。中でも目立つたのは土井利勝で、彼れは大夜着のやうな練地の大紋の染小袖

家光の服装

に赤裏をつけ、蔦を摺箔にした袴に金鞘張の大脇差を横へた。百花の咲き亂れた春の野のやうな、かうした盛装をした諸大名が、紅毛氈を敷きつめた白砂の上に座つた有様は、繪でも見るやうであつたらう。^(五)その盛んな、華やかな有様を想ひ泛べるだけでも、寛永年代の江戸の空氣がどんなに暖かであり、人心がどんなに高調し、民衆が沈靜しようとしてもしきれないほど、充實した元氣が内部からして外面に脱出しようとしてゐたか、想像されるのであつた。

最高權力の
代表

家光は勿論腕の冴えた才人でもあつたらうが、また好運の寵兒でもあつた。彼れは家康以上に、秀忠以上に、諸侯を壓迫し、宮廷を抑塞して、將軍の地位を絶頂に引き上げた第一人であつた。彼れは眞に、江戸時代史に於ける最高權力の代表者、最高威力の象徴として見らるべき人物で、さうした人物はまた此上洛の行列と伊達衣裳とによつて象徴せられるのであつた。——平和は人心を浮遊せしめ、動搖せしめ、動もすればそれを歡喜と悅樂との無何有郷に導く。憂へから、哀みから、恐れから、歡喜へ、悅樂へ、安心へ、人が一歩づつ、近づいてゆくやうな時、そこに大きな人生の各方面の仕事が成し遂げられるのである。寛永年代の曙は正にさうした有爲の日であり、希望の時であつた。計へきれない、色々の多くの平和的事業、文化的運動が、それらの日

平和と民衆
心理

に企てられ、試みられ、また實行さへもされて、一例すれば、かの日光廟のやうな、新時代を劃すべき藝術が出現し始めたのであつた。然るに俄然として、そこに平和を攪亂する宗教運動が九州の一角に起つて、家光の心機が一轉すると同時に、文化の芽は踏まれ、藝術の二葉は伐られた。活々と、また伸々と、思ふさま自由の空氣を呼吸すべかりし民衆は、秀吉の再生とも見た派手好きの彼れによつて、圖らずも再び拘束と、羈絆と、桎梏とを與へられ、さうして後代の絶えざる苦患と不自由との洞窟へ押し籠められるべき道程を歩み始めた。それは眞に一轉瞬の間で、其間に驚くべき變化が日本全國を支配したのであつた。

(一)『上洛記』参照。

(二)『大内日記』参照。

(三)『日記』参照。

(四)『藩翰譜』参照。

(五)『貞亨書上』参照。

(六)島原一揆の起るまでの家光は、必ずしも規模の小さい人物ではなかつたが、一揆軍の蜂起と共に彼れの心は俄かに緊縮して國家を世界に閉鎖するの政策を探ると同時に、民衆をして二百年間の長き冬眠状態に入らしめたのであつた。

第七章 社會組織の改造

第一節 階級の確立

秩序の回復

室町時代末に秩序の破壊された社會は、安土時代を経て次第に秩序を回復し、桃山時代には略、組織が再造されようとしたが、秀吉が間もなく死んだ爲めに、再造事業は一旦中止した。然るに慶長八年に家康が將軍の宣下を受けてから、秀吉の遺業を横奪して社會の改造に従事し、武斷政策を捨て、文化政策を探り、ひたすら自家の運命の安固を圖ると同時に、民衆生活の安定にも留意し、生産の増進と職業の分立とを奨勵し、こゝに始めて整頓した、統一のある、順序立つた社會的集團が現はれた。かうした社會組織は、固より一朝一夕に現はれる性質のものではなく、年を逐うて順次定形をなすに至つたのであるが、最初の計畫は無論家康が立案し、それから秀忠を経て家光に至るまでの間に、略、大體の組織が出来、寛永の末年には最早立派に改造社會の組織の完成せられてゐるのを見た。

社會組織の改造

江戸時代の初期に於ける社會の階級は、大體それを高、中、低の三つに分けること

皇室と將軍
公卿と武士
大名と侍

「キング」

御三家

國主
外様
譜第

旗本と家人

が出来る。皇室と將軍とは最高階級にあつて、殆ど社會組織の上に置かれてあつた。高級社會は公卿階級と武士階級とで、前者は皇室に屬し、後者は將軍に屬してゐた。武士階級はまた數種に區分することが出来るけれども、概して云へば、大名と侍との二つに分かれてゐた。大名は一種の大地主で、領地内に於いては最高權力を持つてゐたので、ジュースイットの宣教師は勿論、和蘭及び英國の商人らは、みなこれを「王」と呼んでゐた。慶長十九年には、同國の大名は百九十四家あつたが、家康は自家の安固を圖る爲めに、出来るだけ彼等の勢力を削がうとして、彼等に諸種の壓迫と義務とを加へた。家康は大名を少くとも、四つの階級に分けた。(一)は御三家で、これらは一に親藩ともいひ、家康の三人の子から成立した。その一は紀伊侯で、家康の子頼宣がその第一代であり、その二は尾張侯で、義直が始祖となり、その三は水戸侯で、頼房がその家を創めた。後世將軍に繼嗣のない場合には、その後繼者をこれらの三家から出すことが出来た。(二)は國主で、地方の領主らがこれの中に計へられ、(三)は外様で、徳川氏の譜第でない大名がこれに屬し、(四)は譜第で、外様以外の大名は皆なこれに屬してゐた。

此大名に亞ぐ武士階級は侍であつて、一は將軍に直隸し、他は大名に従屬した。將

双刀は特權
の表象

民衆の位地
と階級

軍に直隸してゐる侍は、旗本と家人とで、戦時に馬に騎る資格の有無で二級に分たれてゐた。旗本は約二千人、家人は約五千人あつたが、いづれも幕府に直隸して、將軍の親衛隊ともいふべき位地を保つてゐたから、其威力は素晴らしいものであつた。旗本は家人に比べれば概して大身のものが多く、従つて其収入が多かつた。家人は多く旗本よりも小身で、収入が少かつたけれども、それが直接に將軍に屬してゐるといふ理由で、他の通常のどんな武士よりも高い位地を占めてゐた。あらゆる武士階級の員數はすべて約二百萬人あつたといはれるが、彼等は皆な税金を免除せられ、腰に兩刀を佩び得る特權を持つてゐた。かうした風に、武士の階級は幾個にも分れてゐたけれど、それらが高かれ卑かれ統治者となるべき資格を持つてゐたので、いはゞ武士階級は治者階級でもあつたのであつた。此治者階級はみな双刀を佩ぶべき特權の所有者であり、従つて統治權は双刀で代表される譯であるから、統治は武力にその根柢を置いてゐたといふことも結論されるのであつた。三浦博士も其近著に於いて云つたやうに、武士階級は江戸時代の社會組織の重なる要素で、その存在の爲めに一切の他の階級が犠牲になつてゐたやうな觀があつた。極端に云へば、被治者たる民衆は、治者たる武士の前には、彼等の生命さへも保障せられないのであつた。「斬捨御免」は双刀に

伴つた武士の特権で、民衆はいつ武士から其首を刎ね飛ばされるかも知れないのであつた。首が胴の上に附いてゐるといふ、極めて普通のことさへも保障されないほどの惨めさ、嚴めしさを以て、武士階級から支配されてゐた一般民衆は、大體に於いて三階級、即ち農民、工民、商民に分たれてゐた。

農民階級



農 民 (『人倫訓蒙圖彙』)

た。薩摩や土佐では大抵の武士は農耕に従事し、それが澤山に出た。彼等の優れた體格も腕力も、多くは勦と蹴とから生れて來た。しかし除外例もあつて、出雲の如きでは武士は全く農耕を禁じられてゐたのみならず、田地

これらの三階級の中で、最も高位にあるのは農民で、當時の用語ではそれを「百姓」といつた。百姓は直ぐ武士の下位に屬してゐたが、兩者の區別は殆ど不可能であるほど密接してゐた。否、同一物であるといつてもよいほど密接してゐた。即ち武士は或場合に於いては、農民でもあつ

農業立國

「百姓」

工人階級

を所有することすらも禁ぜられてゐた。其外では、どこでも大方農耕に従事することは許されたが、農業以外の業務に就くことは絶対に禁止されてゐた。單に武士ばかりではなく、大名も將軍それ自身すらも大地主であつたが故に、農民を庶民の最上級に置くことにしたのであつた。日本は昔から農業立國の國是を持つて居り、或時代には天皇が民衆を「大御寶」とさへも呼ばれた。農民を尊敬することは、それらの日から引續き、一般人の頭に宿つてゐた傳統的精神であつた。故に、農民の女兒は、時としては宮中に召されて、雜役に服することもあつた。江戸時代に他人を輕侮して呼ぶ時に、「百姓」の語を以てすることが流行つたが、それは江戸のやうな大都市で起つたことで、田園或は地方の城下ではさうした風は極めて稀であつた。農民は名のみを稱して、苗字を呼ぶことは出来なかつたけれども、尙ほそれを特許せられたものもあつた。苗字を呼ぶことの出来るものは、同時に双刀を佩ぶことの出来る特権をも與へられた。

農民に亞ぐ階級は工人であつた。工人は大工、鍛冶、機織、製陶、其他一切の工業に従事するものを含んでゐた。工人階級の中では、武器、殊に刀を製造する刀鍛冶が最も尊重されてゐた。工人階級は大體世襲で、父祖以來代々同一の職業に就くことを誇りとしてゐた。工人の間には同業組合があつて、各自の生活を保障する道を講じた。

工人の中でも、建築、繪畫、彫刻等に非凡な手腕を持ったものは、特に武士の待遇を與へられてゐた。

商人階級

商人は庶民中の最低級で、各種の物品を賣買するもの、兩替屋、見世棚の經營者などがそれに屬した。金儲けは武士階級の者のみならず、工人階級の者にさへも賤しい仕事と見做されてゐた。何故、商業がさうした風に輕侮されたかといふに、それは全く道徳上の批判に基づいてゐるらしい。日本の商業道徳はこれらの日に於いても尙ほ極めて低級であるが、それらの日には一層低く、たゞ利慾一點張り、他人の迷惑などを構はなかつたので、自然、他の階級のものから輕侮せらるゝに至つたのであつた。

「口上商人」
「つきつけ
賣」と「暖簾
師」
平五三郎

「口上商人」又は「やまうり」といはれたのは、群衆中にいかさま物を見せびらかして、口上巧みに賣りつける小商人を云つたものであつた。つきつけ賣りといはれたのは、劣悪の物品を強いて賣りつけるもの、「暖簾師」といはれたのは、善い見本を見せびらかして置いて、實際取引の場合には悪い品物を差出す詐偽的商人であつた。江戸時代の商人は概して誠實心に缺けてゐたが、さうした氣風は既に前代から萌してゐたのであらう。江戸室町の商人平五三郎が、珠數をつまぐつて後生願ひのやうな顔をして、田舎者にいか物を高く賣りつけたといふ話が慶長年代の書物に出てゐる。かうした狡

猾な詐偽的行爲が、質朴な民衆の頭に商人を卑しむ心を起さしたのが、此階級を最低級のものとしめた理由であらう。商人はかく階級は低かつたけれども、富は階級に制限せられなかつたので、下級の商人から、上級の農民や、中級の工人やが牛馬の如くに虐使せられる奇現象を呈した。

四民以外の
特殊階級
長吏、穢多
穢多の職業

これらの四階級を總稱して「四民」といつた。ところが四民の外に、まだ人類として取扱はれない——時としては家畜などの如く、一疋二疋と計へられる一種の階級があつた。彼等は公には「長吏」と呼ばれ、また「穢多」とも名づけられた。けれども、其名目はそれだけの職業によつて細別されてあつた。彼等は其住居してゐる地方々々で、各異つた特權を持つて居り、或者は井戸掘をなし、或者は庭師となり、或者は薬細工をなし、或者は草履造りに従事した。彼等の中の或者は、政府から拷問或は刑罰執行の爲めに雇はれ、或者は夜番として、また墓孔掘りとして使はれた。彼等に最も多く共通した仕事は、皮革の細工をすることであつた。雪駄の皮、太鼓の皮とかは、みな彼等が造つたので、地方によつては彼等を「でんく」とも呼んだ。彼等の部落は、多く普通の町村からかけ離れた處にあつたが、時には接近してゐることもあつた。しかし、いづれにしても彼等の世界は四民の世界とは別であつて、婚姻を通することは勿論、

穢多の社會
的地位

共に談話し、共に歩行することをすら、四民は避けるやうにした。彼等は彼等自身の法律を有し、彼等自身の頭領を戴き、彼等自身の様式によつて生活し、社會生活上、四民とは殆んど没交渉の地位に立つてゐた。彼等は其製品を賣り鬻ぎ、また物資を買ひ求める爲めに、四民の住居してゐる町村に入ることは出来るが、そこではどんな店を開くことも、また住居することも出来なかつた。彼等の中には唱歌、奏樂を業としてゐるものもあつたが、決して一般民衆の家に入ることは許されなかつたから、町を流し歩いたり、または庭先で演奏したりした。彼等は世襲の職業の外、他の職業に轉ずることを許されなかつた。

隔離せられ、幽閉せられ、人類の社會から委棄せられた彼等の生活は、眞に同情すべきものであつた。寛裕博大なる愛情の所有者である日本民衆が、どうしてかうした階級を持つに至つたかは、眞に國史上の一大疑問であらねばならない。故ハーン氏は彼等と一般民衆との關係を説き進んで、彼等を歐羅巴に於ける猶太人に比較して云つた。「城壁や城門で普通歐羅巴人の都市から隔離されてゐる猶太町(Chetto)でさへも、社會的僻見で普通日本人の町村から隔離されてゐる穢多部落ほど酷くはない。官用か何かで強ひられる外、日本人は穢多部落へ入る夢をすら見ない。美保關で私の見た穢

穢多部落と
ゲットー美保關の穢
多

神社と穢多

室町時代の
穢多

金剛太夫

多部落は、灣に沿うて半月形の部落を形造つてゐた。美保關は確かに日本の古い町の一つであるから、それに附隨してゐる穢多町もまた古いものと見なければならぬ」と。穢多の歴史は極めて古いものである。ハーン氏が指摘した如く、此階級の部落のあるところは、必ず古く神社があるのを觀ると、彼等と神社との間には何かの關係がなければならぬと説く人もある。京都の祇園社には、中古から犬神人がゐて、不淨を掃除することを專業としてゐた。またそれより稍、後ではあるが、鎌倉には長吏がゐて、鶴岡八幡の掃除の役を勤めてゐた。此長吏の中に彈左衛門といふのがあつて、それが江戸時代に此特殊階級の上に勢力を揮ふことになつた。穢多は室町時代の末から、其社會的地位が確定して、次第に社會組織の外につまり出されてゆくやうな道程を歩いた。室町時代の末には、座頭、舞々、猿樂、陰陽師、壁塗、土鍋鑄物師、辻目暗、石切、非人、猿引、鉢叩、弦指、土器師、放下、笠縫、渡守、山守、青屋、坪立、筆結、墨塗、關守、鐘撞、獅子舞、箆作、傀儡師、傾城屋、湯屋などは、長吏に管轄されてゐたといふから、其支配下に居つたものは自から普通民衆と區別されるやうになつたのであらう。四座の能役者の如きも、此階級から出たものであると喜田博士は斷じてゐる。博士に従へば、金剛太夫が江戸で興行をした時、彈左衛門に「渡り」をつけて置

かなかつたので、彈左衛門が手下の者を率ゐて舞臺へとなり込んだといふ。
 江戸幕府は、鎌倉の長吏彈左衛門を拉し來つて、賤業者を支配せしめることにした。
 彈左衛門は素と攝津の池田にゐたが、そこから鎌倉へ移住したと傳へられる。彼れは
 關東八州を始めとして、甲斐、駿河、伊豆等十二箇國の穢多頭として勢威を揮ひ、其下



獅子舞 (『人倫訓蒙圖彙』)

には小頭があつて、一箇村乃至二十箇村を支配してゐた。
 彼れの末裔は代々彈左衛門といひ、部下と共に淺草に一區劃をなして住んでゐたので、幕府では彼れの家を淺草彈左衛門といつた。

穢多の外に非人といふのがあつた。此階級は社會外に拋出された落伍者の群で、定住なくして放浪してゐる猿引、放下、鉢叩、獅子舞、輕業師、手品師、見世物師を始め、娼妓、俳優などの類は其中に屬せしめられた。そこで、穢多と非人との區別は、革細工をするとしな^(九)いとの點に

歸すると或人は説いた。非人は字義通り人でないと解したが故に、それを殺しても殺人罪には問はれず、たゞ少許の罰金を拂ふとによつて其罪を容された。何といふ非人道的な習慣であつたのであらう！ かうした風習は今日では大分消えてゐるけれども、尙ほ地方によつては昔の間違つた考へを持ち續けてゐる處もある。近年、法律上のみならず、待遇上からも彼等を解放しようとする運動が盛んになつたのは、歴史の見地から觀て極めて適切正當な企圖である。

しかし、それらの日に於いては、單に穢多非人のみならず、一般民衆もまた人道の上から觀れば如何はしい待遇を受けてゐた。人身賣買すらも依然として行はれた。極端に云へば、娼妓はそれであり、年季奉公もまたそれに類する行爲であつた。無論、人身賣買は昔から禁じられてあつたが、法を犯すものが多かつたと見え、各處に子供買ひだの、生膽取りだのの傳説が残つてゐる。慶長の末年にも人身賣買を禁ずる命令が出たが、尙ほ賣買をするものが多かつたので、元和二年には高札を市中に立て、人身を賣買したものは、買手も賣手も損である、賣られたものは任意に去就を決することが出る、但し誘拐して賣つた場合には、賣つたものは死刑に處せらるべく、賣られたものは本主へ返さねばならぬといふ規則を發布した。また年季奉公といつて他人

の子女を雇ひ、それを牛馬の如く酷使して、一生暇をくれないものが多かつたので、
 年季は三箇年を最大限度とし、それ以上に互るものは双方共に曲事とすべきことを公
 表した。^(二二)これらは、人類の自由意志を保障しようとしたもので、人道上から見ても賞讃
 すべきことであつたけれど、これらと同時に發布された禁令の條項に辻立、門立をし
 てはならぬ、^(二三)頬冠りをしてはならぬ、^(二四)煙草を作つたり、賣つたりしてはならぬといふ
 三箇條のあつたことは、民衆の自由を束縛し、日常生活の一瑣事にまで干渉したもの
 のやうに思はれる。しかし、それらの日に於いては、民衆にもまた公徳心がなく、種
 種様々の醜態と悪事とが、フィルムの如くに日々江戸の市中で開展してゐたから、か
 うした規則も已むを得ないことであつたかも知れない。現に今日でも、電車内には警
 視廳の瑣末な命令が公示されてゐるほどであるから、放埒な戦國時代の後を受けた江
 戸初期に於いては、秩序の維持、安寧の保障の爲めには、かうした煩瑣な法令は必ず
 しも不必要ではなかつたらう。

ともかくも、かうして社會の組織は改造せられ、秩序が立ち、順次が出来た。自由
 で、放埒で、生活に何らの羈束もなかつた桃山時代の民衆は、始めて共同の生活とい
 ふ経験を嘗めることが出来た。けれども、元々、江戸幕府の制度は、武士を中心とし

辻立、門立、
 頬冠、煙草

社會的階級
 闘争來らんとす

て立法せられたものであつたが故に、一般民衆の生活は、共棲といはうよりは寄生と
 もいふべき偏務的生活に陥り、義務から放たれた大名、武士及び特權階級の者のみがい
 い汁を吸ふ結果を見るに至り、そこに幾多の忌はしい社會的出來事が現はれて來た。
 其出來事の中でも重要なものは、一種の階級闘争ともいふべき武士階級對商人階級の經
 済問題であつた。それらのこと、並びに民衆生活の状態、様式については、別に節を
 設けて叙述しようと思ふ。

(一) Lafcadio Heurn: "Japan, an Attempt at Interpretation," pp. 251-282. 此論文は主と
 して江戸時代の社會の階級について述べたもので、觀察に面白いものがある故に、私は特に
 これを参考として書くことにした。讀者諸君も一讀せられるがよい。

(二) 文學博士三浦周行氏『國史上の社會問題』(侍中心の社會制度)三二五—三二八頁。

(三) 『深編笠』參照。

(四) 『人倫訓蒙圖彙』參照。

(五) 『慶長見聞集』卷二參照。

(六) "Japan, an Interpretation," p. 273

(七) 『日本風俗史』下卷、一〇頁參照。

(八) 文學博士喜田貞吉氏『特殊部落の成立沿革を略叙して其解放に及ぶ』(『民族と歴史』第
 二卷第一號、七一頁)參照。

(九)文學博士三浦周行氏「江戸時代の穢多非人の制度」參照。

(一〇—一四)『制度留』元和二年十月十四日付高札。(摘録)

- 一、人賣買之事、一圓停止たり、若うりかひ張之輩は、買損賣損之上、被_レ賣候者は、其身の心に可_レ任。併かどわかし賣に付ては、賣主は成敗、うらるゝものは、本主へ可_レ返事。
 - 一、年季之事、三ヶ年を限るべし、但三年を過ば、双方可_レ爲_二曲事_一事。
 - 一、辻立、門立すべからざる事。
 - 一、ほうからげ、其外、何にても、深く顔をかくす族あらば、見合に成敗可_レ爲_二事_一。
 - 一、たばこ作候事、同うる事、被_二仰出_一候。如_二御書付_一、堅可_レ爲_二停止_一事。
- 右可_レ相_二守此旨_一者也。

元和二年十月 日

奉 行

第二節 武士、特に旗本と家人との生活

家康の制定した武士の亞階級に、旗本と家人との二種があつた。旗本は元と本營の義であつたが、江戸時代には武士の一階級に對する名稱となつた。旗本は幕府に直隸してゐる一萬石以下の將軍に謁見することの出来る武士で、謁見することの出来ないものは、それを旗本と區別して特に家人といつた。旗本の収入は家格によつてそれゝ異つてゐた。即ち小姓組、書院番など、兩番席のものは、持高二千八百石から廩

武士の亞階級

旗本の收支

家人の收支

江戸に於ける武士の生活費

米三百俵までを支給せられ、大番席のものは持高二千石以下、廩米二百俵以下を、小十人は二百俵乃至百五十俵を支給せられた。三千石以上の旗本は、其家に家老、給人、中小姓、側用人、奥用人、納戸役、近習役、勘定方、祐筆、地方役人、藏元締、目付役、吟味役、武藝師範役、醫者、繪師、從士、足輕、中間及び、子女の保傳を抱へ、江戸と在所とを合して百人にも餘る譜第の家來を養はねばならなかつたが故に、其家庭經濟は決して豊かであるべき筈がなかつた。勿論、中には九千九百石も取つて、大名に劣らぬ生計を營んだものも稀にはあつたが、また二三百石ぐらゐの小身者もゐて、家來からは「殿様」或は「御前」と呼ばれてゐても、米櫃の底が常に見えてゐるやうな貧苦を経験してゐるのが少くなかつた。

家人は旗本よりも一層下級で、其収入は家祿二百六十石を最高とし、給金四兩一人扶持を最低とした。故に其生活の苦しさは旗本どころではなく、細い煙さへも立てかねる有様であつた。

大名は別として、旗本でも家人でも、苟くも武士といふ階級に列せられ、帶刀といふ名譽ある特權を荷つてゐる以上は、武士としての面目を保つてゆかねばならなかつた。江戸は慶長以後非常な都市的發展をして、そこに集住するものが急激な増加を

家計の消極的維持

した爲めに、物資は缺乏し、従つて物價も騰貴して、生活費を要すること他の城下町よりもずつと多かつたから、彼等の最も憂としたところは、どうして口を糊してゆかといふことで、どうして責務を果してゆくかといふことは、寧ろ第二次、第三次の問題であつた。それ故、彼等は質素を旨とし、儉約を信条として、消極的に家計を維持することに努めてゐた。彼等の多くは、家康と共に三河から移住して來た剛勇の武士で、幾たびも戦闘を経験して死生の境に出入したが故に、僅かばかりの金を借りて不名譽な證文をいれることなどを厭ひ、出来るだけ節儉をして經常の収入だけで一切の經費を支辨し、出来るならば若干を残してそれを萬一の用に供しようといふ心かけ(二)た。一體彼等が圍繞して神の如くに尊崇してゐた家康自身が非常な節儉家で、自ら奉ずると甚だ薄かつたが故に、彼等もまた自然と其風に感化せられざるを得なかつた。

家康の貧窮に對する觀念

家康は自分を助けてくれ、衛つてくれ、遂に自分を征夷大將軍にまで推し上げてくれた譜第大名、旗本、家人の生活を考へる時、其収入が必ずしも多いとは思はなかつたであらう。けれども、彼れは貧苦と窮乏との半生を経験したが故に、それらが何を産出する動力となるかをよく知つてゐた。彼れの哲學では、飽足は怠惰と保守とを馴致し、窮乏は勤勉と進取とを促成するを認識した。彼れは、それ故に、自分と自分

飽足の弊

の子孫とが最も恃みにしなければならぬところの譜第大名や、將軍一家の直屬武士たる旗本家人に對しては、故らこゝろに多くを與へることをせず、僅かに食つて行けるだけの扶持を與へるに止めた。外様の大名らに對しては、必ずしも飽足によつて怠惰と保守とを馴致し、その力を根柢から殺いでしまはうと思つたばかりでもあるまいが、またその心を收攬して置く必要もあつたらうが、比較的によくを與へて、食住衣に贅澤を盡くさしめた。家康は節儉を勧めたけれど、それは自分達でそれを奉じようとした外、富の源泉である民衆、特に農民にそれを奉じさせようとしただけで、大名ら、殊に外様の大名に對してはさうした制肘を加へず、或場合には却つて奢侈と淫佚とを勸奨する氣味さへもあつた。家康は實に狡獪の老狐で、自分達の永久の福昌を希ふ外には、何の希望も何の憧憬もなかつた。その爲めには、極端に云へば、他を犠牲とすることを避けなかつた。可愛かるべき子孫でさへも、自家の正當の相續人たるべきもの、外は時にこれを犠牲に供へようとする勇氣をさへ持つてゐた。——たとへば忠誼はそれであり、千姫はそれであつた。——かうした利己的な考へを持つてゐた家康のことであるから、旗本や家人の給金や給米を多くして、その生活を豊かにし、それが爲め却つて其精神を痲痺させるやうなことはしなかつた。彼れの制定した「武家諸法度」^(三)には、

儉約

江戸時代創始期

四八〇

『諸士法度』

器具
家作
儀式
宴席

「諸國諸侍、可被_レ用_二儉約_一事。」といふ一箇條があり、其旁註に富める者が彌_レ誇り、貧しい者が及ばないのを恥ぢるのは一般の俗である。かうした惡弊は嚴しく戒めなければならぬといふ意味が記してある。彼れはまた此外に、衣服、乗馬、宴會などについても規定し、分を守つて生活を簡素にし、奢侈、安佚の爲めに身を亡ぼすやうなことがないやうに戒飭してゐる。かうした方針は、家康以下代々の將軍も執つて、隨時、種々の形式で法令を發布してゐる。旗本に對しては、此『武家諸法度』以外、特に『諸士法度』^(三)といふものを制定した。之は家光が寛永九年に發布し、十二年に大成したもので、いはゞ旗本の憲章であつた。一々分析して見ると、随分むづかしい註文で、旗本は所詮經濟的に破綻を來さずには居られないのであつた。此法度は可也に手嚴しい、干涉がましいもので、家庭内の瑣末事に至るまで事々しく規定してある。たとへば(一)兵器の外 unnecessary の器具を買つてはならぬ、それは私の奢りといふものだ、萬事儉約をしなければならぬ。(二)近頃は小身者まで屋作りを立派にしてゐるが、それは過分の沙汰である、今後は輕きに從はねばならぬ。(三)婚姻の式典は、近年甚だ贅澤である、今後は器具類以下身分相應にするがよい。たとへ大身の者でも、吊輿三十挺、長持五十掉を越してはならない。(四)宴席の器具に、金銀彩色を施してはならぬ、但し高貴

禮儀
結黨
商賣
衣服

の人及び儀式の場合は格別である。總じて酒宴は簡單にし、酒は亂醉に及んではならない。(五)音信の禮儀も節儉を主とし、太刀馬代は黄金一枚、或は銀十枚以下で身分相應に取決めるがよい。(六)徒黨を結んで黨同伐異し、或は落書、張文、博奕、好色、其外、武士に似合しからぬことをしてはならない。(七)大身小身共に自分の必要以外の物品を買ひ置いて、商業的な利潤などを得ようと企て、はならない。(八)徒若黨の衣類は紗綾、縮緬、平島羽二重、縮紬、布、木綿の外用ひてはならない。弓、鐵砲の者は縮紬以下、小者、中間は布、木綿以下に限るといふやうな規定があり、主として質素儉約を守るといふのが法の眼目であつたらしい。儉約といふことは、家康が久しい以前から憧憬れてゐた理想の家事經濟で、慶長八年七月に制定した伏見城守衛の條目中にも、在番中の饗應は、一汁二菜とし、酒は二返を過ぎてはならぬといふ規定^(四)があつたのを觀ても、彼れが如何に時代の驕奢な生活を改善しようとしてゐたかが分るのであつた。

かうした方針は、秀忠以下代々の將軍にも襲用せられて、節儉を勸奨する法令が種々の形式で時々發布せられた。それにも拘はらず、三河の原野を瘦馬に跨つて縦横に馳驅した時代の面影が、年まじに旗本や家人の家庭から消えて、商人の奢侈生活に感化

三河武士の
面影消ゆ

第七章 第二節 武士、特に旗本と家人との生活

四八一

軍國主義か
ら文化主義
へ

武士道の變
態的發達

慶長十七年
の殺人團

された江戸の都市的雰圍氣に爛醉して、賓客の饗應に贅を盡くすといふやうな悪弊が次第に密度を加へて來た。そこで家光の時代に、旗本に對して覺書を發し、食料、飲料、食具、客室に對する規定を公示した。^(五)

寛永年代は、いはゞ武士が軍國主義から文化主義へ移つてゆく過渡期ともいふべく、そこには舊い軍國主義的の潮流と、新しい文化主義的の潮流とが二筋落合つて、互に壓しつ壓されつしてゐたことが窺はれる。武士は弓馬の道を専らとすべきであるにも拘らず、多年の平和續きで、いくら武を練つても武を用ひるべき機會が來ないので、人類の體中に潜在してゐる野蠻な尙武的本能は、何かの形で外に現はれねばならなかつた。さうした武士道の變態的發達は、既に慶長の頃から社會の表面に現はれ、京都では荆組、皮袴組などいふ歌舞伎者が横行したが、江戸に於いてもそれと殆ど同一の現象が起つた。即ち慶長十七年六月二十八日、大番組頭の芝山權左衛門(正次)が、江戸市中に跋扈して、無闇に人を斬り殺すのを快事としてゐた無頼漢の一人を成敗したら、其黨の一人であつた彼れの家僕は、「我同類を殺すなどは甚だ不都合だ」といつて、主人の權左衛門を殺してしまつた。幕府では驚いて嚴重に探偵して見ると、此徒黨は江戸市中だけで三百人ほどあり、全國に散在してゐるものは二千七百人もあるといふの

大鳥居いつ
兵衛、大風
嵐の介

辻斬りの流
行

驕奢淫佚の
風起る

で、約九十人を捕縛して牢獄に投じた。權左衛門の家僕は、もと小者であつたのを引立て、侍にしてやつたのであつたが、其恩を忘れて主人の首を斬ることを敢てした。此忘恩の侍の自白するところに依ると、此秘密團體の大將分は、大鳥居いつ兵衛、大風嵐の介、大橋すりの介、風吹けばちり右衛門、天狗郷右衛門などいふ仇名を持つたものであつたが、いづれも捕へられて死刑に行はれた。^(六)かうした殺伐の風は、寛永年代に及んでも尙ほ未だ全く消滅せず、諸處に「辻斬り」といふことが行はれた。寛永六年の春頃から、路上で通行の人々を殺すことが流行つたが、勿論それは物を竊取するといふ目的ではなかつたらしい。更に甚しきに至つては、六月頃江戸城郭内の北丸の門前でも辻斬りをしたものが現はれたので、幕府は遂に嚴令を下したのみならず、辻番所といふものを置いてそれを取締らしめた。

かうした抑壓の爲めに、殺伐の風は年毎に薄らいで、其反對に驕奢淫佚の風が段々と盛んになつて來た。武士が體面を重んずるといふことは、次第に實質的から形式的に趨つて、前には精神上的の缺陷を恥辱としたものが、後には威儀の備はらないのを不面目と心得るに至つた。貧しい、苦しい生活費の幾分を割いて従者を多く伴はなければ、直參の武士らしくないといふやうな誤つた考へを持つものも現はれて來た。そこ

旗本の従者の員數と衣服

で幕府は、寛永五年二月九日に旗本の従者の員數を制限し、法定數より減ずることはあつても増加してはならぬと嚴達した。此命令と同時に、徒若黨らの衣服の材料についての規定も發表され、彼等は紬を用ひてもよいが、それ以上の高價な絹布を用ひてはならぬと^(二〇)なつた。旗本に従者を多く伴いたいといふやうな虚榮心が起つた時には、其従者にも美しい、軟い、光澤のあるものを着たいといふやうな虚榮心の起つた時であつた。そして奢侈の風は日を逐うて旺んになり、あゝでもない、かうでもないと身邊を飾る方法について工夫し、成るべく人目に立つやうな、通常でない、格別な服裝をしたいと望む者すらも出て來た。

慶長、元和の際には、旗本の中には一生伽羅の油をつけたとのない者もあつた。つけたにしても鬢の生へ下り、又は月代^(二一)を立て、まだ毛の伸びない場合に少量を用ひたに過ぎなかつた。それ故、江戸市中に伽羅の油を賣る家は僅か六軒しかなく、従つて京都へ便りのある時に注文したりしたほどであつた。それらの日の容器は小さい貝で、それを一年に一貝も使へば、「あの男は油を澤山使ふ」といつて嘲笑したものであつた。或旗本の息子はまだ十五歳の若衆姿で、前髪を置いてゐたから、一箇月に一貝を使ひ切つたら、それが大事件でもあるやうに話の種となつたこともあつた。然るに寛

伽羅の油は武士生活の變化の象徴

刀身の長さ
と夜咄の主
題

永頃には油を用ひる者が多くなり、大きな貝入りのものを二三度につけ切るやうになつたので、伽羅の油を賣るものが次第に^(二二)殖ゑたといはれる。伽羅の油の賣行きの盛んなことは、武士が外形の修飾に努めたことの象徴と見られるのであるが、そこにそれと反對に、内容の修飾を怠つたことの象徴とも見らるべき事實があつた。それは刀身の長さが殆ど一定したこと、宴會の話題が全く一變したことなどである。江戸時代の黎明に於いては、座敷に相客が十人あるとすれば、十人十色の心が刀に現はされてゐて、三尺餘の刀もあれば、二尺四五寸のものもあり、また二尺ばかりのものもあるといふ風で、目方も或は重く、或は軽く、造りも種々様々であつたから、一見してこれは誰れの刀といふとが分つたが、寛永以後になると、刀身は大抵似寄つた寸法で、造りまで異つてゐないので、誰れの刀やら更に分らなくなつたと同時代の老人は書き遺して居る。^(二三)また夜話の主題には昔は大方軍陣のことが選ばれたが、年毎に勇敢な氣風が失せて、食物のことやら、遊道具のことやら、損益勘定のことやらが分別臭い顔して物語られるやうになつたとも記されてゐる。^(二四)

かうして寛永頃には、殿中で小唄を歌つたり、高聲に話し合つたり、相撲を取つたりするものも現はれた。顔には大鬚を生やし、腰には朱鞘の大小を佩んで、遊山氣分

殿中に於ける禁止事項

奢侈禁止令

でしやあつくと登城するものもあつた。覆面頭巾に顔を包んで、いやに氣取つて来るものさへも現はれた。小草履取りには、前髪を置いた美少年を伴つて来るものもあつた。そこで、幕府はかうした華やかな、「伊達」の風俗を根絶するつもりで、寛永六年にはそれらの行爲を嚴禁する命令(一四)が出た。越えて八年にも奢侈禁止令が出て、(一)侍は練羽二重以上のものを着てはならぬ、若し着る者があれば、來年の四月からは剃ぎ取る。(二)小者が私に侍となつたら、以前の主人に照會して嚴重に處置をする。(三)家屋、造作、宴會等、何によらず身分に不相應などをしてはならぬといふ三箇條が規定してあつた。(一五)末年に至つては遂に、中間、小者、草履取りの給金を規定して、其最高額を金貳兩二分、或は二兩となし、それ以外に仕着せを給與してはならぬといふ命令をすら出してゐる。(一六)

奢侈は趣味の投影

奢侈は趣味の投影であつた。好尚は人類の體中から湧いて出る感情の要求であつた。文化が進めば進むほど、快美に關する人類の鑑賞力が増して來る故に、それは法律の力を以てしても喰ひ止めることは出来なかつた。堰けば堰くほど決潰力を養ふのは水ばかりではない。すべての力は塞げば塞ぐほど溢れんとするのが原則であつた。奢侈を不徳とするのは倫理觀上の絶對批判ではなく、經濟觀上の相對批判であらねばなら

倫理觀上、
經濟觀上の
奢侈武士も木石
に非ず

ぬ。奢侈に陥つた結果家庭經濟が均衡を失し、支出が常に収入より超過するので、無理な借金をしたり、借金をしても辨償出来なかつたりするから、それを不道德とするのであつて、美を好み、快を歡ぶのは人情の常であつた。江戸時代初期の法令は武士を一方に於いて文化に導かうとしながら、他方に於いて武斷に返さうとしてゐるもので、それ自身が既に矛盾であつたが故に、幕府の威力のあれほど盛んであつた時代、寛永年代に於いてすら、尙ほ且つ幾度も／＼殆ど同一の命令を發しなければならなかつたのであつた。そして、法令にも拘はらず、文化の進むにつれて風俗は變化し、單に實用だけでは満足せず、快適と華美とに憧憬れるやうになつて、遂に元祿時代の全盛期を現出するに至つたのであつた。武士も矢張り人類であつた、それを木石にして置かうとした江戸政府の根本は最初から誤つてゐた。況んや食住衣のやうな個人的なことまで喧ましく干渉して、それを自家の便宜の爲めに元の儘にらしめようとしたに至つては、實に言語道斷の抑壓であつた。武士すらも江戸時代に於いては自由が認められて居ないのであつた。

(一)『落穂集』卷五參照。

(二)『御代々武家諸法度之事』。

武家諸法度

- 一、文武弓馬之道、專可相嗜事。
- 左文武、古之法也、不可不兼備矣。弓馬是武家之要樞也。號兵爲凶器、不得已而用之。治不忘亂、何不勵修練乎。
- 一、可制群飲快遊事。
- 令條所載、嚴制殊重。耽好色、樂博奕、是亡國之基也。
- 一、背法度輩、不可隱置於國々事。
- 法是禮節之本也。以法破理、以理不破法、背法之類、其科不輕。
- 一、國々大名小名并諸給人、各相抱士卒、有爲叛逆殺害人告者、速可追出事。
- 夫挾野心者、爲覆國家之利器、絕人民之鋒劍也、豈是足允容乎。
- 一、自今以後、國人之外、不可交置他國者事。
- 凡因國其風是異、或以自國之密事告他國、或他國之密事告自國、佞媚之萌也。
- 一、諸國居城、雖爲修補、必可言上、況新儀之構營、堅令停止事。
- 城過百雉、國之害也、峻疊浸陞、大亂之本也。
- 一、於隣國、企新儀、結徒黨者有之者、早可致言上事。
- 人皆有黨、亦少違者、是以或不順君父、乍違于隣里、不守舊例、何企新儀乎。
- 一、私不可締婚姻事。
- 夫婚合者、陰陽和同之道也、不可容易。易睽曰：匪寇婚媾、志將通寇則失時。桃夭曰：男女以正、婚姻以時、國無繇民也。不緣成黨、是姦謀之本也。

一、諸大名參動作法之事。

續日本紀制曰、不預公事、恣不得集己族、京裡二十騎以上、不得集行云々。然則不可引卒多勢、百萬石以上、不可過二十騎、十萬石以下、可爲其相應。蓋公役之時者、可隨其分限事。

一、衣裳之品、不可混雜事。

君臣上下、可爲各別。白綾、白小袖、紫袴、紫裏、練無文小袖、無御免衆、豈不可有着用。近代郎從諸卒、綾羅錦繡等之飾服、甚非古法制焉。

一、雜人恣不可乘輿事。

古來依其人、無御免、乘家有之、御免以後乘家有之。然近來及家郎諸卒乘輿、誠濫吹之至也。於向後者、國大名以下、一門之歷々者、不及御免可乘。其外昵近之衆、並醫陰兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後可乘。家郎從卒、恣令乘者、其主人可爲越度。但公家門跡並諸出家之衆者非制限。

一、諸國諸侍、可被用儉約事。

富者彌誇、貧者恥不及、俗之凋弊、無甚於此、所令嚴制也。

一、國主可撰政務之器用事。

凡治國道在得人、明察功過、賞罰必當。國有善人、則其國彌殷、國無善人、則其國必亡。是先哲之明誠也。

右可相守此旨者也。

慶長二十年卯七月 日

(三)『徳川禁令考』(諸士法度)参照。

(四)『徳川十五代史』所收、慶長八年七月、伏見城守衛の條目(拔萃)。

一、御在番中、自然振舞之儀、一汁二菜、可爲酒二返事。

(五)『制法留』。

覺

一、二汁五菜。 一、酒一献。

一、肴二色。

一、木具振舞可爲無用、但珍客並祝言座敷は格別也。

一、敷寄屋之事。

寛永元年子五月廿五日

(六)『當代記』卷七、慶長十七年六月廿八日の條参照。

(七)『江城年録』参照。

覺

人を切候もの有之は、其近き屋敷之者出合、何方迄も追懸留置、刀脇差を取、子細を相尋、奉行所へ可注進、若刀脇差を不出、すまい候は、打殺し候ても不苦候。右之もの追懸候時は、其先々の屋敷よりし、急度出合、可留置もの也。

然は不寄晝夜に、屋敷の前にて人を切候事を不知に於ては、其屋敷の番の者、可爲油断

もの也。

寛永六年六月廿日

(八)『東武實錄』参照。

(九)『増補寛永日記』参照。

定

一、二百石 侍一人

一、五百石より七百石迄 同三人

一、千石より千七百石迄 同四人

一、二千石より二千七百石迄 同六人

一、三千石より三千七百石迄 同七人

一、四千石より四千七百石迄 同八人

一、五千石より 同十人

一、三百石より四百石迄 同二人

一、八百石より上は千石へ付べし

同断

同断

同断

同断

寛永五年辰二月九日

(一〇)『東武實錄』参照。

覺

一、かちわかつう、弓鐵炮之者、きる物のたぐひの事。きぬ袖の分をゆるすべし。其上之いしやう無用たるべし。但其主人よりあたへしきる物は不苦事。

一、百姓之きる物之事。百姓分のもの、布もめんたるべし。但名主其外百姓の女房は袖のき

る物迄は不苦、其上のいしやうを着候はゞ、曲事たるべき事。

寛永五年二月九日

(一一一—一三)『昔物語』参照。

(一四)『徳川十五代史』第三編所収文書。

覺

一、於殿中、小歌高聲相撲停止之事。

一、大騒多く、朱鞘之大小、殿中へ停止之事。

附、下乗橋より内、覆面頭巾停止之事。

一、前髪有之小草履取、御城内へ召連候事、可爲停止事。

以上

寛永六年 月 日

(一五)『東武實錄』及び『大猷院殿御實紀』卷十八、寛永八年十一月五日の條。

一、徒侍衣類之事。

ねりはふたへより上のきる物着用すべからず、若狹之輩あらば、來年四月朔日より可剝取事。

一、小者身分として、侍に成ものあらば、本主人へ相理改之、急度曲事に可申付事。

一、家造作立振舞以下、何事によらず、其分限に不相應、過分之儀停止たるべし、但常之振舞は此以前より定の如くたるべき事。

以上

寛永八年辛未十一月十五日

(一六)『令條記』所収文書。

覺

一、中間小者草履取給分之事、金高貳兩貳分、又者貳兩、夫より下は、相對次第たるべし。

但舊功なすにおいては、主人の心に可任也。

一、相定給分之上、しきせ停止之事。

以上

卯二月廿三日(寛永十六年)

第三節 商業の發達

日本に於ける真正の商業の發達は、室町時代の末に城下町が發達して、消費者の大きな團體が現はれてからであつた。室町時代以後の「座」といふものは、一種の保護商業で、特定の商人に特權を附與して、其職業を保護し、其利益を保障したものであつたが、織田信長が城郭を安土に築くに至つて、嚴密な意味に於ける城下町が成立し、そこに定住して賣買に従事する商人に、種々の特權を與へることにしてから、嚴密な意味に於ける商業が成立し、それから江戸時代の商人階級を生ずるに至る道程を歩

城下町と商業

安土商人の保護

保護商業政策

江戸時代創始期

んだ。信長の安土商人に與へた特權は、従前とは異つて、絶えず市場を開かせる代りに、一切の租税を免除し、徳政の行はれることがあつても除外し、また他國の商人は安土の商人の利害を顧慮することなしに商買することが出来ぬといふ風のものであつた。つまり、信長はかうした保護によつて、安土の商業を發達せしめ、自分を初め武士らの需要を充たさしめようとしたのであつた。

かうした保護商業政策は、諸大名の城下に於いても行はれ、その結果、各城下町では商業が發達したのであるが、江戸時代に入つては一層それが發達し、遂に商業は全く工業から獨立し、工業もまた全く農業或は商業から獨立して、其利益を保障し、其存在を持續することが出来るやうになつた。そして江戸開府以來百年も經たぬ中に、そこには百萬の富を累ねたものが現はれた。素より商人は緇録の利を追ふのが本來の職業であるけれど、いくら機を見ることが敏であつても、またいくら頭腦を働かせたといつても、商業それ自體が所詮需給の原則を離れない以上は、そこに異常な利得といふものがあり得る筈はなかつた。餘りに多くの利潤を得ようとする商人の許へは、或特別の場合の外、どんな必要に迫られても需用者の集つてゆく筈がなかつた。薄利多賣主義——即ち所謂「嵩ではかす」主義が、商取引を旺盛ならしめる所以であるとすれば、

御朱印船

白絲割符の沿革



『業圖蒙訓倫人』屋 絲

少しの不便を忍んでも、顧客は當然暴利を食らないう供給者の許に集まつたに相違ない。かう觀て來れば、商人にも容易に百萬の富は蓄へられる道がないのであつた。若しそこに俄かに富を累ねたものがありとすれば、それは將軍家とか、大名とかから特殊の保護を受けた特權の所有者でなければならなかつた。

秀吉の時に創設せられた御朱印船の制度も一種の保護貿易であつたが、これは江戸時代に入つても其儘踏襲せられて、輸出入品の需給に對する調節を計るのに益があつた。家康は貿易を重んずる重商主義者で、海外貿易の發展の爲めには非常な努力をしたが、それはこゝでは説かないことにして、こゝには彼れの保護商業政策の第一の現はれともいふべき白絲割符のことを述べよう。慶長七年の頃長崎

に入港した外國船は、一向に取引が成立しないので、約二箇年間も假泊して賣口のあ
るのを待つてゐたが、それでも尙ほ買手が見附からないから、已むなく奉行にその旨
を訴へて、都合よく取計つて貰ひたいと頼んだ。其時の奉行は小笠原一庵であつたが、
事情を聞いて氣の毒に思ひ、早速伏見にゐる家康に事情を具申したら、家康は若し空
しく外商を歸らしたら、今後來ないやうになるかも知れないと、大變心配して堺の商
人を伏見に呼び寄せ、彼等に外船の積荷全部を買ひ取るやうに命じた。其時召集された
商人は、高石屋宗岸、奈良屋道汐、伊豫屋良千、具足屋宗據、成尾屋宗實、材木屋道二、
阿知子宗壽、伊丹屋道弟、芝辻宗意、小山良觀の十人(三)であつたが、いづれも承諾して
長崎に下り、外船の積荷全部を買收してしまつた。そこで家康は彼等を徳とし、彼等
に與ふるに特權(三)を以てした。其特權といふのは彼等が長崎に入つて絲の價格を定めな
い中は、どんな商人も長崎へ入つてはならないといふことで、此恩恵に浴したのは堺、
京、長崎の絲座のみで、其定額は堺百二十九、京百九、長崎百九といふ割合であつた。
當時の一丸は五十斤入り、一斤は百六十匁であつた。然るに寛永八年になつて、將軍
の居城のある江戸の商人が、これに加はつてゐないのは甚だ不都合だといふので、三
箇所以外に江戸をも加へて、其取引額の比率を改め、堺百二十九、京百九、長崎百九

糸座の十人

白絲の取引
比率保護商人の
四例後藤庄三郎
光次

江戸五十九といふ割合に定め、其外六十九を吳服所の分として特定することとなつた。
これは保護商業の先驅として特筆すべきものであつた。

此外、將軍家から特別の保護を受けたものは澤山ある。それらの適例は、兩後藤——
金銀座の後藤庄三郎、吳服師の後藤縫殿丞——茶屋四郎次郎、及び伊勢の角屋七郎次
郎であつた。記録によれば、初代の後藤庄三郎光次は、美濃の長井藤左衛門(利氏)の
孫で、彼れの父利治(彦四郎)が加納城で戦死した爲め、彼れは京都の市街を漂浪して
失意の日月を送つてゐたが、文祿二年に家康の知る所となつて御側御用を勤め、平和
の時にも、戦争の時にも、影の形に従ふが如く常に家康に隨つて、その經濟上、財政上の
顧問をしてゐた。慶長以前は貨幣制度がまだ確立せず、金は板金或は砂金を相互の合
意で授受し、銀は灰吹銀を「山出銀」といつてその儘通用さしてゐたが、家康が貨幣制
度を定めるに至つて、彼れに金座及び銀座を支配せしめることにした。光次は性質が
敏慧であり、また調和の才にも富んでゐたと見え、秀忠が家康に魚類を進獻して不興
を買つた時にも、彼れは中間に介在して兩者の意志の疎通を圖り、それが爲めに秀忠
から藤原定家の小倉の色紙を拜領したと云ひ傳へられる。彼れの妻は青山正長(善左
衛門)の女で、家康の意志で結婚したものであつたが、その後家康から大橋局といつた

金銀座

女房を賜はつて側女とし、その腹に生れたのが二代目の庄三郎で、元和二年に老中酒井忠世(雅樂頭)を烏帽子親として元服し、諱を廣世と云つたものであつた。傳説では廣世は家康の落胤であらうといふが、彼れと秀忠との間には常ならぬ親密の關係が結ばれ、元和元年以來常に登城して御側向の用事を勤め、秀忠が病氣の際には特に病床に招いて引出物を與へたことなどもあつたから、さうした傳説もたゞの假作とは信じられない性質のものであつた。二代目庄三郎は長崎御用取扱と、金銀座の支配とを兼ねてゐたが、秀忠が死んで薨髪した爲め、三代目の庄三郎が寛永十八年に家督を相續し、依然として金銀改役を勤むることになつた。

金銀座の後藤と併稱せられて、少からぬ特權を持つてゐた御用商人は吳服師の後藤縫殿丞であつた。その先祖は家康が岡崎にゐた頃から吳服の御用を勤めてゐたといはれる。二代目の忠正(源左衛門)は島津長徳の子で、永祿四年に初代松林の養子となり、その子の忠直(長八郎)は少年の日から秀忠の小姓を勤め、關原の役では軍功を立てたが、慶長八年に病死した爲めに三男の言勝(清三郎)が家督を嗣ぎ、元和三年には伏見で白糸十七丸を受けて、將軍家の衣服を調製した。三代目は益勝といつて、家光の時に吳服師として活動し、寛永四年九月四日に縫殿允の口宣を受領し、爾後、後藤縫殿

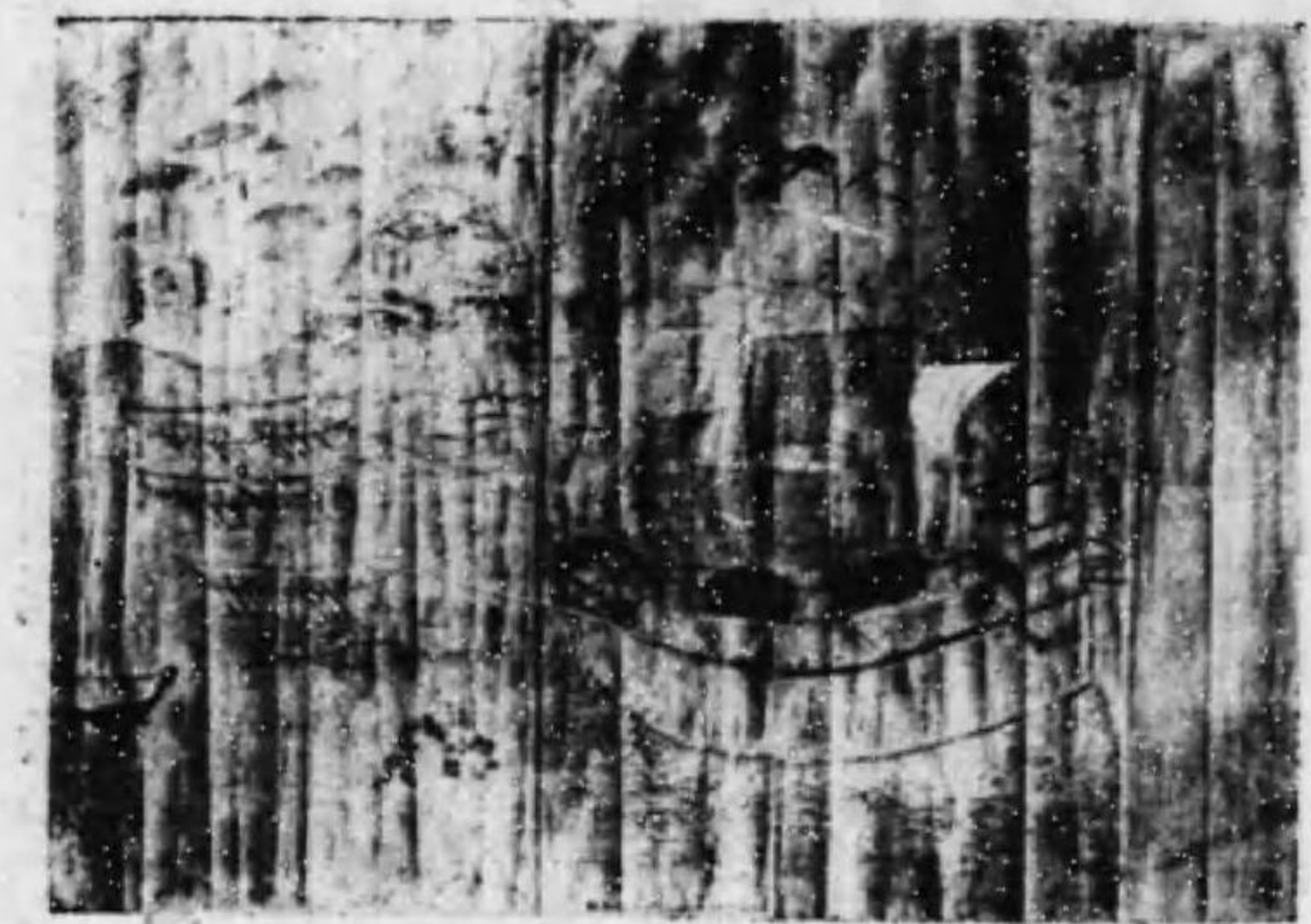
吳服師後藤
縫殿丞

允と呼んでゐた。

茶屋四郎次
郎

茶屋四郎次郎は吳服師として、後藤縫殿允と殆ど對等の位地に在つた。茶屋の先祖は中島四郎左衛門明延と云つて、山城中島の領地に住んでゐたが、彼れと彼れの妻である小笠原長隆(右馬助)の女との間に出來た子が四郎次郎清延であつた。清延は足利義輝が將軍であつた頃、流浪して京都に出で、そこで茶屋を營んでゐたので、其家を茶屋といひ慣はしたと言ひ傳へられる。その後、清延は三河に下つて松平家に出入し、常に家康に従つて諸所に轉戦し、天正十年には家康に従つて安土に至つたが、家康が堺見物に往つてゐた留守に、京都で信長が光秀に殺されたので、清延は家康を河内の飯盛に迎へて詳細の報告をした結果、家康は伊勢路を取つて歸國することとなり、彼れは道案内として常に一行の先頭に立ち、山賊らに用意の銀子を與へて漸く無事に三河に歸ることが出來た。それ以來、家康は清延を徳とし、天正十四年上洛した時に、京都新町の家を訪うて彼れの系圖を尋ね、其結果中島氏を名乗らすことに定めて、單に吳服ばかりでなく、種々の御用をも命ずることになつた。次代の四郎次郎清忠は上方町人の代表者となり、大坂、堺、奈良、伏見などの商人を代表して年頭の祝儀を述べたり、京都町方の取締りをする惣町頭役を勤めたりした。清忠の次代は、その弟の又四郎清

中島氏



茶屋船交趾貿易圖

次が相續し、これまた重用せられて、商用の外、長崎に下つて吉利支丹宗門改めに從事したり、絲割符の制定について盡力したりした。二代將軍秀忠の時から、大津御藏から切米二百石を給せらるゝことになり、爾後代々特權を保持して近世に及んだ。茶屋氏が將軍家から特別保護を受けたことは、清延の時代に交趾(Coociam)渡航の朱印狀を得て、安南方面に貿易船を出し、盛んに海外貿易に從事した一事によつても證明せられる。茶屋船は日本形の船舶で、長さ四間半、長さ二十五間あり、交趾方面に往來して貿易に從事したが、其船長は茶屋氏の一族である又次郎、新六郎などいふものが勤め、商業に精勵すると同時に、外交にも手腕を揮つたことが、同時代の繪卷物でそれと知られる。

茶屋と同じく安南地方へ貿易船を仕立て、且つ支店を置いて盛んに貿易を營んだ角屋の一族もまた將軍の保護を受けた特權階級の商人であつた。角屋氏は代々伊勢の大

茶屋船

角屋七郎次郎

七郎兵衛榮吉
階級上の特權

湊に住んで、造船航運に従事してゐたが、信長の弑せられた時、家康が堺から三河へ歸るのに、伊勢の白子から角屋七郎次郎の船へ乗つたといふ縁で、四百斛船一隻の分國內に於ける湊の出入を許し、且つ一切の税金を免除する旨の朱印を與へた。これが元で、角屋の一族は代々徳川氏とは特別の關係を持續し、明治に至るまで此特權を保有してゐた。傳ふる所に依れば、新井白石が幕政に參與した時、かうした特權を與へるのはよくないと云つて、それを褫奪しようとしたが不成功に終つたといふ。此一事を觀ても、角屋の持つてゐた自由航海、租税免除の利益の大きかつたことと、その勢力の強かつたこととは想像が出来るのであつた。角屋の一族は、かうした特權に保障せられて非常に富み榮え、七郎次郎の長男七郎次郎忠榮は家督を嗣いで松坂に移住し、次男忠左衛門は岡氏を嗣いで陸奥の岩城に居住し、三男三郎右衛門は松本氏を冒して長崎に居住した。忠榮にもまた三男あつて、長男七郎次郎忠祐は家督を相續し、次男七郎兵衛榮吉は安南の支店に赴き、三男九郎兵衛榮信は和泉の堺に住して屋號を鯛屋といつた。榮吉の如きは、鎖國令の爲めに安南から歸ることが出来ず、遂に同地で死んでしまつたといふ哀話もある。

これらの保護商人は、その出自にも由つたらうけれど、單に商業上の特權を得たば

かりではなく、階級上に於いても特別の扱を受けた。商人は四民の中最も低い階級であつたが、彼等はその中最も高い階級、即ち「士」の格を與へられ、兩刀を佩ぎ、苗字をつけることを許されてゐた。彼等の中、絲割符の特定商人の如きは、一種の特権ある同業組合ともいふべきもので、その構成は稍、歐洲中世のクラフト・ギルド(Craft guilds)に似てゐた。商業都市としての堺の發達が、歐洲の自治町村(Communes)と其狀況を同じくしてゐたことやら、そこから發芽した絲割符の絲座が、クラフト・ギルドに似てゐたことやらを考へ合はせると、そこには兩者の間に何らかの聯絡があり、系統があるかのやうに思はれる。江戸時代に於ける同業組合は、その後次第に發達して多數となり、單に商人のみならず、工人の間にもそれが出現されて、歐洲のギルドと殆ど全く同じやうな習慣が造り上げられた。其顯著な一例は、魚問屋の組合である。

魚問屋の發達の歴史も、矢張り保護商業の歴史から離れることが出来なかつた。義俠と、敏活と、抵抗とを以て、江戸時代三百年の市民道徳を裝飾し、それが「江戸の花」とまで謳はれた魚河岸の起原が、かうした特権の附與を以て始まつてゐるのは、可也に際どい皮肉とも見られるのであつた。傳説によれば、魚問屋の創設者たる森孫右衛門

クラフト・
ギルド

魚問屋の歴
史

森孫右衛門

門は天正十八年、家康の入國と同時に大坂から同族七人を率ゐて移住した。孫右衛門は攝津の佃村の漁師であつたが、家康が多田滿仲の廟所と住吉神宮へ參詣した時、神崎川を其持船で渡してやつたのが縁で、家康から森の苗字を與へられ、大坂冬の陣にも、海邊の狀況などを詳しく陳述し、また漁船で近海の漁撈に従事して、茶臼山の陣へ日々の副食物を供給したといふ功勞もあつたので、大坂落城の後には火災に逢つた藏米を多量に下附せられた上、大坂の表町で百間四方の宅地を賜はつたが、其宅地について色々と故障が起つた爲め、その山を言上したら、家康はそれを奇特に思つて、「然らば何なりと望みを申せ、叶へてやる」といつたので、「江戸表で末永く渡世が致したうございます」と述べた結果、江戸へ移住したといふことになつてゐる。此傳説は大分辻褃の合はぬところがあるにしても、家康の特別保護を受けて魚問屋が發達したといふこと、並びにその創業者が大坂方面から移住したといふことは、これから十分に證明が出来るのであつた。

創業の日に於いて、孫右衛門らは漁撈に従事し、主として白魚を將軍の食料として上納することになつてゐるが、孫右衛門の次男九左衛門の時に、彼れが支配してゐる漁師の漁獲を獻納した殘餘を本小田原町で賣り捌いたのが、魚問屋出店の起原とな

創設時代の
魚問屋

大和屋助五郎

つたといふ。慶長九年七月に家光が生まれた時、七夜の祝儀に用ひる魚類を調達して、同族七人が金百七十五兩、銀百五十枚の賞與を受けたこともあつた。かうして森一族の將軍家に於ける評判がよきに伴れ、魚商の利潤の大きいことが喧傳せられ、従つてその業務を羨むものが多數現はれた結果、攝津の佃村、大和田村、西宮などから、江戸に移住するものが激増した。彼等は爾後引續き魚商を營んでゐたが、元和二年に大和の櫻井から助五郎といふものが出て来て、居を本小田原町に構へ、そこで魚問屋を始めたのが、魚問屋の起原だともいはれる。その後安針町、本船町、本材木町二丁目にも魚店が設けられたけれど、その中最も手厚い庇護を受けたものは、本小田原町の森九左衛門の一族であつた。本小田原町の地名は、慶長年中江戸城修築の際、小田原の石工善左衛門が伊豆石の採掘を請負つて、それをそこで陸揚げしたのに因んで、自然と小田原河岸と呼び慣らしたのに基づくといふ。これらの傳説を綜合して見ると、始め森孫右衛門ら一族が、天正の末年に大坂から江戸に移住したが、それらの日に、彼等は専ら將軍家の食膳に上るべき魚類(主として白魚)の漁獲に従事してゐたもので、魚店を出すやうになつたのはすつと後世のことであると考へられる。彼等魚問屋が幕府から保護せられたことは、本材木町二丁目、三丁目の魚問屋が延寶二年に開設せら

本小田原町

資金六千兩の貸付

れた時、資金として六千兩の貸附金を許されたことによつても證明せられる。かうした保護は、始めは將軍家一家の需要を充たす爲めに企てられたことであつたらうが、市街が発達し、人口が増殖するに伴れて、魚類の需要が多くなり、在來の市場だけでは十分に供給を果たすことが出来なくなつたので、貸附金、專賣、その他の方法によつて魚問屋を保護し、魚類の供給を潤澤にすることに努力さしたり、新市場を開設して市民の便益を圖らしめる等の手段を採つたのであつた。即ち魚市場の歴史は、當初は個人的、官僚的のものであつたのが、後には公共的、民衆的のものに變形したのであつて、江戸市民の鬱然たる勢力の發達は、この一事でもそれと窺ひ知られるのであつた。

活鯛場と魚會所

魚問屋の眞の發達は、元和以後のこととて、その以前から近海の魚介は殆ど全く取り盡され、市民の需用を充たすことが出来なくなつてゐたので、寛永年間(一四)に大和屋助五郎は駿河地方の浦々を巡つて漁人と特約を結び、彼等に若干の仕入金を貸附ける代りに、浦々に活鯛場といつて、水中へ葭簀を張つて鯛を活かして置く装置をせしめ、それら活鯛場の魚類を一手に引受けて販賣することにした。かうして魚問屋は次第に數を増したので、本小田原町に魚會所を設立して、同町は勿論、本船町、同横店、安針町

「四組問屋」

の諸問屋を總轄し、これら四箇町では各々一箇町を一單位とする組合をつくり、規則を制定して相互の便益を計ることにした。これが即ち「四組問屋」で、爾後屋、幕府の特別保護を受け、助成地貸與(一五)その他の手段によつて、將軍家に對する納魚の損失を填補せしむることにした。かうした保護の結果、魚問屋の富と權力とは形を成して、遂に後世の魚河岸氣質といふものを馴致するに至つたのであつた。日本橋魚市場の歴史の第一頁もまた、團體に對する商業保護の顯著な一例として特筆するに足るものであつた。

商人實力を握る

魚問屋ばかりでなく、すべての特權を賦與せられた保護商人は、各々若干の獻上物をするとになつてゐたが、いづれも特權を利用して、他の個人並びに組合を排斥し、自己或は自己の組合の利益を保障したからして、個人も組合も異常なる發達をして、階級に於いて最も低位に置かれた商人は、最も高位に置かれた武士を輕侮し、農民、工人を願使するといふやうな矛盾した實際の狀況を呈するに至つた。——つまり武士が空虚な光譽に酔つてゐる間、農民が田園に無智の生活をしてゐる間に、商人は實力を握つて社會に横行するやうになつたのであつた。奢侈はかうして來り、逸樂はかうして現はれ、商人の生活は江戸時代の初期から既に墮落に向はうとする傾きがあつた。

墮落の傾向

藏前の札差

墮落には、資金を要した。資金のある所は即ち利益の多い所であつた。利益の多い所には、羨望と憧憬とを以て、多數の人々が集まつて來なければならなかつた。そしてありとある商業は萌芽し、分枝し、次いでそれらに發達して行つた。かうして時代初になかつた新しい商業も現はれ、時代末にはそれが鬱然たる勢力となつたものもあつた。藏前の札差の如きは其一例で、それは恐らく寛永の末年頃に起つたものであらうが、次第に富と力を積んで、遂に時代を左右する偉大な勢力となり、そこから階級闘争が惹き起されて、幾多の悲むべき劇的事實を見た。保護商業は、所詮、真正の商業の發達を妨ぐるものであつた。特權の附與——人員の限定、物品の專賣、利益の保障、その他さまざまの種類の特權は、それらが與へらるれば與へられるだけ、一部の人々が利益を得て、多數の民衆が損失を蒙るのは必然のことであつた。半武士、半商人の保護商人は、かうして久しい間不當の利得を貪り、尙ほいつまでも飽くなき其慾望を充たさうとしたが、階級闘争ともいふべき一種の現象が起つて、その多くは或は滅び、或は衰へて、當初のやうな繁盛の状態を持続したものは稀であつた。

(一)『八幡町共有文書』(安土山下町掟)参照。

(二)『絲亂記』卷一『十人之者伏見へ參る事』及び『堺市尹書留』参照。

(三)『系割符御由緒』所收文書。
黒船着岸之時、定め置年寄ども糸のれいたさる以前に、諸商人長崎え入べからず候。糸のれ相定候上者、萬望次第商賣いたす可者也。

慶長九年五月三日

本多上野介判
板倉伊賀守判

(四)『絲亂記』卷一『御代々御奉書の事』参照。

(五)『後藤庄三郎由緒書』参照。

(六・七)『吳服師由緒書』参照。

(八)『茶屋新六郎交趾貿易圖』参照。

(九)『角屋文書』。

四百斛船壹艘之事。

右分國中諸港出入役以下之諸役令ニ免許、不可有ニ相違ニ者也。仍如件。

天正十年八月廿三日

安倍善九

勢州大湊

奉之

角屋七郎次郎とのへ

(一〇)『一話一言』参照。

(一一)『安南記』参照。角屋七郎兵衛のことは、文學博士辻善之助氏『南洋の日本人町』、『海
外交通史話』所收、三九五—四一一頁)、及び川島元次郎氏『徳川初期の海外貿易家』(後篇)角

屋七郎兵衛』二九五—三三一頁)を参照せられたい。角屋の文書、圖畫、記録などは、大部
分伊勢山田の徴古館に出陳せられてゐる。

(11) Robinson: "Medieval and Modern Times," chapter XI, pp. 203-213.

(12) 『日本橋魚市場沿革紀要』上巻所收、魚問屋の起原に關する上申書。

(13) 『慶長見聞集』卷二『東海にて魚貝取盡す事』。

(14) 正徳五年『御拜借地間口井地代町入用の覺』参照。

第四節 階級闘争——武士と商人

富の力

富は偉大なる力であつた、何物もこれに抵抗することは出来なかつた。信長が擡頭
したのも、秀吉が成功したのも、家康が江戸政府の基礎を開いたのも、實は皆武力の
陰に潜んでゐた、大きな、強い富の力に助けられたからであつた。家康の如きは、觀
方によつては立派な商人であつた、少くとも商人氣質をその偉大な人格の一要素とし
てゐる人物であつた。——否、彼れは字義通りに商業にすら従事した。時代の大名の
中には、外國貿易を營んだものも少くはなかつたが、家康のはさうした普通の程度で
はなく、立派に「買占め」をまで行つた。同時代の外人の日記に従へば、家康は大坂役
の始まる數年前から、盛んに鉛の買占めを行つてゐたといふが、それは軍需品である

家康の商行
爲

から已むを得ないとしても、相場の下つた時に多量の海外輸入品を買ひ込み、その騰つた時にそれらを賣り放したといふのを觀れば、誰れしも彼れが商業に従事したといふことを否定する譯にはゆくまい。家康は餘りに多く富を理解してゐたが故に、それが他に在つてはならぬ、それは自分の家だけにあらねばならぬといふ利己的な考へを起し、無用の土木を興して富力の裕かな大坂の豊臣秀頼を窮乏に導き、江戸城其他の修築工事に諸侯を使役して其生産力を一時減退せしめ、而して其間に自分だけはどうしと富を蓄へたのであつた。

かうした富の渴仰者で家康があつたから、彼れは自分に直隸してゐる武士の商業を禁ずる方針を採つて、いくら働いても金の出来ぬやうな境遇に彼等を常に居らしめようと工夫したのであつた。戦争の續いてゐる間、乃至はそれが終つてからまだ間のない時には、武士は眞紅の血潮に洗禮せられて、戦場の功名を無上の榮譽と信じ、それを得ることによつて満足することが出来たけれども、戦争が終熄して、平和の日が長く續くやうになれば、空虚な名よりも現實の富が懐かしくなつて來ねばならなかつた。傳統の精神は、弓馬こそ武士の要樞である、武道は何を委て、も勵まなければならぬと教へても、無い袖は振られないといふ諺の通り、武士も生活機能の働いてゐる人類

空虚な名譽

傳統の精神
と現實の肉
體

「食はれど
高楊枝」

である以上、現實の肉體は、飯を食ひ、着物を着、家屋に住まねばならなかつた。寒天に拾一枚を着て顛へてゐた彼等は、眼の前に美しくいゝ温い衣服を見せつけられては心を動かさずには居られなかつた。一日食はずにても空腹を訴へるのを耻辱として、

「食はねど高楊枝」と高調してゐた武士も、食はなければ餓死するといふと分つて來た。活きる爲めには、食物を要し、衣服を要し、住居を要するとが知れて來た。活きる爲めばかりではなく、彼等は武士の體面といふものを維持する爲めに、實用以上の費用をさへ必要とした。けれどもその収入には限りがあり、とてもその一定の収入を以てしては、物價の昂騰した時代に必要な物資を購入することが出来ず、家庭經濟は殆ど常に不足を告げてゐた。不必要品を賣拂つて一時の不足を支辨したこともあつた。

「賣食ひ」

けれども不足は不斷であり、不必要品は常住ではなかつた。所謂「賣食ひ」が出来なくなつた時、彼等の前には餓死が横はつた。あらゆる手段は講ぜられ、あらゆる方法は工夫せられたが、矢張り無は無として残り、不足は不足として残り、その經濟問題は解決せられなかつた。彼等はそれらの日に、人から物を借りることを耻辱と信じ、貸すものも亦た人に物を貸すことを耻辱と信じてゐた。借りるものは返す日のあることを豫期しても、貸すものは返される日のあることを豫期せず、貸すことは即ち與へるこ

武士の貸借

とであると信じてゐた。かうした觀念が武士を支配してゐたが故に——商人の頭にさへ、かうした觀念が宿つてゐた程の世の中であつたが故に——廉恥の心ある武士の間には殆ど貸借といふものがなかつた。けれど時代は急轉直下して、金融は逼迫し、物價は昂騰し、生活費は膨脹し、武士はその収入を以てその經常生活費を支へることが出来なくなつた、借りなければ食へない日が彼等を逐うて來た。

この貧乏な武士群の前に、不思議にも富裕な商人群が現はれた。前者が食物の缺乏を憂へ、寒天に衣服の薄いのを歎いてゐる時、後者は贅澤な食物に就いて満腹し、きらびやかな服装をして温暖に飽いた。前者が明日は如何にして食糧を得んかと苦心してゐる時に、後者は一日五兩の船賃を拂つて、悠然と隅田川に舟遊を試みたりした。いくら刀ばかり眺めて居れと戒められても、美くしい着物は矢張り美しく、旨しい食物は矢張り旨しく、住み心地のよい家は矢張り住み心地よく、武士の眼にも、口にも、肌にも感ぜられるのであつた。それを思ひ切つてしまふことは、死の黒い手が迎へに來るまでは、彼等にも矢張り出來ない相談であつた。かうして町人文化は次第に武士階級のもの、頭腦に浸潤し、富を愛する心、金を要求する心、生活を豊かにしたいといふ心、名はさほど有難くないものだといふ心が油然として彼等の胸に湧いて

商人群の贅澤

町人文化の浸潤

金銀商賣

來た。

さうかといつて、ちつとしてゐても柵から牡丹餅は落ちて來なかつた。武士は矢張自分で儲け口を見つけねばならなかつた。稍、金錢の餘裕のあるものは、禁令があるとは知りながら、金銀商賣(金貸業)を始めた。金もなく、才もない者は一種の貸間を始め、僅かの目腐れ金を握らうとして、追放の刑に處せられるに至つた。そこに一つの極めて悲しい物語が残されてゐる。それは寛永頃のことであつた。或日、將軍家光が外出した時、駕籠の中から百人組の徒同心が、自分の邸の前へ店を出して品物を賣つてゐるのを見つけ、色々訊問した結果、他人に家を貸して商賣をさせたことが分つて、組頭は閉門に處せられ、同心は追放に處せられた。それはいふまでもなく、武士は一切の商行爲をしてはならぬといふ規定に基づいたものであつた。食へるだけの扶持給金を與へないで置いて、その不足を補はうとするものを處罰するほど慘酷とはなかつた。それだから家人の中には、武士といふ空名に愛想をつかして、養子の名義で町人や百姓に武士の株を賣渡すものが續出するに至つた。もっかうなつては、武士は確かに部分的解體——物質的破産を遂げたものと同様であつた。ところが後代に至つては、かの皮肉な『當世大學』^(三)が諷刺したやうに、「才覺の道は米徳を明かにするに在る」

家を商人に貸した同心の處罰

武士の株を賣る
『當世大學』の所謂「米徳」

とさへ考へる日が来て、武士は精神的破産をさへ遂げた。即ち武士の一部は全く解體に陥つたのであつた。しかし、それを以て武士の墮落であると斷ずるのは、餘りに酷な觀方であらねばならぬ。屋根を草葺、板葺にしてゐた時代の生活費を標準として武士に一定の支給をなし、それが瓦葺になつた時代にもその儘で活計を立てよといふのは、生活程度の向上といふことを知らぬものであつた。殆ど毎年のやうに、家光は儉約令を出してゐるが、いくら儉約をしても必要なだけの生活費は必要であつた。武士は實際勞力に相當した報酬を得てゐないのであつた。

江戸時代の經濟學者は、經濟上から武士と商人との生計を比較して次の意味を述べた。時代は先後あるにしても、先づ大體の標準を窺ふことは出来る。——「大都市の商人は、其店に長幼合はせて四五人の雇人を置いてゐる。また奥向には妻子や下女を合はせて四五人ゐるから、總計八九人と計算してもよい。かうした人數の家では、精米が一年に約十四石四斗、燃料が約七兩四分、大根漬が約一兩三分、蔬菜、家具の料が十四五兩、衣服の料が十七八兩、修繕費が六七兩、給料が八九兩、借地料が廿二三兩、合計百兩餘を要する。そして百兩の純益を得ようとするには、少くとも千兩の資本を持たねばならぬが、世俗のいふところに従へば、大資本の運轉はむづかしく、七百の資

武士と商人
との生活の
比較

武士は商人
に二倍する
生活費を要
す

武力と金力

本で七百を利することは容易であるけれど、千兩の資本で百兩を利することは困難である。今、これを武士の生活に比較して見ると、百兩は三百石に准ずる。三百石の家では侍二人、具足持一人、鎗持一人、挾箱一人、馬取二人、草履取一人、小荷駄二人の法定軍役を出さねばならぬことが、寛永十年二月十六日に規定せられた。——此以外に、武士は其家族として妻子、侍女など少くとも七八人を養つてゆかねばならぬ故に、其員數は恰ど商人の二倍になる譯である。加ふるに商人の方は算勘が其専門であるから、金銭上の融通は如何やうにもつき得るであらうのに、武士の方はさうしたことを申しいことのやうに思つてゐるから、萬一の場合にも不足を填補する道がつかねたらうとは、誰れの頭にも直ぐ泛ぶ想像であつた。

「力は權」といつたやうな戰亂の連續した時代に於いては、武力は殆ど一切を支配してゐるが故に、金力はさほどの効果を持たなかつたけれども、平和の連續する時代には、武力は段々と光輝を失つて、金力がそれに代る「金は權」ともいふべき現象を呈するのが常であつた。人類はとかく極端から極端に走り易い傾向を持つてゐるもので、自分の携はつてゐるもの以外を觀る眼のないのが普通である。それ故に、武士は一切を捨て、「名」に生きようとし、商人は何よりも「富」を充實させることに努力した。武士

マルクスの
唯物史観

が刀の權に手をかけて、「斬捨御免」の特權を笠に、商人を成したり、脅したりすれば、商人は財布の口を堅くしめて、「地獄の沙汰も金次第」の諺を楯に、武士を嘲笑したり、黙殺したりした。そこに精神、物質、兩界の争ひが起らなければならなかつた。若しマルクス流の唯物史観を以て、かうした兩階級の對立の歴史を觀るならば、これを「階級闘争」の一種といふことが出来よう。江戸時代の初期の末には、それまで虐けられ、いぢめられて来た商人が自覺を起して、自分達を虐け、いぢめぬいた武士階級に對して、反噬の牙を磨ぎ始めた。

寛永年代は少くとも商人、武士、兩階級が闘争の歴史の頁を繰り換けた最初であつたといひ得る。——それは寛永十九年のことであつた。春の頃から米價が暴騰して、一斗の價格が銀九匁以上にも昇つたので、民衆は生活費に窮し、小糠だの、酒粕だのを食べて餓を凌いだが、かうした暴騰は主として、代官、藏奉行、勘定役らが豪商と結託して空米券をなし、官有の麩米を握つて市場に出さなかつたのみならず、米穀を輸入する船舶を取押へて江戸に入らしめなかつたから起つたのであつた。同年七月八日には、城中の米藏奉行、淺草の米藏奉行、米契裏書役を始めとして、城米方手代、代官、勘定役らは斬首、切腹或は追放に處せられ、越えて十四日には、これらの幕吏と結託

寛永十九年
米價の上事
件家光、家人
を救恤す

した豪商長谷川甚左衛門、三浦屋又左衛門、松本作兵衛らは、其家財を没收して佐渡に流され、尙三人の商人と二人の手代とは家財を没收した上追放の刑に處せられた。此出来事は、明らかに武士の精神の商人化したこと、商人階級が生存競争に於いて武士に打勝たうとしつゝ、あつたこと、を表示するものであつた。

家光は一面に於いては儉約令を出して、旗本や足輕を戒め、途上で身分不相應な袴を着けてゐた家人を見出してこれを處罰したりしたが、他面に於いては生活費が昂騰して、所定の収入では彼等が家計を支持してゆくことの出来ないことを知つてゐたが故に、家人を救恤する手段を取つたりした。寛永九年二月には、旗本らに遺金の若干を與へ、十年二月には、兩番、大番の千石以下の者に二百石づつ、を加増し、また麩米を支給してゐる者はそれを采邑に代へたり、無収入者には二百石の新祿を與へたりして、いくらでも生活難から彼等を救はうとした。或年、旗本達から窮迫の餘り貸付金を願ひ出したことがあつたが、恰ど其頃、家光は目黒へ行つた序に金藏を検分し、藏の中に充滿してゐる金箱を見て、「之は何だ？」と問うたので、酒井忠勝が「金箱でございます。あれは權現様(家康)からお譲りの分、これは大御所(秀忠)からお譲りの分でございます」と説明したら、家光は「誰れの譲りといふことがあるものか。今日では皆な俺

金藏の金を
貸下す

のものだ。金をこんなに藏へ積んで置くから下々の者が困るのだ。早く取出して希望通りに貸してやれ。役人達も皆な借りるがよい」といつた^(一〇)とある。家光がかうした社會政策を行はねばならなかつたところに、武士階級の生活の困難が横はつてゐたことが證明せられる。

かうして武士は商人から金を借りた。金を借れば利息を支拂はなければならなかつた。利息の元金に加はる率は恐いもので、必らずそれから辨濟不能といふ忌むべき現象が起つて来る。それは單に旗本や、家人や、諸國の藩士のやうな小身者ばかりではなく、大名の間にも起つた現象で、それを救濟する爲めに種々の悲劇が起つた。いはゞ室町時代の「徳政」のやうなもので、借金を帳消しにしてしまふといふ非常手段を採つたので、商人は忽ちに産を失つて倒れた。さうした悲劇は、今の三井家の祖先といはれる三井高房が、享保年代に書き残した書物の中に數々を窺ふことが出来るのであつた。京都の富豪であつた石河自安は、島津、細川らの諸大名に多額の金を貸したが、少しも戻つて來ないので、一門悉く跡方もなく成り果てた。袋屋常皓は京都で一二を爭つた富豪で、其邸宅を新築した時には、所司代の板倉周防守から譴責されたほどであつたが、因幡の松平右衛門督に多額の御用金を仰せ附けられ、其後は借金をして遺算

借金の帳消し

大名らに借り倒された富豪の實例

石河自安

袋屋常皓

高屋清六

二村壽安

武士の副業

段をしてゐたが、遂には首が廻らなくなつて、家資分散の憂き目に逢ひ、僅かに松平家から支給する二三百俵の給米で其生活を支持した。^(一一)高屋清六はもと武士で、佐渡の金山などに勤めてゐたこともあつたが、其後浪人して商人となり、金銀を多く貯へて、富裕な生活をしてゐたが、南部藩を始め、尾州、紀州の兩家などへ多くの用達をして、それが爲めに身代が丸潰れになつた。^(一二)下立賣室町の二村壽安も、細川、島津などに金の立替をして、石川自安と同じ頃に破産した。^(一三)かうした例は、まだいくつも、此書の中に発見せられる。かほどに大名は商人達をいぢめて、其産を失はしめたのであつた。其代り、商人は他面に於いて、旗本や家人やをいぢめ、淺草藏前の札差業者の如きは、計算の道に暗い彼等をこまかして、其貧しい生計費の中から幾分を自分達に支出せしめ、それによつて自分達は贅澤な生活をして、江戸の流行は札差から始まるといふやうな諺を生ましめるに至つた。そこで、江戸時代の末期には、旗本や家人の家族は副業として彼等の卑しんでゐる町人の眞似をして、漸く其日の活計を立てるといふやうな、慘憺たる生活を生活する日を迎へた。これらは皆階級闘争の結果であつた。^(一四)しかしながら、此闘争は時代の初期に於いてはまだそんなに酷だしくなかつたが故に、中期、後期に於けるが如き顯著なる例を示すことは出来ないけれど、さうした闘争が

年を逐うて次第に發達、展開しつゝ、あつたことは争ふべからざる事實であつた。

(1) "Cocks' Diary." 参照。

(二)『諸國大鑑』。「天下の町人なれば、こそ一日五兩の船賃は出せ、これさへ者と詠め行に、河武丸といふ船に入疊釣の紋紗の蚊屋、乳縁ひどんす、四角の唐房、匂ひの玉靡かせ、軸簾の内には人も大勢あると見えし」。

(三)『當世大學』。「才覺之道。在明米德。有貧民。在取於利錢。知取而後在貧。而後能豐。豐而後能富。富而後能驕。驕而後能得」。

(四)『栗原柳菴古今實業圖譜』参照。

(五)『誠貳日記』及び『落穂集』卷五『武士勝手噂の事』参照。

(六・七)『日記』『大猷院殿御實紀』卷五十一所收、寛永十九年七月八日、十四日の條参照。

(八—一〇)『日記』及び『寛元問書』参照。

(一一—一四)三井高房町人考見録上卷、石河自安、袋屋常晴、高屋清六、二村壽安の條参照。

(一五)此階級闘争ともいふべき武士對商人の關係は、栗田元次氏の『武士と都會生活』(『歴史地理』第二十七卷第五號所收)にいくらか描寫せられてゐる。讀者は是非とも一讀せられたい。

第五節 農民の生活状態

日本もまた地球上に於ける諸國と同じく、其民衆生活は漂浪時代から定着時代に入

經濟史上の
段階

つた。——他の言葉で言ひ現はせば、世界の民衆生活は狩獵生活から牧畜生活を経て農耕生活に入つたが、我邦は地勢の關係から牧畜生活を経過することなしに、狩獵漁撈生活から直ちに農耕生活に入つた。農耕生活は、それ故に、古代日本の民衆生活の總てあり、従つて時代が變つて分業が行はれ、幾分の工業生活、商業生活が現はれるやうになつても、尙ほそれは重要な生活の基本であつた。農業立國は我邦の民衆の傳統的精神で、江戸時代には早や經濟史的階段からいへば、農工商を兼有した農工商時代が來てゐるにも拘はらず、農業を經濟の基調とする考へは失せなかつた。

武家政治に於いては、武士階級の爲めに總ての階級を犠牲とするのが本心であつたけれど、表面だけは兎も角も農民を國家の基本としたが故に、彼等を愛憐獎勵して、其生産を増加せしめ、従つて自分等も其利益に均霑しようとした。國家——將軍の中央政府は勿論、大名の小政府——の収入は、主として農民から取立てる租税であつたから、いはば農民は彼等にとって重要な財源であつた。極端にいへば、武士、殊に大名と農民との關係は、生物學者の所謂「共棲生活」ではなくて、寧ろ「寄生生活」に近いものであつた。即ち大名武士は農民と、互に補助し合つて生活物資を得ようとしたものではなくて、宿生木が宿主に寄生するやうに、武士大名が農民から自己の生活に要

武家政治と
農民の地位

武士は寄生
生活

する物質を奪はうとしたものであつた。武士にも、大名にも、勿論、それらの任務責任はあつたけれど、それらはたとへ無かつたにしても、農民の生活にはさほどの不便も不都合もなかつたのであつた。農民達は自治によつて、自分達を支配してゐたが故に、政治上に於いても殆ど全く武士大名から獨立することが出来たので、武士大名から干渉されることは、却つて彼等にとつて迷惑であり、厄介であつた。かうした關係に居つたが故に、武士大名は農民を表面だけなりとも愛憐しない譯には行かなかつた。

將軍や大名が利己的であればあるだけ、それだけ農民は彼等の生活物質の無償供給の比率が多い譯であつた。勿論、或時代には、或領主では、農民をも益し、同時に自分達をも益しようとする共同生活コムンサルイズムに近い考へを持つてゐたものもあつたけれど、大體に於いては農民を犠牲にして、自分達が旨い液を吸はうとした傾向があつた。江戸時代の初期に活動した武士の一人、本多正信は、其著（二）に於いて次の如く云つてゐる。——「農民は國家の根本である。彼等を統治するには方法がある。即ち先づ各人所有の田地の境目を正し、然る後一年間に要する米の高を見積らせ、收穫高から所要高を差引いて其殘高を年貢として納めしめる。農民には餘財あらしめてもよくないが、また不足せ

武士と農民
との社會的
關係

本多正信の
農民觀

天子の天職

しめるのもよくない。これが統治の祕訣である。また九月、十月の交には、國中の道路、橋梁を修造して、往來に不便のないやうにし、其費用は統治者から補助しなければならぬ。此外に農民を驅使してはならぬ。勿論、收穫に比例しないやうな多額の年貢を取つてはならぬ。農民が疲弊すれば、田地に肥料を施す力が減じ、耕耘をする勞を惜しむやうになり、其結果、收穫は減退し、従つて國家は疲弊し、民衆は衰憊せざるを得ない。それよりも更に恐ろしきは、かうした状態に陥ると、農民は怨恨の念を懷き、罪を天子に歸するやうになる。天子は神から農民の生活の安定を圖るべき使命を授けられてゐる。然るに天子にして若し榮華な生活を送つて、それが爲めに農民を疲弊せしめるやうなことがあれば、上は天道に背き、下は民衆に疎まれて、遂には自滅の境涯に陥るのは昔からの慣習（三）であつた。心を盡くして民衆を撫育し、身をつめて國家を統治するのは眞の天の道である。かうしたならば、一被治者は治者を父母の如くに懐かしむであらう。統治の道を究めずして、徒らに茶の湯や敷島の道に思ひを寄せ、武士の歎きも、農民の飢ゑも知らないやうなどでは、いつかしら天罰を蒙らなければならぬ。盗人ばかりが悪人ではない、民衆を困（四）しめるものを悪人といふのだ。——かういつて、本多正信は、農民の愛護を治者の義務のやうに説きながらも、政治の要は農

民をして過不及なき生活をせしめるに在りとし、彼等に生活の餘裕を與へて、其生活を向上せしめることを悦ばないのであつた。即ち農民と共棲生活の關係に居らうとはせず、彼等に寄生々活を試みようとしたことの一例證として、此書の論述は甚だ興味深いものである。

凶作の連続

農民は、勿論、安土桃山時代の戦亂から解放された時、安定と平和と光明とを急に認めることが出来た、即ち安んじて農耕に従事することが出来た、そこでは生の壓迫、死の脅威が減じた。しかし、彼等の生活は決して餘裕のあるものではなかつた。半は尙ほ自然民衆であつた彼等は、暴風、豪雨、洪水など自然の攻撃に對して自己を防止することが出来ず、それらから非常な患害を被つた。いはゞ日本は、それらの日には、年々、部分的な凶作の連続であつた。家康が將軍になつた慶長八年十二月には、淺間山が鳴動して、關東の寒氣例年よりも強く、九年四月には關東に大洪水があり、八月には伊勢、美濃、近江地方に大風が吹いて農作物の被害多く、尾張では堤防が決潰して海潮が田地に侵入した。其秋關東は一圓の凶作で、農民は皆其不幸を歎いた。十二月には海嘯が太平洋岸に起り、或村は百戸の中九十戸は洗ひ去られ、數十隻の釣船は行衛不明になつた。伊勢灣では海水が一町ばかりも退いたので、魚貝の類を拾つてゐた

淺間山鳴動

關東の凶作

太平洋岸の
海嘯

旱魃と洪水

ら、大波が俄かに押寄せて來て大石を浦々に打上げ、それが爲めに生きて歸つたものは稀であつた。上總では七箇村が跡方もなく、人馬に數百の被害があつた。慶長十年には正月に三度も霜害があり、四月には遠江、駿河に大洪水があり、島田の如きは全町浸水の厄を見た。五月下旬から六月にかけては降雨なく、民衆は田作の枯渴せんことを恐れたのに、七月末に大降雨があつて、美濃、尾張、伊勢、近江、三河は洪水の害に遭つた。八月には關東地方に大洪水があり、作物は殆んど全く失はれた。前年は旱魃の爲め、當年は洪水の爲め、二年も立て續けの凶作で民衆は全く窮乏のどん底に墮き落された。十一月には信濃の淺間山が燒け、十二月には南海に海嘯があり、八丈島沖では一夜の中に島が現出したりして、此年も不安と危惧との中に遽しく暮れてしまつた。

人類の迫害

かうした自然の壓迫の外に、それよりも尙ほ怖ろしい人類の迫害をも受けたのであるから、農民の生活は安固平和であり得る筈がなかつた。勿論、江戸時代に入つてからは、幾分かは領主代官らの暴政が和らげられやけれど、誅求は必ずしも減じなかつた。中には無理なことを云ひ懸けて、農民を苦しめたものさへもあつた。甚しきに至つては、農民が少し辯解がましい事でも云へば、無闇にそれを殺したのもあつた。

農民の殺害

年貢の填補
地頭の非行

代官の無慈悲

暴風とか洪水とかで、田地の登らぬことがあつて年貢が滞納すると、奉行所ではそれを他村の納租を以て填補したりした。^(二五)地頭の處置について憤慨し、それを上長官たる代官に訴へようとすれば、直目安は停止であるといつて却下せられたり、處罰せられたりした。それ故、志のあるものは住み慣れた故郷を離れる決心で地頭の非行を訴へたりした。^(二六)地頭を代官に訴へれば、代官は地頭の身方をして、農民の訴へを聴くことは稀であつた。訴へれば殺され、さりとて訴へなければ年貢の納められぬ罪を免れることも出来ない。坐^まても起^たつてもゐられない農民は、泣く泣く^(二七)其郷里を棄て、漂泊の旅に上らざるを得なかつた、時には可愛い妻子と分れ^(二七)に。さうした決心は、しかし、容易に作られるものではないから、農民は屢々、目安(訴狀)を提出して地頭の非行を訴へたので、官憲では農民を諭して、知行方について直接に地頭に陳情し、その上で代官に訴へしめる方針を取つた。

境界と水と
から農民の
争闘

生活が苦しければ、自己と自己の家族との保障の爲めに、他を顧みる違がなくなるのみではなく、時には他を壓し^(二八)なければならぬ日も来る。そこで農民の間には、山野の境界、灌漑の利害などについて争論が生じ、場合によつては一村が連合して他村に對抗し、弓、鐵砲などの兇器を持出して一大争闘を開始したこともあつた。^(二九)井とか堰

巡檢使の發遣

巡檢使心得
書の内容

とかの修造については、村民を驅使して之に當らしめたが、中には命に應じないものもあつた。^(三〇)檢地も彼等の忌んだところで、言を左右にして成るべくそれに應じなかつたが、それは農民が實收高を隠さうとしたばかりではなく、檢地せられる毎に必らず若干の租税の増額を伴つたからであつたとも思はれる。^(三一)

代官、地頭などは、大方、上長官の鼻息を窺ふのを自分達の仕事と思つて居り、心底から農民の休戚を憂へるやうなものは少なかつた。中には關東の代官として聲名を馳せた伊奈忠次のやうなものもあつたが、彼れの如きは眞に鶏群中の一鶴ともいふべきであつた。それ故に、幕府は地方行政を視察する爲めに、時々巡檢使を派遣したが、これらにもまた非行が少くはなかつたらしい。それは家光の將軍であつた寛永十年正月六日のこと、幕府は諸國巡檢使の分擔を定めて、五畿内及び南海道には溝口善勝(伊豆守)ら三人を、關東には小出三尹(大隅守)ら三人を、九州には小出吉親(對馬守)ら三人を、中國には市橋長政(伊豆守)ら三人を、奥羽、松前には分部光信(右京亮)ら三人を、北國には桑山一直(左衛門佐)ら三人を派遣することとし、^(三二)且つ彼等に對して巡檢使としての心得書五箇條を頒つた。心得書の内容は、(一)決して官權を笠に着て驕傲の言動をなしてはならない。(二)従者同士で争論をすれば當事者雙方を處罰し、彼等が土地